

東北圏広域地方計画

計画原案（素案）

※第 5 章の個別公共事業は調整中

平成 2 8 年 1 月 1 4 日

東北圏広域地方計画協議会

本資料は、東北圏広域地方計画協議会や、東北圏広域地方計画有識者懇談会における議論等を踏まえ、平成 28 年 1 月 14 日時点での検討状況を整理したものである。

はじめに

現在の東北圏広域地方計画は、21世紀前半期を展望しつつ東北圏の地域特性を踏まえ、特色ある地域戦略を描く概ね10年間の計画として、平成21年8月4日に大臣決定されている。その後、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により太平洋沿岸部を中心に甚大な被害を受け、計画推進に向け多くの課題が生じたこと、また、近年頻発する大規模自然災害等やインフラの老朽化への適確な対応、急速に顕在化する人口問題など、様々な社会要請に応えるため、これを前倒して改定することとした。

計画改定にあたっては、新たな国土形成計画（全国計画）や国土のグランドデザイン2050等と整合を図りつつ、長期的視点から「新たな東北圏」の姿を描いたうえで、今後10年間に推進すべき地域戦略を明示する。

計画期間における最優先課題は、東日本大震災からの迅速な復興である。今後も行政、住民が一丸となって取り組みを加速し、一日も早い復興を成し遂げる。

また、震災を教訓に災害に強くしなやかな東北圏の創出を目指す。具体的には、地震・火山対策、洪水・土砂対策等の推進に加え、産学官が連携し、災害記録の蓄積・伝承、防災技術の研究・開発・普及など、ハード・ソフトの両面から総合的に取り組み、国内外に誇れる防災先進圏域の実現を図るとともに、グローバルな防災戦略の推進に貢献する。

東北圏は、南北600キロメートルに及ぶ広大な国土を有し縦方向の移動距離が長く、また数列の山脈により横方向の移動も容易ではないことに加え、約8割が豪雪地帯という厳しい条件下に多くの中小都市や農山漁村地域が形成されている。また、全国で最も急速に人口減少・高齢化が進展すると予測され、一部地域では既に深刻な問題として顕在化しつつある。

このため、多様な産業の振興を図るとともに多世代が持続的かつ安全安心に暮らせる都市・農山漁村地域の実現に向けた取り組みを積極的に推進する。例えば、近隣の都市同士が都市機能のコンパクト化とネットワークの整備を進め、相互補完するシステムへの転換を図るとともに、東北圏の大部分を占める農山漁村地域においては、一定のサービス機能を集約した小さな拠点の整備と、拠点と都市・集落を結ぶネットワークの整備を図り、圏域内に活発な対流を創り出す。

また、圏域内の対流のみならず圏域間の対流を促進し、首都圏等の他圏域から積極的にヒト・モノ・情報等を「呼び込む」ことは、人口問題に直面している東北圏において非常に重要である。

平成２７年春に常磐自動車道が開通し、関越自動車道、東北自動車道に次いで三本目の動脈が首都圏と直結した。加えて、現在震災復興プロジェクトとして整備が進む三陸沿岸道路や日本海沿岸地域で整備中の日本海沿岸自動車道などの縦軸、それらを結ぶ横軸の整備により、１０年後には東北圏全域に速達性、信頼性の高い交通ネットワークの効果が波及し生産性が飛躍的に向上する。

また、北海道新幹線の開業や仙台空港の民営化、港湾機能の拡充などにより圏域間の対流が促進される条件が充実する。

まさにこれからの１０年間は、東北圏に「呼び込む」千載一遇の機会となる。この機を逸することなく各種産業の振興を図り、医療、ロボット等先端産業の集積などにより産業分野の裾野を拡大するとともに、基幹となる農林水産業分野における６次産業化の推進、国際研究拠点の誘致などにより、若者・女性等の雇用環境の充実を図り、子育て環境の整備と相まって定住人口の安定化を図る。

さらに、圏域内の豊かで特色のある自然環境・文化資源を周遊する広域観光サービスを積極的に提供し、国内外を対象とした観光産業の活性化により交流人口の大幅な拡大を図る。特に、２０２０年に開催される東京オリンピック・パラリンピックは、震災復興の姿と安全で魅力ある東北圏を世界に発信する絶好の機会となることから、外国人観光客へのプロモーション等について首都圏との連携を強化していく。

また、国内外との交流・連携を促進し、東北圏全体として国際競争力の強化を図るため、太平洋と日本海の２面をフルに活用した国際物流機能、国際交流機能の高度化・効率化を実現するグローバル・ゲートウェイ機能強化に向けた取組を推進する。

東北圏広域地方計画 計画原案（素案）目次構成

第1章 計画の目的.....	- 1 -
第1節 計画の目的.....	- 1 -
第2節 計画の対象区域と計画期間.....	- 2 -
1. 対象区域.....	- 2 -
2. 東北圏の位置づけ.....	- 2 -
3. 計画期間.....	- 3 -
第2章 東北圏を取り巻く状況と地域特性.....	- 4 -
第1節 東北圏が歩んできた歴史.....	- 4 -
第2節 東北圏の特徴と魅力.....	- 5 -
1. 広大な圏土と豊かな自然環境.....	- 5 -
2. 広範囲に都市が分散する圏土構造.....	- 6 -
3. 気象、災害等の自然の脅威.....	- 7 -
4. 高い地域資源ポテンシャル.....	- 8 -
5. 優れた人材やものづくり技術.....	- 8 -
6. 特徴ある祭り、伝統、文化、冬の魅力.....	- 9 -
第3節 東北圏を取り巻く潮流.....	- 10 -
1. 東日本大震災と多発する自然災害.....	- 10 -
2. 急激な人口減少・少子化及び高齢化の進展.....	- 10 -
3. 地域間格差の存在.....	- 11 -
4. グローバリゼーションの進展や東アジアの経済成長.....	- 11 -
5. ICTの劇的な進歩.....	- 12 -
6. 地球規模の環境問題.....	- 12 -
7. 地域・社会の魅力、文化への意識の高まり.....	- 13 -
第4節 東北圏発展の課題.....	- 14 -
1. 東日本大震災からの復興と災害対策の強化.....	- 14 -
(1) 広域的な地域間連携.....	- 14 -
(2) 広域交通基盤の機能強化.....	- 14 -
(3) 災害時の情報通信の確保.....	- 15 -
(4) 災害リスクの低減.....	- 16 -
(5) 災害廃棄物の広域処理体制の構築.....	- 16 -
(6) 防災訓練・教育の充実強化や災害の記録と伝承.....	- 17 -

(7) 災害に強いサプライチェーンの構築.....	17 -
(8) 復興に向けた新しい地域づくり.....	18 -
(9) 東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害への対応.....	18 -
2. 克雪・利雪・親雪の推進.....	19 -
(1) 豪雪地帯における安全で快適な生活環境の整備.....	20 -
(2) 利雪・親雪の推進.....	20 -
3. 産業の活性化、競争力ある産業の振興.....	20 -
(1) 競争力ある産業の振興.....	21 -
(2) エネルギーの安定供給.....	21 -
(3) 農林水産業の維持・強化.....	22 -
(4) 物流拠点の整備と交通・情報通信ネットワークの構築.....	23 -
4. 国際交流・連携の強化.....	24 -
(1) 国際交流・連携のための基盤整備.....	24 -
(2) 戦略的、効率的な国際物流の実現.....	25 -
5. 循環型社会の構築、豊かな自然共生社会の実現.....	25 -
(1) 地域主導による災害に強い再生可能エネルギーの導入と 利用推進の取組.....	26 -
(2) 小型家電等各種リサイクルの推進.....	26 -
(3) 森林整備・保全の推進.....	26 -
(4) 生物多様性の保全・回復、自然環境の保全・再生.....	27 -
6. 美しい圏土や歴史文化の保全と活用.....	28 -
(1) 圏土の管理、自然資源の保全と活用.....	28 -
(2) 歴史文化の保全・発信.....	28 -
7. 人口減少社会・少子化及び高齢化への対応.....	29 -
(1) 農山漁村、離島・半島を中心とした 人口減少・少子化及び高齢化への対応.....	29 -
(2) 情報通信格差の解消.....	30 -
(3) 中心市街地の活性化とネットワークの構築.....	30 -
(4) 都市と農山漁村の連携・共生.....	31 -
(5) 都市間距離の克服.....	31 -
(6) 生活圏域内の快適なモビリティの確保.....	31 -
(7) 地域医療の支援.....	32 -
(8) 女性の社会参画.....	32 -
8. 公共投資の重点化と効率化.....	33 -

(1) 財政制約と行政サービス	33 -
(2) 公共投資の重点化・効率化	33 -
(3) インフラの長寿命化対策	33 -
9. 若者の定着、人材育成	34 -
(1) コミュニティ活性化のための絆の構築	34 -
(2) 人材の育成と活用	35 -
第3章 これから10年で東北圏が目指す姿	36 -
第1節 東北圏の将来像	36 -
第2節 将来像実現のための基本方針	38 -
1. 震災からの復興とともに世界に発信する防災先進圏域の実現	38 -
2. 人と自然が共生し地球に優しく生命力あふれる空間の形成	38 -
3. 豊かな自然と地域資源を活かし持続的な成長を実現する 東北につぼみ自立経済圏の形成	39 -
4. 一人ひとりの自立意識と交流・協働で創る東北圏	40 -
第4章 戦略的目標と実現のための主要な施策	41 -
第1節 東日本大震災からの被災地の復興	41 -
1. 被災地の復興に向けた新しい地域づくり	41 -
(1) 魅力に溢れ、安心して暮らしやすいまちづくり	41 -
(2) 被災者の生活再建に向けた地域づくり	42 -
(3) 自然環境を活かした被災地の再生	43 -
2. 農林水産資源を始めとする地域資源の回復と地域産業の経営強化	43 -
(1) 被災地の産業復興の推進	44 -
(2) 被災地の農林業復興の推進	44 -
(3) 被災地の水産業復興の推進	45 -
(4) 観光産業復興の推進	45 -
3. 東京電力福島第一原子力発電所の事故による 災害への対応と継続的な取組	46 -
(1) 安全・安心な生活環境の実現	46 -
(2) 地域経済の再生	47 -
(3) 地域社会の再生	48 -
第2節 災害に強い防災先進圏域の実現	49 -
1. 広域災害に備えた地域間連携の強化	49 -

(1) 広域的な機能分担を踏まえた地域間連携の促進、協力体制の構築	- 49 -
(2) 日本海・太平洋の2面活用と連携強化による「命のみち」の確保	- 50 -
(3) 災害時の通信環境の確保、バックアップも含めた 情報通信システムの構築	- 51 -
(4) 災害時にも強いサプライチェーンの構築と円滑な物流の確保	- 52 -
2. 災害リスクを低減する防災力の強化	- 53 -
(1) ハード・ソフト・土地利用一体となった 総合的な災害リスク低減の推進	- 53 -
(2) 防災訓練・教育の充実強化や災害の記録と伝承	- 56 -
(3) 風水害、土砂災害、高潮災害対策の推進	- 57 -
(4) 渇水に強い地域づくり	- 58 -
(5) 火山噴火災害対策の推進	- 58 -
(6) 原子力関連施設の徹底した安全の確保	- 58 -
3. グローバルな災害対応	- 59 -
(1) 多様な主体の連携によるグローバルな災害対応の推進	- 59 -
4. インフラの戦略的メンテナンスの推進	- 59 -
第3節 恵み豊かな自然と共生する環境先進圏域の実現	- 59 -
1. 地球環境保全のための低炭素社会・循環型社会の構築	- 60 -
(1) 再生可能エネルギー等の活用の加速化	- 60 -
(2) 資源節約型の経済・社会構造への転換	- 61 -
(3) 二酸化炭素吸収源としての森林等の整備と活用	- 62 -
(4) 循環型社会の構築	- 62 -
2. 美しい四季に彩られる森林や田園、川や海辺の保全と継承	- 64 -
(1) 良好な景観の保全と創出	- 64 -
(2) 美しい森林、田園、川や海辺風景の保全と継承	- 64 -
3. 健全な水循環の維持又は回復と海域の環境保全・再生・利用	- 66 -
(1) 流域圏の貯留浸透・水源涵養機能保全、適切な地下水管理	- 67 -
(2) おいしい水の供給とうるおいある水辺空間創出	- 67 -
(3) 総合的な土砂管理の取組の推進	- 67 -
(4) 流域に着目した交流・連携	- 68 -
(5) 海域の環境保全・再生・利用	- 68 -
第4節 雪にも強くて人に優しく暮らしやすい 魅力的な対流促進型の地方の創生	- 69 -
1. 冬に強い地域づくりの推進	- 69 -

(1) 冬期間の安全・安心な交通ネットワークの確保	69 -
(2) 冬期間の安全で快適な暮らしの確保	70 -
(3) 雪の有効活用	70 -
2. 「コンパクト+ネットワーク」による都市と農山漁村の共生	70 -
(1) コンパクト+ネットワークによるサービスの効率化と質的向上 ...	71 -
(2) 広域連携を支えるネットワークの構築	71 -
(3) 既存ストックの有効活用による効率的なサービスの提供	71 -
(4) 誰もが移動しやすい交通サービスの確保	72 -
(5) 都市と農山漁村の相互貢献による地域経済の活性化と 攻めのスマートコンパクト化	72 -
3. 地域の持続的な発展の核となる新しい時代のコンパクトシティの形成 ..	74 -
(1) 東北発コンパクトシティの推進	74 -
(2) 市街地拡大の見直しと都市内拠点への機能集積の強化及び 連携中枢都市圏の形成	74 -
(3) 中心市街地の活性化と歩いて暮らせるまちづくり	75 -
(4) 豊かな住生活を実現する環境共生都市の構築	75 -
(5) 良好なまちなみ景観の形成	75 -
(6) 環境問題に対応したスマートコミュニティの形成	76 -
(7) 特色を活かした文化・芸術機能の強化、まちづくりの推進	76 -
(8) 東北圏を牽引する国際的な中枢都市の形成	77 -
4. 「小さな拠点」の形成による暮らしやすい農山漁村づくり	77 -
(1) 社会基盤・情報通信基盤整備の推進による 「未来型小さな拠点」及びふるさと集落生活圏の形成	77 -
(2) 田園回帰を契機とした多様な世代による交流人口の拡大	78 -
(3) 多様な地域ネットワークの構築	79 -
(4) 条件不利地域への支援	79 -
5. 医療・福祉の充実	80 -
(1) 医療サービスの充実と救急対応の向上	80 -
(2) 少子高齢化等に対応した福祉サービスの充実	82 -
(3) スマートウェルネス住宅・シティの実現	82 -
(4) 災害時における医療体制の確保	82 -
(5) 地域医療	83 -
6. 高齢者や女性等の社会参画による地方の創生	83 -

(1) ICT産業を始めとした 多様な産業の振興によるU I J ターンの促進	83 -
(2) 多世代循環型地域の構築	83 -
(3) 女性や若者の活躍を支える体制づくり	83 -
第5節 地域の資源、特性を活かした 世界に羽ばたく産業による自立的な圏域の実現	84 -
1. 国際競争力を持つ産業群の形成	85 -
(1) 東北圏のものづくり技術を活かした戦略的な産業振興	86 -
(2) 自動車産業クラスターの形成	87 -
(3) 医療機器産業の振興	87 -
(4) 環境産業の振興	87 -
(5) 地域産業の支援	88 -
(6) 産学官連携の推進	88 -
(7) 産業を支える社会基盤整備	89 -
2. 地球に優しいエネルギーの安定供給と世界を先導する エネルギー技術開発の推進	89 -
(1) エネルギーの安定供給	89 -
(2) エネルギー技術開発の推進	90 -
3. 東北圏の地域資源を活かした持続可能な「強い農林水産業」の創出 ...	92 -
(1) 安全で安心できる食を支える農業の振興	92 -
(2) 豊富な森林資源を活かした林業の成長産業化	94 -
(3) 豊かな海を守り育てる水産業の振興	97 -
(4) 他産業との融合による新たな雇用の創出	97 -
4. 東北圏ならではの地域資源を活かした観光交流と滞在人口の拡大	99 -
(1) 地域資源の再発見と利活用の推進及び 「田舎磨き」による新たな価値観への対応	99 -
(2) アジアを中心とした国際観光及びビジネス需要の取り込みの推進	100 -
(3) 広域連携による観光プロモーション・情報発信の強化	100 -
(4) 外国人を含む来訪者の受入環境整備・充実	101 -
(5) 観光の振興による雇用の創出	103 -
第6節 交流・連携機能の強化による世界と対流する圏域の実現	103 -
1. 「日本海・太平洋2面活用型国土」の形成	104 -
(1) グローバル・ネットワークの構築	104 -
(2) グローバル・ゲートウェイの機能強化	105 -

(3) 戦略的・効率的な国際物流の実現と推進体制の充実	107	-
(4) スーパー・メガリージョンとの連携	107	-
2. 高速交通交流圏の形成	107	-
(1) 格子状骨格道路ネットワークの整備と効率的活用	108	-
(2) 高速鉄道ネットワークの形成	109	-
(3) 国内航空ネットワークの維持拡大	109	-
(4) 国際化に向けた空港の機能強化	109	-
3. 圏域内外を結ぶ総合的かつスマートなネットワークの形成	110	-
(1) 基幹的な国内物流ネットワークの形成と複合一貫輸送の促進	110	-
(2) 生活と観光交流を支えるネットワークの形成	111	-
(3) 情報通信格差の解消	111	-
(4) 他圏域との連携	112	-
第7節 地域を支える人材の育成と共助による住民主導の地域運営の実現 ..	112	-
1. 「東北につぼん」の創造を支える人材の育成と活用	113	-
(1) 地域づくりの実行力を備えた人材の育成	113	-
(2) 地域の産業を支える人材の育成	113	-
(3) 地域医療・福祉サービスを担う人材の育成	114	-
(4) 地域の文化芸術、伝統技能を担う人材の育成	114	-
(5) 外部人材等との「人の対流」と情報発信	114	-
(6) インフラを支える担い手の確保	115	-
2. 「東北につぼん」を創造する多様な主体による共助社会づくり	115	-
(1) 多様な主体の協働と連携による住民主体の地域運営社会の構築 ..	115	-
(2) 中間支援組織の育成	116	-
(3) 地域づくりコンソーシアムの創出	116	-
(4) 地域資源の再発見と地域づくり戦略の立案	117	-
(5) 地域づくりに関する交流・連携	117	-
(6) 地域づくり評価制度の充実	117	-
(7) 協働によるインフラの効果的・効率的な運営・整備	117	-
3. 共助によるコミュニティ活性化のための絆の構築	118	-
(1) コミュニティの活性化	118	-
第5章 広域連携プロジェクト	120	-
1. 新しい東北圏を創造する東日本大震災からの復興プロジェクト	120	-
2. 安全・安心な東北圏を形成する大規模地震災害対策プロジェクト	123	-

3. 東北圏における人口減少対策プロジェクト	127 -
4. 都市と農村漁村の連携・共生などによる 持続可能な地域構造形成プロジェクト	128 -
5. 雪国東北の暮らし向上プロジェクト	130 -
6. 東北圏の生活を支える地域医療支援プロジェクト	132 -
7. 次世代産業の研究・産業集積拠点形成プロジェクト	134 -
8. 東北圏の資源を活かした農林水産業の収益力向上プロジェクト	136 -
9. 「四季の魅力溢れる東北」を体験できる 滞在交流型観光圏の創出プロジェクト	140 -
10. 東北圏の発展を牽引する日本海・太平洋2面活用による グローバル・ゲートウェイ機能強化プロジェクト	144 -
11. 地球温暖化等に伴い高まる自然災害リスクへの適応策プロジェクト	146 -
12. 東北圏のポテンシャルを活かした 低炭素・循環型社会づくりプロジェクト	148 -
13. 東北圏の自然環境の保全・継承プロジェクト	151 -
14. 「東北につぼん」を創造する 多様な主体が連携・協働する地域づくり支援プロジェクト	152 -
15. 首都圏・北海道・北陸圏等との連携強化プロジェクト（仮称）	154 -
第6章 計画の推進に向けて	159 -
第1節 計画の効果的推進	159 -
1. 計画の推進	159 -
2. 重点的・効率的な施策の実施	159 -
3. 計画のフォローアップ	159 -
第2節 他計画との連携	159 -

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

国土形成計画法に基づく国土形成計画¹は、それまでの全国総合開発計画に代わる「全国計画」と、各地方の開発促進計画に代わる「広域地方計画」によって構成されており、全国計画は、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることをその基本的方針として、平成20年7月4日に閣議決定された。

東北圏広域地方計画（以下「本計画」という。）は、平成21年8月4日に国土形成計画法に基づき国土交通大臣が決定した計画であり、全国計画の基本的方針に基づき、東北圏の地域特性を踏まえながら特色のある地域戦略を描くため、経済団体、地方公共団体、国の地方支分部局が協議を行った上で策定した。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大となるマグニチュード9.0の巨大地震と地震が引き起こした大規模な津波により、死者・行方不明者が約2万人に及ぶ未曾有の被害を東北圏はもとより東日本全体にもたらし、その影響は日本全国に及んだ。

また、東京電力福島第一原子力発電所に重大な被害を発生させ、我が国史上最悪の原子力発電所事故を引き起こすこととなった。

東日本大震災は、長い年月をかけて培ってきた災害への備えの想定を超えるものであり、新たな教訓や課題が顕在化することとなった。そして巨大災害の切迫や急速に進む人口減少等、国土を巡り大きく状況が変化する中で、危機感を共有しつつ、2050年を見据えた、国土づくりの理念や考え方を示す「国土のグランドデザイン2050」が平成26年7月に取りまとめられた。これを受けて東北圏においても、急激な人口減少、少子・高齢化の加速、自然災害の脅威、インフラ²の老朽化等への対応として、早急に国土形成の取組が必要となっている。これらの圏土形成における諸課題に対応すべく、今般、本計画を変更することとした。

計画変更にあたっては、東日本大震災からの復興、ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2050年の長期を見通し、様々な資源、技術、知恵を総動員して、長期的・総合的な発展を描いたビジョンを目指す。また、東北圏の産学官³が連携し、先端的研究拠点や新たな産業の創出、広域観光の振興等の取組を行い、他圏域との連携を図りつつ安全で安心できる創造的な圏土形成

1 国土形成計画法（昭和25年法律第205号）に基づき、国土の自然的条件を考慮して、日本の経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するために定められる総合的かつ基本的な計画。

2 産業や生活の基盤として整備される施設。

3 産業界（民間企業）、学校（教育・研究機関）、官公庁（国・地方公共団体）の三者。

1 に取り組むものである。

2 さらに、東北圏が魅力ある地域の発展を成し遂げることで東京一極集中の是正に寄
3 与することも期待される。

4 なお、本計画は、圏域内の経済団体、地方公共団体、国の地方支分部局等が協働し
5 て将来ビジョンづくりに取り組む策定プロセスを通じて、地域整備を進める上での今
6 後の長期的な方針・目標を各主体が共有し、新たな工夫や連携を促進する意義も有し
7 ている。

9 第2節 計画の対象区域と計画期間

10 1. 対象区域

11 本計画の対象区域である「東北圏」とは、国土形成計画法施行令に基づき、青森県、
12 岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域を一体とした区域（以下、
13 「圏域」という。）をいう。

14 なお、東北圏と首都圏に跨る北関東・磐越地域（茨城県、栃木県、群馬県、福島県、
15 新潟県）については、関係県から成る分科会において協議を行い、当該地域の特性に
16 応じた発展構想などを取り込んでいる。

17 また、東北圏外の首都圏、北陸圏、北海道等（以下、「他圏域等」という。）にわ
18 たる主要な施策についても、交流・連携を図る観点から取り込んでいる。

20 2. 東北圏の位置づけ

21 東北圏は、人口約 1,135 万人⁴、圏域内総生産額約 40 兆円⁵と日本全体の約 1 割の
22 人口・経済規模を有している。

23 東北圏は、多くの自然、豊穡な大地、水資源に恵まれ、安全な食料などを供給でき
24 る能力を有しているほか、再生可能エネルギーのポテンシャル⁶が高く、美しい森林
25 や海、食文化、産業、特徴的な祭り等の個性的で魅力ある地域資源が豊富に存在して
26 いる。これらの地域資源を活用することによって、震災からの復興と活力ある東北圏
27 の再生を推進するとともに、国民の新たな価値観やライフスタイルを生み出し、最先
28 端の防災・環境を実現する住みよい圏域づくりを目指す。

29 また、経済のグローバル化⁷が進展する中で、東北圏は太平洋と日本海の
30 双方を直接的に繋がり得る特長を有しており、東アジア⁸、ロシア、北米との交流に

4 総務省「人口推計」（平成 26 年 10 月 1 日現在）

5 内閣府「平成 24 年度県民経済計算」

6 潜在的な力、可能性としての力。

7 社会的あるいは経済的な関連が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象。

8 東アジアの範囲について、概念としての「東アジア」の範囲は、人的交流・経済的相互依存の現状及び地理的近接性等にかんがみ、

1 おける地理的特性を活かし、大競争時代の潮流にも負けない経済社会を構築し得る可
2 能性があり、その特性を最大限に引き出すことによって、国際社会における我が国全
3 体の発展・貢献を先導することができる圏域である。

3. 計画期間

6 計画期間は、2050年という長期を展望しつつ、今後概ね10ヶ年間とする。

日本、中国、韓国、台湾、ASEAN10ヶ国及び沿海地方など隣接するロシアの極東地域を指すこととする。ただし、昨今の経済連携の動向等も踏まえ、インド、オーストラリア、ニュージーランド等も視野に入れる必要がある。

第2章 東北圏を取り巻く状況と地域特性

第1節 東北圏が歩んできた歴史

縄文時代は、落葉広葉樹の森林が広がり、川や海も含めて豊富な動植物に恵まれる中、狩猟・漁労・採集による生活が営まれた。この頃、青森県の三内丸山遺跡や秋田県の大湯環状列石に見られるような縄文文化が圏域の各地で花開いていた。弥生時代の中期には、広い範囲で水田が開かれ、以後、米づくりを基礎とする生活文化が始まり、現在まで引き継がれている。

奈良・平安時代には、朝廷の東北経営のため、太平洋側の陸奥国に多賀城、胆沢城等が、日本海側の出羽国には秋田城などが設置された。

平安時代末期から中世初期の頃には、奥州藤原氏が、四代約100年間にわたり陸奥・出羽地方を治め、周辺地域から産出する豊富な金や、北方地域や中国等との取引による富を背景として、拠点であった平泉において浄土思想を基調とした荘厳な仏教文化都市を形成した。近世以降は、新田の開墾、水利技術の発展が進み、米などの栽培が盛んになるとともに、江戸、大坂へ米や木綿、塩、木材等が運ばれ、交易が拡大した。特に米は、北上川、最上川、阿賀野川、信濃川等の河川舟運、東廻り海運、西廻り海運等の発達と相まって船により積み出され、日本の列島経済を左右する食料供給地域としての性格を強めるとともに、江戸や上方との取引によって特色ある文化や富の蓄積をもたらした。

明治以降は安積開墾など大規模耕地開拓、主要河川の改修等により、農業地帯としての基盤が整っていくようになる。昭和に入ると、昭和8年の三陸大津波や昭和9年に発生した大凶作をきっかけとして、「東北振興調査会」が設置され、産業振興や交通整備等の検討が行われた。また、昭和22年のカスリン台風、昭和23年のアイオン台風により、立て続けに被害を受け、被害の中心となった北上川においては、「北上特定地域総合開発計画（KVA）」が進められた。昭和30年代になると、東北開発促進法、東北開発株式会社法及び北海道東北開発公庫法のいわゆる東北開発三法が制定され、また、東北圏の産業立地条件を整備するため、東北開発促進計画が策定された。

昭和37年には、「全国総合開発計画」が策定され、大都市圏との地域格差を解消する開発拠点である新産業都市として、八戸地区、仙台湾地区、常磐郡山地区、秋田湾地区、新潟地区が指定され、新たな産業の集積と港湾の開発が進んだ。昭和40年代に入るとマイカー時代が到来し、昭和40年代後半から東北縦貫自動車道や関越自動車道が順次開通し、昭和62年には東北自動車道が全線開通して本格的な高速道路時代の幕開けとなった。また、産業集積を促進することを狙いに、むつ小川原地区、秋田湾地区、北上地区、阿武隈地区等の大規模産業基地の建設も進んだ。

昭和57年には、東北新幹線の大宮～盛岡間及び上越新幹線の大宮～新潟間が開業

し、首都圏への速達性が向上することとなり、その後も、山形新幹線、秋田新幹線の開業を経て平成22年12月には新青森までの東北新幹線全線開業、平成27年3月には北陸新幹線の長野～金沢間の開業を迎えた。さらに平成28年3月26日には、北海道新幹線の新青森～新函館北斗間が開業予定となっている。高速道路についても、磐越自動車道、山形自動車道や秋田自動車道等の横断道や北陸自動車道、常磐自動車道の整備が進んだほか、日本海沿岸や三陸沿岸部で整備が進められている。加えて、国際交流も活発化し、各県の港湾において国際定期コンテナ航路が開設されるとともに、仙台、新潟、秋田、青森の各空港から国際線の定期便が就航している。

21世紀への移行期に当たる平成10年には、多軸型国土構造⁹の形成を目指す全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」が閣議決定、また翌年の平成11年には「東北開発促進計画（第5次）」が東北開発促進法に基づき閣議決定され、平成17年に「国土総合開発法」を「国土形成計画法」に改め、平成21年8月に「東北圏広域地方計画」が策定されて新しい時代にふさわしい圏土の形成に向けた取組が進められてきた。その後、東日本大震災で明らかとなった課題や急激な人口減少、少子高齢化、インフラの老朽化等の課題に対応すべく平成26年7月「国土のグランドデザイン2050」が策定された。

一方、東北圏は東日本大震災にみられるように歴史的に自然災害が多発する地域でもある。869年の貞観地震、1611年の慶長地震、1804年の象潟地震、明治29年の明治三陸大津波、昭和8年の昭和三陸大津波、昭和35年のチリ地震津波、昭和39年の新潟地震、昭和53年の宮城県沖地震、昭和58年の日本海中部地震等、地震による災害は数多く、また、アイオン台風・カスリン台風を始め、風水害は圏域各地で毎年のように繰り返されている。さらに、明治21年の磐梯山大爆発などの火山災害も少なくない。このように東北圏は自然災害と常に向き合いながら暮らしてきた。

第2節 東北圏の特徴と魅力

1. 広大な圏土と豊かな自然環境

東北圏は、北緯36度40分～41度30分、東経137度40分～142度の範囲にあり、ローマ、ニューヨーク、ワシントン等世界の大都市とほぼ同緯度に位置している。人口約1,135万人と欧州の中規模諸国（ポルトガル、ベルギー等）と同程度の規模¹⁰であり、圏域内総生産額約40兆円と日本全体の約1割の人口・経済規模を有している。面積は日本全体の約2割を占める広大な圏土を有しているが、地形は起伏に富み、南

⁹ 太平洋ベルト地帯にさまざまな機能が集中する従来からの一軸構造を見直し、新たな国土軸を設定する考え。

¹⁰ 総務省「世界の統計2015」

北に併走する3列の急峻な山脈・山地によって地域が分断されている。東に太平洋、西に日本海を臨み、そして両海をつなぐ津軽海峡があることから、環太平洋と環日本海の2つの交流圏を繋ぎ得る特長を有するとともに、太平洋側には三陸海岸に代表される海食崖とリアス海岸、日本海側には秋田平野、庄内平野や越後平野に沿って発達した海岸砂丘等、変化に富む美しい海岸線に囲まれており、水産資源も豊富な地域である。

また、面積の約7割が森林¹¹であり、日本三大美林に数えられる青森ヒバ、秋田スギを擁するほか、十和田八幡平、磐梯朝日、三陸復興、日光、上信越高原、尾瀬国立公園等を始めとする良質かつ美しい自然にも恵まれ、特に世界自然遺産¹²として登録された白神山地のほか、ユネスコエコパークの只見、世界ジオパーク¹³の糸魚川、ラムサール条約¹⁴湿地に登録された仏沼、伊豆沼・内沼、蕪栗沼・周辺水田、化女沼、大山上池・下池、尾瀬、佐潟、瓢湖は、世界的に見ても貴重な自然資源を有する地域である。信濃川や北上川に代表される大河川など、豊富な水資源を有しているほか、温泉地の数も全国の約4分の1¹⁵を有するなど全国最多である。

東北圏は、このように広大な圏土と豊かな自然環境に恵まれており、農地とその周辺の山や川等の自然・地形、森林、集落等が調和した美しい農村風景等も数多く残っている。

2. 広範囲に都市が分散する圏土構造

東北圏には、仙台市（107万人¹⁶）と新潟市（81万人¹⁶）の2つの政令指定都市と、人口30万人以上の都市が郡山市（33万人¹⁶）、いわき市（32万人¹⁶）、秋田市（32万人¹⁶）の3箇所、その他252の市町村¹⁷が分布しているが、東北圏の広大な地域は脊梁山脈により分断され、点在する平地、盆地に比較的密な人口が分布する都市が形成されたため、都市間平均距離が約28km¹⁸と全国平均の約22km¹⁸に比べて約1.3倍長いという特徴を有している。また、東北圏のDID（人口集中地区）人口比率は、約45%¹⁹と全国の約67%¹⁹に比べ低くなっている。

このように、低密度で、拡散した人口分布が東北圏の都市の特徴となっており、大

11 林野庁「森林資源の現況調査」等

12 世界遺産保護条約によって登録されている地域。

13 貴重な地質遺産を複数含む自然公園の一種。自然の保全の場となるだけでなく、教育・観光での利用を通じて地域の持続的発展に資する。

14 正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。国際的に重要な湿地の保全及びそこに生息、生育する動植物の保全、適正な利用を推進することを目的としている。

15 環境省「平成25年度温泉利用状況」

16 各市の推計人口（平成27年6月1日現在）

17 総務省「市区町村数（平成27年6月1日時点）」

18 国土地理院「平成26年全国都道府県市区町村別面積調」等

19 総務省「平成22年国勢調査」

都市圏のような集積がなく、主要幹線に沿って大小の都市が連坦しつつ、中小規模の都市も広く分布する分散型の地域構造となっている。

3. 気象、災害等の自然の脅威

東北圏の四季は、春は一斉に咲き誇る花々によって生命の息吹に満ち溢れ、夏は緑豊かな自然につつまれながらも比較的冷涼で過ごしやすく、秋は大自然が織りなす色とりどりの紅葉につつまれ、冬は雪の美しい景観が演出されるなど、四季折々の豊かな変化を楽しむことができる。

このように、東北圏は四季を始めとする自然の恵みを享受している一方、過去に例を見ない未曾有の巨大災害となった平成23年3月の東日本大震災を始め、平成15年5月の宮城県沖地震、同年7月の宮城県北部地震、平成16年10月の新潟県中越地震、平成19年7月の新潟県中越沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震、7月の岩手県沿岸北部地震等、幾度となく地震や津波等の脅威にさらされてきた。また、平成14年7月の台風6号による北上川・阿武隈川水系の水害、平成16年7月及び平成23年7月新潟・福島豪雨による信濃川・阿賀野川水系の水害、平成25年9月の豪雨による北上川水系の水害等、集中豪雨や台風による洪水被害や土砂災害、高潮災害が近年特に目立ってきている。特に、東日本大震災の影響により、太平洋側沿岸部では最大1.2mの地盤沈下が発生しており、こうした地域ではこれまで以上に水害・高潮災害の危険性が増加している。また、東北圏はその面積の約85%²⁰が豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯の指定を受けており、そのうち約44%²⁰が特別豪雪地帯になっているなど雪と寒さへの対応も迫られている。冬期に通行不能となる道路、膨大な除雪費用、積雪・凍結による交通事故等、冬期の人々の暮らしや、産業等の面に大きな影響を及ぼしている。特に日本海に面する地域は降雪量や降雪日数が多く、平成18年豪雪による被害では、全国の犠牲者152人²¹のうち東北圏が81人²¹を占め、その後も平成22年度（全国の犠牲者133人²¹、うち東北圏の犠牲者71人²¹）から平成26年度（全国の犠牲者83人²¹、うち東北圏の犠牲者48人²¹）に至るまで立て続けに大雪による被害が発生している。犠牲者のほとんどは屋根の雪下ろしなど除雪作業中の死者であり、うち約8割以上²²が65歳以上の高齢者²²であった。

さらに、全国の活火山110²³のうち20火山²³が東北圏に存在しており、昭和45年の溶岩を伴う秋田駒ヶ岳の噴火や平成10年の岩手山の火山性地震、及び昭和49年、昭

20 国土交通省「豪雪地帯・特別豪雪地帯の指定」（平成27年4月1日現在）

21 消防庁「今冬の雪による被害状況等」

22 消防庁「今冬の雪による被害状況等」（平成27年4月22日現在）

23 気象庁ホームページ「我が国の活火山の分布」

和 58 年の新潟焼山の噴火、平成 27 年には、蔵王山等で火山性地震が発生している。これら、自然災害に対する脆弱性が改めて浮き彫りとなっており、広大な圏土の災害対策が強く求められている。

4. 高い地域資源ポテンシャル

東北圏は、豊かな自然資源や広大な圏土と農用地の広がり背景に、第 1 次産業が活発であり、生産額が全国シェアの約 34%²⁴を誇っている米を始め、農畜産品、林産品や水産品等、高い全国シェアを占めている。食料自給率は東北圏の各県とも全国上位の水準にあり、我が国の安定的食料供給に大きく貢献している。また、豊富な森林資源を有しており、戦後に植林した森林が本格的な利用期となっている。このため、森林の適切な整備及び保全を図りながら、国産材の利活用を積極的に行うことで、圏土の約 7 割を占める森林を持続的に管理していくことが可能となる。

東日本大震災以前、東北圏に立地する発電所の総出力は、各圏域の中でも大きく、特に、原子力発電の出力は、全国シェアの約 42%²⁵を占めていた。震災後、東京電力福島第一原子力発電所事故による全国的な原子力利用の停滞と化石燃料の輸入増加等社会への影響は著しく、安定的なエネルギー需給構造の確立が課題となっている。東北圏内には、首都圏に電力を供給する発電所が福島県や新潟県に立地しているほか、青森県六ヶ所村には、原子燃料サイクル施設の立地に加え、国際研究拠点の整備が進められているなど、首都圏や日本全体のみならず、世界のエネルギー問題を考える上でも重要な役割を担っている。

一方、東北圏は太平洋側沿岸地域では日射量が全国的に見ても比較的多く、沿岸地域や山間部では風況に恵まれている。さらに地熱資源や積雪が多く、森林面積も広いなど、今後積極的な活用が望まれている再生可能エネルギーのポテンシャルが高い圏域である。近年は、地球温暖化対策の一環として、バイオマス発電²⁶や地熱を用いた発電、中小水力発電、出力では全国の約 28%²⁷を占める風力発電等、自然的・社会的条件を活かした再生可能エネルギーなどの利活用への取組も積極的に行われている。

5. 優れた人材やものづくり技術

東北圏からは、太宰治、宮沢賢治、石川啄木、坂口安吾や棟方志功に代表される有名な文人・芸術家や各界で活躍していた新渡戸稲造、野口英世等、様々な分野におい

24 農林水産省「平成 25 年生産農業所得統計」

25 経済産業省「原子力 2008」

26 化石資源を除いた再生可能な生物由来の有機性資源のことで、家畜排泄物、食品廃棄物、もみガラ、木くず等、様々なものが含まれる。バイオマス発電とは、こうした有機性資源を燃焼して電気エネルギーを得ること。

27 NEDO 技術開発機構「日本における都道府県別風力発電導入量（2014 年 3 月末現在）」

て優れた人物を輩出している。さらには、耐寒性に優れた品質の水稻を育成した阿部亀治や泥湿地帯を改良し一大穀倉地に変えた佐野藤三郎に代表されるように、農林水産業や食料製造業の発展に寄与し、全国的に影響を及ぼした人物も多数輩出している。

さらに、東北圏では、近年、医療機器産業、自動車関連産業の集積が進むとともに、各県には国内外から注目される研究成果をあげている大学や研究所等の高等教育機関が立地しているほか、ILC（国際リニアコライダー）²⁸などの世界最先端の国際研究拠点の誘致活動が積極的に行われており、新たな産業基盤づくりへの展開が期待されている。

6. 特徴ある祭り、伝統、文化、冬の魅力

東北圏には、青森ねぶた、盛岡さんさ踊り、仙台七夕、秋田竿燈、山形花笠、相馬野馬追、長岡大花火等の夏祭り、男鹿のナマハゲや佐渡おけさなどの民謡、津軽三味線等に代表される伝統や長い歴史と独特の風土に培われた文化等が数多く残っている。また、横手かまくらまつり、越後十日町雪まつり、上杉雪灯籠まつり等、冬の行事を始め、世界的にも珍しい樹氷や日本を代表するスキー場が多く存在するなど、たくさんの冬の魅力が存在する。

さらに、平成23年6月に岩手県平泉が白神山地に続いて東北圏で2例目となる世界遺産に登録されるなど、歴史的な文化遺産²⁹も数多く残されている。

食では、多くの良質米の産地であり、漬物などの発酵食づくりに適した風土や雑穀などを取り入れた豊富な食文化も多く受け継がれており、農作物の中には、だだちゃ豆、松館しぼり大根、とう菜、仙台長なす等に代表される在来作物も多い。また、郷土料理の宝庫でもあり、じゃっば汁、せんべい汁、わんこそば、きりたんぼ鍋、芋煮、のっぺ汁、あんこう鍋等バラエティに富んだ料理が多彩にある。このほか、全国に誇れる地酒も豊富である。

東北圏では各地域において、日常会話に多くの方言が残されており、その地域の長い歴史や文化の中で、育み根付いた地域独自の文化でもある。また、豊かな人と人との繋がりに基づく地域共同体意識が多く残されており、人々の温かいネットワークが暮らしの中に残されていることも、東北圏の大切な特徴であるといえる。

28 全長約30kmの電子・陽電子衝突型線形加速器。質量の起源とされる「ヒッグス粒子」の性質の詳細な解明や、標準理論を超える新たな粒子の発見により、素粒子物理学が新たな段階に進展することで宇宙創生の謎の解明につながると期待されている。

29 現代にまで残され、将来に継承されるべき、過去の時代の文化財。

第3節 東北圏を取り巻く潮流

1. 東日本大震災と多発する自然災害

平成23年3月11日、東北地方太平洋沖地震は、宮城県三陸沖（牡鹿半島の東南東約130km付近）の深さ24kmで発生し、我が国の観測史上最大のマグニチュード9.0の巨大地震となった。宮城県栗原市で最大震度7、宮城、福島、茨城、栃木の各県で震度6強を観測した強い揺れと、太平洋沿岸で発生した巨大な津波、さらには、これらに伴い引き起こされた地盤沈下や液状化現象³⁰、土砂災害や火災等により、被害の範囲が極めて広範囲に及び、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響も重なった未曾有の複合災害となった。被害は、12都県にわたり死者15,891人³¹、行方不明者2,579人³¹にも及んだ。特に、東日本大震災において、太平洋沿岸部の交通網が寸断されたことから、日本海側の交通ネットワークや、日本海と太平洋を繋ぐ横軸の交通ネットワークの重要性が明らかとなった。

東北圏では、これまでも、新潟県中越地震や岩手・宮城内陸地震等の大規模な地震や津波、さらには、台風や集中豪雨による洪水被害や土砂災害、雪害等が多発しているほか、火山の活動も活発化してきており、これからの東北圏においては、被災地の生活再建と復興まちづくりに向けた取組を迅速に進めるとともに、来るべき自然災害に対するハード・ソフトを組み合わせた総合的な災害対策に取り組み、住民の生命財産を守り、安全・安心を確保することが求められている。

2. 急激な人口減少・少子化及び高齢化の進展

我が国の総人口は2008年の約1億2,800万人³²をピークに減少局面に入ったが、東北圏では既に1996年の約1,233万人³²をピークに減少に転じており、将来予測においても、圏域内では各県すべてにおいて人口減少が加速していくものと見込まれている。また、生産年齢人口が減少する一方で、高齢化の進行も著しく、総人口に対する65歳以上の高齢者人口の割合をみると、2010年には全国の約23%³³に対し、東北圏では約26%³³と上回っており、将来予測によれば、2020年には約33%³⁴になると見込まれている。その中でも、特に、中山間地域や沿岸部地域における一層の過疎化・高齢化の進行が見込まれており、高齢者単身世帯の増加、集落の消滅や無居住地域の増加も懸念されている。さらに、若年層が進学や就職を契機として首都圏などへ流出していることから、産学官一体となって、地域の魅力を発信していくとともに、新規産業

30 地震の際に、地下水位の高い砂地盤が振動により液体状になる現象。

31 警察庁「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」（平成27年5月8日現在）

32 総務省「人口推計（各年10月1日現在）」

33 総務省「平成22年国勢調査」

34 国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口（平成25年3月推計）」

の創出、U I J ターン³⁵の促進に積極的に取り組む必要がある。

人口減少・高齢化の進行は、労働力不足による地域産業の低迷、地域社会の活力低下、社会保障費の負担の増大だけでなく、財政悪化による行政サービスの縮小や地域コミュニティの衰退、地域における生活や産業、被災地の復興等、あらゆる面で影響を与えるものであり、大きな問題となっている。

また、行政サービスの縮小や地域コミュニティの衰退は、行政だけでは解決できない領域を増大させつつあり、多様な価値観に基づき自発的な活動を行うNPO（非営利活動団体）などは、地域住民や企業とともに、これらの領域を担う「新たな公」として、行政との協働によるパートナーシップの下、地域の抱える課題の解決に取り組むことを期待されている。

このため、本格的な人口減少・高齢社会への備えを万全のものとし、将来においても持続可能な圏域づくりを全国に先駆けて着実に形成する必要がある。

3. 地域間格差の存在

東北圏各県の一人あたり県民所得額は、いずれも全国平均を下回っている³⁶。他圏域と比較しても低い水準にあり、東北圏平均は首都圏平均の8割程度³⁶に留まるなど、大きな地域間格差が存在している。また、雇用環境も、有効求人倍率は一時的な東日本大震災からの復興需要の影響を受けているものの、長期的には一部の県を除き全国平均を下回っている³⁷など厳しい状況にある。さらに、近年は、非正規雇用労働者の割合が年々増加し、不安定な就業形態や正規雇用労働者との賃金格差によるワーキングプア³⁸の増加などが懸念されている。

東北圏が今後も持続的に発展していくためには、産業の活性化により、地域間格差の是正や雇用環境の改善を図る必要がある。

4. グローバリゼーションの進展や東アジアの経済成長

グローバリゼーションの進展や、中国を始めとする東アジアの急速な経済成長は、我が国の経済に極めて重要な影響を与えており、人口動向と並んで将来を考える上で重要な要素となっている。

こうした中、東北圏においても、成長著しい東アジアを始めとする諸外国の活力を取り込むため、各地域の特性・特徴を活かしながら、アジア・世界に開かれた圏域づ

35 生きがいや生活のゆとりを求め、大都市から地方へ移り住むこと。

36 内閣府「平成24年度県民経済計算」

37 厚生労働省「一般職業紹介状況」（2015年3月）

38 正規雇用労働者と同じようにフルタイムで働いても貧困から抜け出せない就労者。

1 くりを推進するとともに、東北圏内の各地域が互いに連携し、一体となって、国際競
2 争、他圏域等との競争に対応していくことが必要である。

3 しかしながら、東北圏の輸出入額の全国シェアは約2%³⁹に止まっており、海上輸
4 出量の全国比は約2.5%⁴⁰、空港における国際航空貨物取扱量の全国比は0.01%⁴¹と極
5 めて低い状況にある。また、東北圏の空港における国際線乗降客数の全国比は0.6%
6 ⁴¹と低位であり、訪日外国人の東北圏への訪問率も低く、日本人出国者数の人口比率
7 は各県ともに全国平均を下回っているなど、グローバル化への対応は十分と
8 はいえない状況にある。

9 また一方で、東アジアの急成長により、物資やエネルギー需要の急速な伸びが予想
10 され、環境問題、資源・エネルギー問題等の東アジア共通の問題が顕在化しつつある。
11 東北圏においては、特に、食料、環境やエネルギー問題での東アジアなどへの貢献な
12 ど、国際社会における役割を積極的に果たしていく必要がある。

14 5. ICTの劇的な進歩

15 ICTの飛躍的な発達、情報サービス・ソフトウェア産業の拡大など、新たな産
16 業の萌芽を促し、行政システムや防災・交通等の管理システムだけではなく、医療面
17 や教育面等においても新たな展開がみられる。また、場所にとらわれないテレワーク⁴²
18 や産業立地の分散化、ICTタグ（電子荷札）による物流管理や効率化、電子商取引に
19 よる企業コストの削減や市場の拡大等、社会や国土のあり方にも幅広い影響が見込ま
20 れる。

21 東北圏においては、大学、研究機関、企業等の共同研究によりICTに関する研究
22 開発の取組が積極的に行われてきている。東北圏は広い圏土に都市が分散する構造で
23 あるため、ICTを活かした地域づくりや交流の活発化、さらには、冬期の積雪寒冷、
24 過疎地域対策等、様々な地域課題を解決する手段としての多様な可能性も踏まえなが
25 ら、情報通信基盤の整備と情報受発信による利活用により更に取り組んでいく必要があ
26 る。また、ロボット技術、水素燃料、宇宙技術等を活用した新たな技術革新について、
27 社会に円滑に受け込むよう社会面・制度面で準備しておくことが重要である。

29 6. 地球規模の環境問題

30 地球温暖化の進展は、地球レベルでの気温・海水面の上昇や異常気象をもたらし、

39 財務省「平成26年貿易統計」

40 国土交通省「港湾統計（年報）平成25年」

41 国土交通省「暦年・年度別空港管理状況調査」

42 情報通信技術を活用した場所にとらわれない柔軟な働き方。

1 作物の品質低下や栽培適地の移動等の農林水産業への影響、高潮や台風、洪水、突風、
2 土砂災害等の自然災害の増加、熱中症や感染症等の健康被害など、社会に広範な影響
3 を及ぼすと予想されていることから、温暖化の進行を食い止めるための取組を着実に
4 進めるとともに、既に現れている影響や、今後中長期的に避けることのできない影響
5 への適応を計画的に進めることが必要となっている。また、世界の人口や経済規模の
6 拡大により、資源やエネルギー不足が懸念されるとともに、生態系や地球環境への負
7 荷の高まりが危惧されるところである。

8 東北圏は、再生可能エネルギーの導入など環境に配慮した取組を積極的に行ってい
9 る。東北圏の豊かな自然環境は、多様な動植物を育む生態系の宝庫であり、地球温暖
10 化防止の観点からのCO₂（二酸化炭素）の吸収源、生物多様性保全等地球レベルの
11 環境問題への対応という観点からも重要な資源であり、これからの東北圏において
12 は、環境問題や資源問題に貢献する先進圏域としての積極的な対応が求められる。

14 7. 地域・社会の魅力、文化への意識の高まり

15 価値観の多様化や余暇時間の増大に伴い、衣食住のあり方や生活様式等に関して、
16 多様な選択が可能になっており、在宅勤務やワークシェアリング⁴³等の働き方の多様
17 化、都市生活者の農山漁村への移住、二地域居住等の住み方の多様化、エコツーリズ
18 ム⁴⁴やグリーンツーリズム⁴⁵等に代表される体験・学習型観光の増加や都市居住者や
19 若者の「田園回帰⁴⁶」の意識の高まり等の動きが出始めている。

20 東北圏の美しい海岸線や山並み等、豊かな自然は、良好な景観と生活文化を生み出
21 しており、東北圏は人と自然が共生した、ゆとりや安らぎのあるライフスタイルを享
22 受し、提供・提案できる圏域でもある。今後は、このようなライフスタイルの提供な
23 どを通じて、圏域内での世界遺産登録の動きを踏まえつつ、地域の活性化に結びつけ
24 る工夫を進めるとともに、良好な景観など成熟社会における新たな価値観に答え得る
25 風土・風景等の維持・活用に向けた取組が求められる。

26 東日本大震災以降、東北圏への外国人観光客数は、風評被害の影響により震災以前
27 まで回復していない状況が続いていることから、地域交流や広域観光に積極的に取り
28 組む必要がある。さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等や北
29 海道新幹線の開業を契機として、東北圏へ国内外からの観光客を誘致するなどの活動
30 が必要となっている。

43 雇用の確保を図るために、労働時間の短縮・均等化、残業の削減などによって、総量の決まった仕事を多くの人で分かち合うこと。

44 自然環境や歴史文化を対象とし、それらを損なうことなく、体験し学ぶ観光。

45 農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

46 都市住民の間で地方での生活を望むこと。

第4節 東北圏発展の課題

1. 東日本大震災からの復興と災害対策の強化

東日本大震災の経験を通じて、東北圏が将来にわたって持続的に発展するためには、地域の安全・安心の確保が不可欠であることが再認識された。また、東日本大震災を通じて得られた数多くの教訓や課題を埋もれさせることなく、今後起こり得る広域災害の備えとして活かし、安全で安心して生活できる圏域づくりに取り組んでいくことが必要である。

(1) 広域的な地域間連携

被害が甚大かつ広範囲に及んだ東日本大震災では、被災地での救援活動などを支援するため、全国各地から人員の派遣や物資の支援が行われた。平時から沿岸地域の後方支援拠点としての機能を整備してきた岩手県遠野市には全国の自衛隊、警察、消防、医療関係団体、ボランティア等が集結し、被災沿岸地域の救援に大きな役割を果たした。また、津波災害や東京電力福島第一原子力発電所事故により、県内外への広域避難者が多数発生し、各地で避難者受入の支援が行われた。

今回の広域災害を踏まえ、同時被災リスクの回避や被災時の支援を効率的に進める観点から、近隣との災害時応援協定にとどまらず、遠隔地と応援協定を締結するなど、災害時に広く支え合う共助・補完型の圏域に向けた取組を推進することが必要である。また、災害時の支援活動は、災害時相互応援協定⁴⁷に基づくものに限らず、姉妹都市や歴史的、地理的、文化的共通性をきっかけとした平時からの交流が非常時の助け合いに発展した例も多いことから、都市と都市が多様な形で連携・交流する機会を創出し、地域の課題解決につなげるための環境整備も必要である。

さらに、大学、企業、NPO（非営利活動団体）等の多様な主体が被災地支援で活躍をしたことを踏まえ、行政同士の連携にとどまることなく、民間企業、ボランティア団体、大学も含めた多くの主体が相互に持てる資源や機能を持ち寄り、補完し合いながら、総合力を発揮して防災力を強化することが必要である。

(2) 広域交通基盤の機能強化

東日本大震災では、発災直後から被災地に至る交通ルート確保のため、建設業者、運送事業者等の協力を得ながら、人材・資機材を結集し、「くしの歯型」の救援ルー

⁴⁷ 災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、地方公共団体（以下、「自治体」）と民間事業者や関係機関との間で、または自治体間で締結される協定。

ト（「くしの歯作戦⁴⁸」）の設定による道路啓開や港湾の航路啓開、航空輸送による物資支援を受け入れるため、津波浸水した空港を排水ポンプ車による排水作業を早期に実施したことが、被災地の救援活動に大きく貢献した。また、東北新幹線を始めとする鉄道、路線バス等の公共交通機関の運行停止、東北自動車道の通行規制や一般国道などの通行止めによって、避難や物資輸送に多大な支障が生じたが、新幹線や鉄道が復旧するまでの期間は高速バス、震災被害を免れた鉄道、航空、トラック等の多様な交通モードを利用した移動が確保されたほか、太平洋側の交通ネットワークに甚大な被害が生ずる中、日本海側の高速道路や一般国道、港湾、鉄道及び被災地周辺の空港等が代替ルートとして活用され物資輸送の拠点として機能したことから、日本海側における交通ネットワークや、日本海と太平洋を繋ぐ横軸の交通ネットワークの重要性が高まっている。さらに、道の駅、SA（サービスエリア）やPA（パーキングエリア）、空港、民間物流施設等が支援物資の中継場所や自衛隊の前線基地、消防・警察活動の拠点として活用されるなど災害対応活動に大いに利用された。

このように、災害に強い圏土を形成するためには、東北圏全体の交通ネットワークを考慮した代替性・多重性の確保を図ることが重要であり、縦軸ラインと横軸ライン双方が確保された格子状骨格道路⁴⁹ネットワークの着実な整備や自動車、鉄道、航空、船舶等の多様な交通モードの更なる連携強化、災害時における道の駅、SA/PA、空港、みなとオアシス⁵⁰、民間物流施設等の有効活用のための取組の拡充が必要である。

とりわけ、三陸地域の復興の観点からは、三陸沿岸諸都市を結ぶ復興道路としての三陸沿岸道路の整備や、東北圏全体の軸である東北新幹線・東北自動車道等と太平洋沿岸地域を連結する、復興支援道路による東西ネットワークを充実させ、内陸諸都市との連携を強化することが重要である。

（3）災害時の情報通信の確保

東日本大震災では、電話回線や携帯電話の基地局が広範に被災するなど、情報通信基盤は大きな影響を受けた。通信設備の障害原因としては、設備の損壊・水没・破損のほか、携帯電話については電源喪失によるものが大きく、災害対応や情報伝達に支障をきたした。また、市町村役場が津波被害に遭い、戸籍データなどが消失する事態が発生した。

48 道路の啓開。国土交通省は道路の啓開を「くしの歯作戦」と名付け、地震発生から4日間で15の救援ルートを確保した。

49 地形、地理的条件や既存の都市配置・連担状況、高規格幹線道路の計画、空港・港湾等の広域交流拠点の配置、各種プロジェクトの計画状況等を踏まえ4つの南北縦貫軸と7つの東西横断軸から構成している道路。

50 地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核にしたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設として、港湾管理者等からの申請に基づき、国土交通省地方整備局が認定・登録したもの。

一方で、阪神・淡路大震災時と比べインターネットが大きく普及し、例えば道路管理者と自動車メーカーが連携し通行実績情報をインターネット上で提供するなど、情報の把握や被災地支援に際して効果的に活用された。

こうしたことから、災害時における通信環境の高度化と信頼性の確保、バックアップも含めた情報通信システムの構築を図る必要がある。

(4) 災害リスクの低減

東日本大震災では、人口や事業所、公共施設等が集中する沿岸部の低地を中心として津波により大きな被害が発生した。湾口防波堤や海岸保全施設等は津波の到達時間を遅らせ、浸水の深さを下げるなど被害の軽減に一定の効果を発揮したが、最大クラスの津波に対しては、ハードのみに依存した災害対策には限界があることも明らかとなった。

今回の震災では、高台にある民間施設などが避難場所として機能し、住民への支援を行うなど大きな役割を發揮したほか、道路の盛土部分が避難場所として副次的機能を發揮した。また、避難車両が集中し、多くの住民の避難行動に支障が生じた例もあり、安全に避難が可能となる避難路・避難施設等の整備を推進する必要がある。

このため、今後発生し得る最大クラスの津波に対しては、被害をできるだけ最小化する「減災」という考え方に立ち、「逃げる」ことを前提としたハード対策とソフト対策の両面から災害対策を進め、防波堤・防潮堤等の「線」の防御から、海岸防災林、河川、道路、まちづくり等も含めた「面」による「多重防御」への転換を進めるとともに、災害リスクの高い地域にある市街地や集落をより安全な地域へ粘り強く誘導することが重要である。

また、行政庁舎を含めた公共施設や、上下水道施設等のライフラインが壊滅的な被害を受けたり、被災を免れた行政庁舎も長時間の停電で行政機能が麻痺したりなど都市機能が著しく低下したことも、東日本大震災の特徴として挙げられる。津波被害が予想される地域では耐震化と併せて施設の耐浪化など津波対策を進める必要がある。

さらに、近年の異常気象に伴う集中豪雨や台風による洪水、高潮、突風、波浪による被害や土砂災害、豪雪や火山噴火等による被害の発生を踏まえ、風水害に対する安全性確保に資する河川、ダム等治水施設や防波堤等の港湾施設の整備・管理、土石流、地すべり、がけ崩れ等に対する砂防設備等の整備、河川や海岸における高潮対策及び侵食対策、道路の防災対策、山地災害対策、火山噴火災害対策等を進める必要がある。

(5) 災害廃棄物の広域処理体制の構築

東日本大震災により、津波被害の大きい被災3県（岩手県、宮城県、福島県）では、

膨大な量の災害廃棄物が発生し、被災市町村だけでは処理することが困難な状況が発生した。大規模な災害を想定した場合、個別自治体では対応が不足することも懸念されるため、関係地方公共団体・関係団体との協力支援体制の構築も考慮した災害廃棄物処理計画の作成などが必要である。さらに、実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成、災害廃棄物を仮置きなどするためのストックヤードの整備、災害時に有効な資機材などの確保等を行うことにより、地域ごとに関係者が連携した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする、広域的な廃棄物処理システムの構築に向けた対策の推進を図る。

(6) 防災訓練・教育の充実強化や災害の記録と伝承

東日本大震災では、津波により太平洋沿岸地域に甚大な被害が発生したが、岩手県釜石市を始め、震災前から学校などにおいて、地域、行政と連携し、災害時に自ら判断し行動できるよう実践的な避難訓練や防災の学習等の津波防災教育に取り組み、大きな成果をあげた地域もあった。

過去に幾度となく大規模な災害に見舞われた東北圏には、災害にまつわる伝承や教訓、あるいは遺構等が残されており、これらを貴重な遺産として守り、後世に伝えていく必要がある。教育機関などにおいては、防災に関する教育、防災知識の普及・啓発、実践的な防災訓練を実施し、またこれを継続していくことが重要である。

また、今般の震災では、自動車での避難中に渋滞に巻き込まれ、被災した住民も多く、津波は引き波だけでなく押し波から始まることもあるなど津波の特性に対する理解が十分に浸透していなかったことも、津波被害の拡大につながった可能性がある。

今後、関係機関は、報道機関などとも連携して、適切な避難方法、津波の特性、震災直後の津波警報などの限界等についての周知に努めるとともに、観光客などの非居住者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等、要配慮者の避難にも配慮した取組を進める必要がある。

(7) 災害に強いサプライチェーンの構築

東北圏の製造業は、国内外のサプライチェーン⁵¹の中でも重要な役割を果たしている。しかし、今回の震災においては、産業の基盤となる電力、燃料等の供給や、道路、港湾、空港等の産業物流基盤が打撃を受けたことによる影響のほか、物流の途絶による間接的な被害もあり、多くの企業が操業を停止した。その影響は我が国のみならず、世界にも波及し、サプライチェーンの脆弱性が大きな課題となった。サプライチェー

51 企業の経営・管理で使用する用語で、原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、販売、配送までの製品の全体的な流れのこと。

1 ンの脆弱性は、立地企業の海外移転や海外企業への調達先の変更等を通じて地域経済
2 にも大きな影響を及ぼすおそれがある。

3 このため、甚大な災害による経済的・社会的被害の軽減に向けて、物流の拠点であ
4 る港湾や空港に加え、製造業、物流業等の行政機関や企業のBCP（業務継続計画や
5 事業継続計画）の策定を引き続き進めることが必要である。加えて、災害時に企業が
6 連携して経済活動を継続できる企業間・地域間の連携強化や災害時の被害軽減と早期
7 の機能回復に資する災害に強い物流施設整備の推進等により災害に強いサプライチ
8 ェーンの構築を目指す必要がある。

9 また、商業物流では、全国チェーンの店舗では東日本大震災後に商品が確保できな
10 い中、地域に根ざした独自のネットワークを持つ地元企業は被災直後でも商品を確保
11 できるなど、地産地消型の物流ネットワークが強みを発揮した例もあり、物流のあり
12 方について検討することも必要である。

14 （８）復興に向けた新しい地域づくり

15 東日本大震災により、全壊した住宅は約12万戸⁵²、半壊した住宅は約27万戸⁵²に
16 も上る。住宅を失った被災者の中には住み慣れた土地を離れ、応急仮設住宅や民間ア
17 パート等に入居し、就業の維持が困難になるなど、生活の基盤を失い困窮する者も多
18 い。また、震災への対応を通じて地域の絆やつながりの重要性が認識された。さらに、
19 津波により豊かな自然環境や景観が一変し、有形無形の文化の断絶が懸念される。

20 このため、復興に向けたまちづくりを進めるにあたっては、被災者が住み慣れた地
21 域で生活を再び始められるよう、住宅、道路、上下水道等の生活基盤の復旧・復興の
22 みならず、地域の基幹産業を支える港湾や地域に根付いてきた中小企業や商店街等へ
23 の支援を通じて雇用の維持・確保を図ることにより、生活環境と生産活動の一体的な
24 確保を図り、地域のコミュニティの再生に最大限配慮することが必要である。

25 その際には、過去の歴史や教訓を活かした災害に強いまちづくりや自然との共生と
26 いった視点が不可欠であるとともに、人口減少や高齢化の更なる進展、厳しい財政的
27 制約や基盤施設の将来の維持・更新コストといった状況の変化を見据えつつ、広域的
28 な連携の下、持続可能な社会を形成するための手立てを考え、実行するという視点が
29 重要である。

31 （９）東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害への対応

32 東京電力福島第一原子力発電所の事故は、放射性物質の放出により、広範な地域に

52 警察庁「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」平成27年5月8日現在。

深刻かつ重大な被害をもたらしている。特に、事故により大きな被害を受けている福島県では、東京電力福島第一原子力発電所周辺地域を始めとする広い地域の住民が県内外に避難し、ふるさとから離れた生活を余儀なくされている。県外への避難者に対しては、受入先の自治体でも、借り上げ住宅の提供を始め、子育て支援、心のケア等避難者の支援に積極的に取り組んでいるが、母子のみ避難して二重生活を送る者も多く、住み慣れない場所で精神的にも経済的にも厳しい状況に置かれている。このため、福島の原子力災害からの長期にわたる復興を総合的かつ計画的に進めるため、平成24年3月、県の要望を踏まえて福島復興再生特別措置法が制定され、平成24年7月、本法に基づき「福島復興再生基本方針」が閣議決定された。

避難指示解除準備区域については、被災者の一刻も早い帰還の実現に向けて、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗するとともに、電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信等日常生活に必須なインフラや医療・福祉・教育等の生活関連サービスの復旧を図るとともに、将来の就労の場の確保に向けた産業の再生などに取り組む必要がある。あわせて、帰還先及び避難先の双方で被災者が安定的に居住するための生活拠点の整備と就労機会の確保を図ることが重要である。

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、世界にも前例のない困難な事業であることから、対策を着実に履行するとともに、より着実に廃炉を進められるよう、産学官が連携しロボット技術や研究施設を整備するなど技術の粋を総動員して対応する必要がある。

また、農林水産業や観光業を中心として、東北圏全域で原子力災害による風評被害が発生していることから、放射線の状況の的確な把握、正確な情報発信、販路開拓のための取組等が求められている。

「福島の再生なくして日本の再生なし」の考え方の下、原子力災害によって福島にもたらされた深刻な事態の記憶と教訓を風化させることなく、あらゆる施策を総動員して、迅速な対応を確実に実行していく必要がある。

2. 克雪・利雪・親雪の推進

東北圏は、圏土の約85%が豪雪地帯であり、国県道の冬期交通不能区間延長が全国で最も長く全体の8.1%⁵³を占めるなど、降雪・積雪等の厳しい気象条件が日常生活や経済活動の支障となっている。このため、雪による暮らしの障害を克服し、安全で快適な冬期間の生活環境の確立が課題となっている。一方で、雪を魅力ある貴重な地域資源ととらえ、雪と共存し、雪を活かした取組を積極的に推進することが必要である。

53 国土交通省「道路統計年報2014」、(財)日本道路交通情報センターホームページ「冬の閉鎖道路(平成24年度)」

(1) 豪雪地帯における安全で快適な生活環境の整備

山間部では、豪雪や雪崩によって、人命や家屋に甚大な被害が発生するだけでなく、経済活動においても流通への支障が生じるなど、豪雪地帯で生活する住民に大きな障害となっている。

また、冬期における交通事故も多く、降雪時のスリップ事故や走行不能車両の発生による大規模かつ長時間におよぶ通行障害が度々発生している。さらに、高齢化や人口減少に伴い、除排雪の担い手が著しく不足し、日々の雪下ろしや雪片付けが日常生活の大きな負担となっており、雪下ろしなどの除雪作業中の死亡事故が高齢者を中心に多く発生している。加えて、積雪に伴う空家の倒壊や落雪も大きな問題となっている。

冬期に安全で快適に生活するためには、集落を保全する雪崩対策を始め、降雪時の迅速な除雪作業の実施、除排雪体制の確保、地域間交流や通勤通学等の支障となる道路の通行止めや交通規制の解消のための雪害対策の推進とともに、雪による労働の負担軽減などが必要である。

(2) 利雪・親雪の推進

雪を積極的に利用するという考え方にに基づき、これまでも、雪室や雪を利用した夏の冷房など、エネルギーとして利用する先進的な取組が行われている。また、樹氷や雪祭り、各地に点在するスキー場等、雪を観光資源とした雪国文化を活かす取組が数多く行われている。雪冷熱をエネルギーとして利用する取組を継続的に行うとともに、雪の魅力を活かした情報発信、観光資源としての活用、雪との共存等、利雪・親雪を進めるための取組を一層推進することが必要である。

3. 産業の活性化、競争力ある産業の振興

東北圏が将来にわたって持続的に発展するためには、産業の活性化が不可欠である。東北圏では、農林水産業が盛んであるとともに、電子部品・デバイス⁵⁴製造業等のものづくり産業に一定の集積が進んでいるが、震災で甚大な被害を受けいまだ回復に至っていない。また、他圏域等と比較して給与額が低水準、加えて生産年齢人口の減少率が高く担い手不足が危機的状況にある。東北圏が今後とも持続的に発展するためには、産業の集積と高度化、高付加価値化による競争力のある産業の振興、若年層

54 日本標準産業分類（平成19年11月改定）小分類番号281（電子管、光電変換素子、半導体素子、集積回路、液晶パネル・フラットパネル）

を中心とする雇用の確保が必要である。

(1) 競争力ある産業の振興

東北圏では、電子部品・デバイスや情報通信機器を始め、金属製品、一般機械器具等のものづくり産業に一定の集積がみられ、近年において、東北圏に進出した自動車産業は、関連企業などの裾野が広く、東北圏の経済を牽引する産業に成長しつつある。さらには、医療機器産業も着実な成長を見せており、生産額において福島県が全国第3位⁵⁵となるなど、他の県もこれに続いている。このような産業集積などを活かし、国際競争力を持つ産業群の形成や企業誘致の推進とともに、地域産業の振興を図ることにより経済の活性化を図る必要がある。

あわせて、東日本大震災からの復興、さらには復興後の飛躍に向け、被災地におけるより一層の企業誘致や産業集積に加え、災害に強いサプライチェーンの構築を図ることにより、災害に強い産業ネットワークを構築することが必要である。

また、東北圏には、歴史・文化資源、祭り等の観光資源、伝統工芸品、農林水産物等、海外にも通用する魅力ある独自の地域資源が存在している。これらを活かしつつ、グローバル化する経済環境の中、多様なニーズに応え、地域産品の販路や交流人口を拡大するため、圏域が一体となり、インパクトある観光プロモーション、販路拡大活動、多面的な情報発信を展開する必要がある。加えて2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等や北海道新幹線の開業を契機として、東北圏への観光客などの誘致活動などを積極的に取り組む必要がある。

さらに、東北圏には大学や研究所等の高度で多様な知的基盤が形成されていることから、産学官の叡智を結集して活力ある東北圏の形成に向け、世界最先端の国際研究拠点の誘致を進めるとともに、先端科学技術産業などの新たな雇用や人材育成機会の創出を始めとした戦略的な産業振興を図る必要がある。例えば、地元が積極的に誘致を進めているILCなどが考えられる。

(2) エネルギーの安定供給

東日本大震災では、多くの発電所が被災し、電力供給が停止したことで、被災地はもとより東北圏のほぼ全域が停電に見舞われたほか、ライフラインの停止や燃料供給の途絶により復旧作業にも大きな支障を来した。また、東日本大震災以降の化石燃料の輸入増加によるエネルギーコストの増大が家計や経済活動に影響を与えている。東北圏は、これまで多くの原子力発電所が立地するなど、エネルギーの一大供給基地で

55 厚生労働省「平成25年薬事工業生産動態統計年報」

あったが、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、国民の安全・安心の確保を大前提としつつ、多様なエネルギーの利活用による安定的な供給が求められている。

東北圏の特徴である広大な圏土と豊かな自然環境は、再生可能エネルギーの宝庫である。とりわけ賦存量の多い風力・中小水力・地熱、バイオマス、太陽光等は、地域に密着したコスト面でもバランスの取れた分散型エネルギーとして、また「地産地消」型のエネルギービジネスとして、地域の雇用の創出など地域経済の活性化にもつながるものである。また、環境負荷低減と効率性をハイレベルで実現した最新鋭の I G C（石炭ガス化複合発電）などの化石燃料発電の効率化、コージェネレーション⁵⁶や下水熱等の都市廃熱といった地域内エネルギーの利活用を更に拡大しながら、災害に強く、自立的かつ安定的な分散型エネルギー供給体制の構築に向けた取組が必要である。

さらに、再生可能エネルギーの普及促進及び災害時を含む電力供給の逼迫に備えるため、送電インフラの整備充実を図る必要がある。

なお、原子力エネルギーについては、政府の「エネルギー基本計画（平成26年4月策定）」における考え方を踏襲し、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源⁵⁷としての活用を図る。

また、東日本大震災では、仙台港にある東北圏で唯一の製油所を始め、油槽所、沿岸部の給油所、タンクローリー車等が被災した結果、広範囲にわたって石油やガソリン等の供給不足が生じ、ガソリンスタンドでは給油待ちの車列による交通渋滞が発生するとともに、災害復旧活動や物資輸送を担う重機、輸送車等の燃料の確保が困難となった。このため、平時における非常用燃料の備蓄、供給手段等、大規模災害に備えた燃料供給体制の構築に取り組んでいく必要がある。天然ガスについては、LNG（液化天然ガス）受入基地間での補完体制、パイプライン整備等、供給体制の強化を推進する必要がある。

（3）農林水産業の維持・強化

東北圏の農林水産業は、食料自給率⁵⁸で全国平均の39%⁵⁹を大きく超える105%⁵⁹、都道府県毎にみても全国の上位5県に秋田・山形・青森・岩手県が2位⁶⁰から5位⁶⁰にランクインしている。さらに、圏域内には、八戸、石巻、気仙沼といった全国屈指の漁港を有しており、水産物の水揚げ量は、東日本大震災前の平成22年において全

56 熱源より電力と熱を生産し供給するシステムの総称。

57 季節、天候、昼夜を問わず、一定量の電力を安定的に低コストで供給できる電源。

58 国内で消費される食料のうち、国内生産分の割合。

59 農林水産省「都道府県別食料自給率の推移（カロリーベース）」等

60 農林水産省「都道府県別食料自給率の推移（カロリーベース）」

1 国の25%⁶¹を占めるなど、国内有数の食料の大供給地である。

2 しかしながら、農業および漁業の就業者は、減少・高齢化の一途をたどっており、
3 深刻な担い手不足のほか、生産物価格の下落や生産資材価格の上昇等の経営環境の悪
4 化が、農林水産業の大きな課題となっている。

5 こうした中、東日本大震災により、沿岸部の農地、農業施設や生産施設等に大きな
6 被害を受けた。このため、地域の農林水産業の再生が求められている。また、農業者
7 の更なる減少による将来の担い手不足が課題となっている。

8 さらに、林業においては、新たな木材需要の創出、国産材の安定的かつ効率的な供
9 給体制の構築並びに再造林、間伐等の森林の適切な整備及び保全により豊富な森林資
10 源を循環利用し、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図るとともに、林業の成長産
11 業化の実現が求められている。また、これらの取組の着実な実施には、それらを担う
12 技術者などの育成が必要である。

13 水産業においても、漁港や漁船・漁具を始め、水産加工施設等の関連施設が壊滅的
14 な被害を受けた。漁港や関連施設の復旧・整備、漁船・漁具の共同利用促進等に取り
15 組み、地域の基幹産業である水産業の再生・復興を図ることが必要である。

16 我が国の農林水産業に占める東北圏の役割は大きく、震災からの復興のみならず、
17 担い手の育成や確保、生産基盤の整備、経営体質の強化、他産業との連携や複合によ
18 る高付加価値商品の開発、ブランド化、海外への輸出促進等、経営安定による産業全
19 体の強化・発展が必要である。

21 (4) 物流拠点の整備と交通・情報通信ネットワークの構築

22 東北圏は、広い圏土に都市が分散しているほか、生産や物流等、産業の拠点が散在
23 している状況にあり、これら地域の産業活動を支えるためには、円滑な物流を確保す
24 る物流拠点と主要都市や生産拠点等を結ぶ交通・情報通信ネットワークの構築が不可
25 欠である。

26 しかしながら、圏域をカバーする高速交通ネットワークには、未整備区間が多く、
27 例えば国際拠点港湾や重要港湾と高速道路との接続についても、いまだ不十分な状況
28 にあるなど、産業活動を支える交通・情報通信ネットワークの構築は産業振興上の大
29 きな課題となっている。また、今後、東アジア地域などとの経済交流の進展に伴い増
30 加が予想される貨物に対して、これらを効率的に取り扱う港湾、鉄道等の物流拠点の
31 整備が必要である。

32 また、物流はサプライチェーンを支える要であり、災害に強い強靱な物流網の構築

61 (社) 漁業情報サービスセンター・水産庁「水産物流通調査」(2010年)

を進めることが必要である。

4. 国際交流・連携の強化

グローバル化や国際分業の進展、新興国における資源輸入の急拡大等、東北圏に立地する企業の諸外国との交流・競争は急速に拡大してきている。これらの動きへ対応し、東北圏の産業や経済を発展させていくためには、国内外とつながる物流の円滑化や安定かつ安価な資源の調達、国際航空路線やクルーズ船⁶²の誘致による交流人口の拡大に向けた対応等が必要である。特に、東北圏は、日本海と太平洋の双方に面していることから、日本海・太平洋の2面を活用できる。また両海をつなぐ津軽海峡も有している。これらの地理的特性を活かし、東アジアやロシア等のダイナミズム（アジア・ユーラシアダイナミズム）を取り込むためのゲートウェイ機能の強化と日本海・太平洋2面活用型国土⁶³の形成によるグローバル化を推進することにより、産業や経済の発展を目指すことが必要である。

（1）国際交流・連携のための基盤整備

東北圏における海外との交流については相対的に低水準であり、人流・物流ともに、海外との結びつきは弱い状況にある。

東北圏が自立的に発展するためには、国際交流・連携機能の強化や産業の海外展開、観光交流における地域連携の強化等により諸外国の活力を取り組むことが重要となる。また、交流と連携機能を高め、グローバル・ゲートウェイ⁶⁴機能を強化するためには、物流拠点や交通・情報通信等の各種基盤の整備を総合的に進める必要がある。さらに、国際コンテナ・バルク戦略港湾政策⁶⁵を推進するための整備など、地域の強みや個性を活かした物流の効率化と連携強化により、地域の基幹産業の国際競争力強化を図る必要がある。また、東北圏の豊かな地域資源を活かした観光による交流人口の拡大が重要となっており、国際航空路線やクルーズ船の誘致のための環境整備を進める必要がある。アジア・ユーラシアダイナミズムを取り込む観点からは、日本海側のゲートウェイ機能の強化を図るとともに、日本海側と太平洋側の連携を強化し、日本海側と太平洋側の2面をフル活用し、世界との結びつきを強化する必要がある。

さらに、東北圏の自立的発展を牽引する役割を担う中枢都市の国際交流機能につい

62 目的地への移動だけでなく、目的地に至るまでの航海そのものも、余暇を楽しむ手段として提供する大型客船。

63 日本海側の機能の強化を図るとともに、日本海側と太平洋側を結ぶネットワークの形成等を通じて、日本海側と太平洋側の2面をフルに活用できる国土構造。

64 人、物、情報等の流れにおける世界との玄関口。

65 コンテナ貨物及びバルク（バラ積み）貨物のそれぞれの主要な港湾を「国際コンテナ戦略港湾」及び「国際バルク戦略港湾」として選定し、重点的な内航・トラック・鉄道による輸送網の抜本的強化及び戦略的運営を通じて国際競争力強化を図る政策。

ても、更なる充実が必要であり、既存の集積を活かした都市機能の充実、国際的機能の強化を図る必要がある。

(2) 戦略的、効率的な国際物流の実現

物流効率化は企業競争力を左右することとなるため、戦略的、効率的な物流の確保は極めて重要な課題である。東北圏の各県には、国際海上コンテナ⁶⁶を取り扱う港湾が存在しているが、これらの港湾をフル活用した効率的なコンテナ輸送を促進していくことが重要である。そうした中、宮城県では、物流コスト削減や温室効果ガス排出削減を図るため、構造改革特区としてISO（国際標準化機構）により規格化された45フィートコンテナ積載車の通行許可申請に対して特例措置を講じることで公道走行を円滑化する取組が進められた。さらに、平成26年5月に公表された「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針（国土交通省）」により、平成27年3月に45フィートコンテナなどの輸送許可基準の見直しと「道路運送車両の保安基準（国土交通省）」が改正されたことで、45フィートコンテナ積載車の公道走行の緩和が進んでいる。

また、産業や国民生活に必要な不可欠な資源・エネルギー等を安定的かつ安価に輸入することは我が国の重要な課題の一つである。このため、安価な海上輸送の実現に資する大型輸送船に対応した港湾機能の拠点整備や企業間連携の促進等により、効率的かつ安定的な資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの形成を図る必要がある。

今後は、国内外とつながる物流の円滑化を図るため、日本海側と太平洋側の2面と津軽海峡をフル活用し、東北圏の特性を活かした物流効率化と連携強化に係る取組を推進し、圏域全体として戦略的かつ効率的に国際物流に取り組むとともに、圏域内港湾・空港の有効利用を促進し、圏域内企業の物流コストの低減を図る必要がある。

5. 循環型社会の構築、豊かな自然共生社会の実現

地球規模で環境問題が深刻化し、東北圏でも気候変動の影響を受けこれまでにない記録的な豪雨、豪雪等、自然災害に見舞われている。地球環境問題に対応した持続可能な東北圏を構築するためには、豊富に有する自然と共生し、低炭素社会⁶⁷、循環型社会⁶⁸を構築することが必要である。

66 貨物輸送に用いる金属製の大型の箱。

67 地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つである二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会。

68 環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会。

（１）地域主導による災害に強い再生可能エネルギーの導入と利用推進の取組

東北圏では、自然エネルギーである水力発電、風力発電の取組が盛んであり、このうち風力発電は全国の約28%⁶⁹の出力を担っている。また、再生可能エネルギーとして注目されているバイオマスや豊富な水資源を活かした中小水力発電についてもその資源賦存量や発電実績も多い。さらに、木質バイオマスについては、豊富な森林資源を活かし、木質バイオマス発電施設への安定的かつ効率的な供給に向けた取組を行うほか、地域密着型の小規模発電、熱利用等を推進するため、関連施設の整備等を行う必要がある。

これらの再生可能エネルギーは、地球環境問題に留まらず、災害に強い持続可能なエネルギー供給体制を構築する上でも利用推進が求められており、より一層の効率化や技術開発を進める必要がある。あわせて、被災地の復興の過程においては、被災地の住宅や建築物の断熱性を高めるなど建築物単位での取組に加え、スマートコミュニティ⁷⁰など地区レベル、地域レベルでの省エネルギー化に向けた取組を図ることが必要である。

（２）小型家電等各種リサイクルの推進

東北圏では、これまでエコタウン事業⁷¹や小型家電などリサイクルの推進、リサイクルポートプロジェクト⁷²の推進等、自然との共生や循環型社会を目指す取組が積極的に行われてきている。

今後は、資源生産性及び循環利用率の向上並びに最終処分量の縮減に向けた取組を推進するとともに、引き続き3R（リデュース、リユース、リサイクル）⁷³の推進を行うための施策の実施や仕組みづくり、啓発活動等に継続的に取り組んでいく必要がある。また、東北圏のリーディング産業⁷⁴としていくため環境・リサイクル関連企業の活性化や誘致推進に積極的に取り組むことも必要である。

（３）森林整備・保全の推進

東日本大震災の津波により、東北圏の沿岸部市町村では海岸防災林にも甚大な被害

69 NEDO技術開発機構「日本における都道府県別風力発電導入量（2014年3月末現在）」

70 様々な需要家が参加する一定規模のコミュニティの中で、再生可能エネルギー、コージェネレーション等の分散型エネルギーを用い、ICT（情報通信技術）、蓄電池等の技術を活用したエネルギー・マネジメント・システムを通じて、分散型エネルギーシステムにおけるエネルギー需給を総合的に管理し、エネルギーの利活用を最適化するとともに、高齢者の見守りなど他の生活支援サービスも取り込んだ新たな社会システム。

71 先進的な環境調和型のまちづくりを推進することを目的とした事業。

72 海上輸送による鉄スクラップ等循環資源の広域流動を促進するとともに、臨海部におけるリサイクル産業の拠点化を進める。

73 リデュース（発生抑制）は、廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リユース（再使用）は、いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。リサイクル（再生）は、廃棄物や不用物を回収・再生し、再資源化、再利用すること。

74 成長が著しく、また雇用や他産業の生産活動への幅広い波及効果を持ち、それによって地域経済を牽引する力を有する産業。

が発生したため、飛砂害や風害の防備に加え、津波に対する被害軽減効果も含めた潮害の防備などの災害防止機能の確保などの観点から、早急に海岸防災林の復旧・再生を進める必要がある。

一方で、喫緊の課題となっている地球温暖化の防止に向け、森林の持つCO₂（二酸化炭素）の吸収・固定機能に対して高い期待が寄せられる中、東北圏は約7割が森林と広大な面積を有していることから、林業の成長産業化はもとより、二酸化炭素の吸収・固定機能を含む森林の有する多面的機能を十分に発揮していくために、多様で健全な森林整備・保全を着実に推進していく必要がある。

（４）生物多様性の保全・回復、自然環境の保全・再生

東北圏の魅力の一つである美しく豊かな自然環境は、地域固有の種も含め多種多様な生態系の保全という観点からも重要な存在であり、そのような認識の下、生物多様性及び自然環境の保全に努めることが重要である。近年においては、平成22年10月にCOP10（生物多様性条約第10回締約国会議）が愛知県名古屋市で開催され、同年12月には「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」が制定されたほか、トキの野生復帰事業が進められている新潟県佐渡島において、平成24年に自然環境下で36年ぶりにヒナの誕生が確認されるなど、生物多様性の保全のための取組が進められている。

圏域内には、広大な森林も存在し、国立公園を始めとする自然公園、世界自然遺産白神山地、ユネスコエコパーク、世界ジオパーク、ラムサール条約湿地等、全国的にも、また世界的にも重要な自然環境が豊富に存在する。これら自然圏域は、複数の県にまたがって位置しているものも多く、生態系サービスでつながる「自然共生圏⁷⁵」の認識も踏まえつつ、原生的な森林生態系や希少な野生生物の生育・生息の核となる「保護林⁷⁶」や、それらの保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊⁷⁷」、鳥獣保護区などにおける広域的な連携による生物多様性の保全、自然環境の保全や共生の取組が必要である。

また、東日本大震災により、沿岸域の干潟が消失する一方で、後背湿地⁷⁸では生態系が回復している様子もみられるなど、東北地方太平洋沿岸の自然環境は大きな影響を受けている。さらに、漂流・漂着ごみの増加などにより、水生動植物の生育環境や

75 地域が生み出す自然の恵みを地域の中で循環して持続的に活用していく自立分散型の地域社会を目指していくことを基本とし、それが困難なものについて、国内外を含めたより広域的な視点で捉えていくという考え方。

76 原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に資することを目的とした国有林野。

77 森林生態系の構成者である野生動植物の多様性の保全のため、保護林を相互に連結し、野生動植物の移動経路を確保するもの。

78 河川の自然堤防（河川の流路に沿いに形成される微高地）や海岸の砂丘や砂州などの背後に広がる低湿地。

1 景観の悪化を招いている。今後、大きく影響を受けた生態系の変化に関するモニタリ
2 ングを実施するとともに、自然環境の保全・再生に向けた取組を進めていく必要があ
3 る。

6. 美しい圏土や歴史文化の保全と活用

6 東北圏には、豊かな自然環境に支えられた美しい農山漁村の風景や、悠久の歴史に
7 支えられる伝統や文化等、美しく豊かな資源が存在する。平成23年に平泉が、平成
8 27年7月には明治日本の産業革命遺産の構成資産として橋野鉄鉱山が世界遺産登録
9 され、北海道・北東北の縄文遺跡群や佐渡金山が登録に向け活動中である。また、貴
10 重な地質遺産を保護、活用するジオパーク登録の動きも高まっている。一方で、荒廃
11 農地が増加しており、この美しい圏土を適切に保全、活用し、後世に継承することが
12 必要である。

(1) 圏土の管理、自然資源の保全と活用

15 東北圏は、美しい風景や多くの恵みを生む広い圏土を有しており、近年は、東北圏
16 の圏土と豊かな自然環境を活かし、貴重な地球活動の遺産を保全しつつ、教育やツー
17 リズムに利用しながら地域の持続的な経済発展を目指すジオパーク登録の動きも積
18 極的に進められている。また、生態系の保全や自然と人間社会の共生を目的として、
19 只見ユネスコエコパークが登録されている。

20 一方で、市街地の郊外化、荒廃農地の増大、地域住民の営みの中で、維持、管理さ
21 れてきた里地里山の荒廃等が問題となっており、一旦荒廃した農地や森林を利用可能
22 な状態に戻すには長い時間が必要とされる。特に、荒廃農地は増加傾向にあり、東北
23 圏で全国の約15%⁷⁹を占めている。さらに急激な人口減少や高齢化により、荒廃農地
24 やそれに伴う無居住地域の増大に拍車がかかることが懸念されている。

25 このため、豊かで美しい圏土を維持する観点から、こうした自然資源の保全を図る
26 とともに、荒廃農地などの再生に向けた取組や人口減少社会による国土管理の仕組み
27 づくりが必要である。

(2) 歴史文化の保全・発信

30 東北圏には、生活に密着した文化や工芸、長い歴史の中で培われてきた伝統や、特
31 徴ある祭り等が受け継がれているが、これらは一部を除き国内外に余り知られていな
32 い。特に海外に関しては、訪日外国人の東北圏訪問率が低水準であることから、外

79 農林水産省「平成25年の都道府県別の荒廃農地面積（実績値）」

1 国人の東北圏に対する認知度は低いと言わざるを得ない。

2 一方、岩手県平泉では平成23年6月の世界文化遺産登録を契機として、観光入込
3 客数を大幅に伸ばしている。平成27年7月には岩手県橋野鉄鉱山が「明治日本の産
4 業革命遺産」の構成資産として世界文化遺産に登録され、更なる東北圏の歴史文化の
5 発信や観光振興の呼び水として期待されている。また、地域の歴史的魅力や特色を通
6 じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定し、東北圏のブ
7 ランド化を進め、地域活性化を図る新しい動きが期待されている。平成27年には、
8 観光庁が外国人旅行者へのPRの取組などを支援する「広域観光周遊ルート」として、
9 東北圏の白神山地や平泉を含む「日本の奥の院・東北探訪ルート」を国土交通省が認
10 定している。

11 今後は、東北圏が大切に守り続けている伝統的で特徴的な祭りや食文化、雪文化、
12 伝統工芸といった日本を代表する様々な資源を活用しつつ地域的活動とともに着実
13 に後世へ継承するとともに、観光資源としての利活用や国内外への情報発信等を強化
14 し、地域活性化への取組などを進めていく必要がある。特に、2020年東京オリンピッ
15 ク・パラリンピック競技大会等や北海道新幹線の開業を契機として国内外からの観光
16 客の誘致活動に積極的に取り組むことが必要である。

17 7. 人口減少社会・少子化及び高齢化への対応

18 東北圏では広い圏土に都市が分散しており、全国的にみても都市間距離が長く、低
19 密度な人口分布を示している。さらに2010年から2050年にかけての将来推計による
20 圏域別の人口減少率は36%⁸⁰と全国で最も高く、中心市街地の空洞化や中山間地域・
21 沿岸地域での一層の過疎化の進行、集落の消滅危機、コミュニティの崩壊、行政サー
22 ビスの低下等、様々な問題がより一層深刻化するおそれがある。今後、東北圏が持続
23 的に発展するためには、人口減少や高齢社会を見据えた手だてを考え、実行していく
24 ことが急務である。

25 (1) 農山漁村、離島・半島を中心とした人口減少・少子化及び高齢化への対応

26 東北圏では、農山漁村、離島・半島を中心に、人口減少や少子高齢化が進行し、役
27 場支所や小中学校の統廃合、路線バスの縮小・廃止等により公共サービスの水準が低
28 下する一方で、社会基盤の整備は不十分な状況にある。また、病院・一般診療所の病
29 床数が不足する傾向にあるなど、様々な要因が複合的に絡み合いながら人口流出は進
30
31

80 「国土のグランドデザイン2050」参考資料 国土交通省国土政策局試算値。

み、地域社会の存続が危ぶまれる集落も増加している。さらに今後将来は高齢化率⁸¹が40%⁸²を超える市町村が多数生じると見込まれる。

また、東日本大震災の被災地を中心として、津波被害や東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響等により人口流出が続いており、離職者の増加や雇用環境悪化による若年層の流出が生じている。

このため、必要な社会基盤整備を進めるとともに、地域住民の安全・安心な生活を確保しつつ、農林水産業の振興や地域資源を活かした活性化を推進する必要がある。

また、地域が主体的に魅力の向上を図り、都市との連携・共生を進めていくことも重要である。

(2) 情報通信格差の解消

広い圏土を有する東北圏においては、超高速ブロードバンド⁸³をいまだ利用できない地域がごく一部存在する。

未整備地域での情報通信基盤整備を推進し、ブロードバンドを使用した遠隔医療や衛星授業等、生活に密着した様々な場面で、住んでいる場所に縛られないICTの活用を促進することが重要である。また、冬期の積雪寒冷、過疎地域対策等、東北圏における地域課題を解決する手段としてICTの利点を活かし、豊かな社会を実現する必要がある。

(3) 中心市街地の活性化とネットワークの構築

東北圏では、車への依存とともに都市機能の郊外拡散が進んだ結果、中心市街地の空洞化が起こり、まちの賑わい喪失、生活サービスの低下を招いている。生活関連機能サービスの向上を目的とし、多様な都市機能がコンパクトに集積した、高齢者など交通弱者にも優しい、歩いて暮らせる生活空間を実現することが必要である。また、近隣都市間および合併市町村における旧市町村間の公共交通ネットワークを形成し、圏域人口を有した活力ある経済社会の維持につなげる必要がある。「コンパクト+ネットワーク」の形成は、高齢者・子育て世代の生活環境の整備、財政面・経済面で持続可能な都市経営の実現、熱の有効利用などによる低炭素型都市構造への転換、災害に強いまちづくり等の多角的な観点から必要である。

81 総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合。

82 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

83 FTTH（中継局からユーザーまで光ファイバを敷設する回線方式）及び下り伝送速度30Mbps以上のケーブルインターネット。

1 (4) 都市と農山漁村の連携・共生

2 従来から東北圏の都市は、周辺町村に就業地や買い物等のサービスを提供し、農山
3 漁村は、都市への食料供給を担うなど、都市と農山漁村は社会的・経済的に深い繋が
4 りがある。また近年、ライフスタイルの多様化に伴い、住み方や働き方も多様化して
5 おり、都市から地方への移住をしなくても、複数の生活拠点をもち、いわば人生を2
6 倍楽しむ「二地域居住」、「二地域生活・就労」という新たなライフスタイルも生じつ
7 つある。これを受け、東北圏では都市と農山漁村の交流に関する滞在型プログラムを
8 数多く提供している。また、観光と体験学習、グリーンツーリズムやブルーツーリズム
9 ム、園芸療法への取組等、ユニークで人気のある取組を数多く有している。

10 今後も、都市と農山漁村の交流や連携を深めるための受け皿づくり、情報発信や施
11 設整備、農林水産業体験や観光を組み合わせた地域活性化等、都市と農山漁村の共生
12 に向けた取組を進めていく必要がある。

13 また、東日本大震災により被害を受けた農林水産業の再生・復興を目指す上でも、
14 農林水産物の6次産業化⁸⁴など地域資源を活かした新たな事業展開や連携体制の構築
15 を進めていく必要がある。

17 (5) 都市間距離の克服

18 東北圏は、広大な圏土に都市が分散している構造となっており、都市間距離が長い
19 という特徴を有している。また、脊梁山脈と起伏に富んだ地形が、地域間連携を行う
20 上での制約となっている。

21 このため、地域間交流や連携の強化を図る上で重要となる社会基盤が脆弱で、高速
22 交通体系がいまだ十分であるとは言えない。今後、都市間距離の克服や代替性・多重
23 性向上に資するネットワーク整備が必要であり、各種サービス機能がコンパクトにま
24 とまった地域と居住地域とが交通や情報通信のネットワークでつながることが重要
25 である。人口減少過程にあっても、ネットワークを強化し、サービス機能の圏域人口
26 を維持することが、利便性の低下を回避する人口減少の適応策となる。

28 (6) 生活圏域内の快適なモビリティの確保

29 東北圏の一人あたり自動車保有台数は全国平均を大きく上回る状況で推移してい
30 る。自動車依存の進展は、路線バス輸送人員の減少を招くとともに、機能が拡散した
31 低密度な都市構造においては、公共交通によるカバーを困難にし、採算性の低下から

84 農畜産物の生産（1次）だけでなく、食品加工（2次）、流通・販売等（3次）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることで、第2次・第3次産業事業者が得ていた付加価値を農業者が得ようとする取組（第1次×第2次×第3次＝第6次産業）。

路線の廃止につながっていく。また、東日本大震災の影響による交通・買い物弱者に対応するため、仮設住宅と病院、商店等の間の日常生活の移動確保を目的とした地域内輸送の支援が行われているが、将来にわたって持続可能な公共交通の構築が今後の課題となっている。

そのため、日常的な生活圏域内の快適なモビリティ⁸⁵の確保や被災地ニーズに対応した公共交通の整備等が必要である。

(7) 地域医療の支援

東北圏では、病院や診療所が特に中山間地域や沿岸地域で不足しており、人口あたり医師数は全国平均を下回っている。また、広い圏土を反映し、第三次救急医療機関⁸⁶の60分到達圏から外れる地域も多い現状にある。

さらに、今後の高齢化の著しい進行に伴い、暮らしを支える医療や福祉サービスのニーズが高まる中、東北圏では広い圏土に都市が分散していることから、サービスの充実や効率の面で不利な状況にある。このため、公共交通の整備に加え、広域的な連携やICT利活用等により、地域医療を支援することが必要である。

東日本大震災では、多くの医療機関が被災したほか停電や設備被害、人員不足等から外来や入院の受入制限を行う病院が相次いだ。また、医薬品、医療器材、燃料等が入手できず、被災者への適切な医療措置が困難となる事態も発生した。こうした中で、ドクターヘリによる救急搬送や全国のDMAT（災害派遣医療チーム）による広域的な救助活動かつ効率的な救急活動が行われた。また、慢性疾患を持つ被災者には高度な医療支援が長期間必要となるなど、これまでの災害救助における想定と異なる状況もみられた。今後は、災害時において安心できる救助体制や医療体制の確立、福祉サービスの確保に向けた取組を進める必要がある。

(8) 女性の社会参画

人口減少にともなって労働力人口の減少が進む中、女性の社会参画が重要な課題となっている。女性の就業率と出生率には正の相関関係が存在し、東北圏においても同様の傾向が確認できる⁸⁷ことから、女性の社会参画は、出生率を高め持続可能な地域社会を構築していく上でも有効であると思われる。しかし、東北圏では女性の就業率、出生率が全国水準に満たない地域もあり、安心して子供を産み育てやすい社会を実現

85 動きやすさ、移動性、機動性。

86 二次救急体制では対応できない重症および複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者（頭部損傷、心筋梗塞、脳卒中など）を24時間体制で受け入れる体制と高度な診療機能をもつ医療機関。

87 総務省「平成22年国勢調査」、厚生労働省「人口動態調査」

し、女性の社会参画を推進していくことが重要である。また、老若男女誰もが、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図れる社会環境を整備していくことが人口減少社会には必要である。

8. 公共投資の重点化と効率化

人口減少が急速に進行する東北圏にあつては、厳しい財政制約の下においても、住民が安心して生活できる望ましい行政サービスのあり方について検討する必要がある。また今後、少子高齢化の進行により、医療・福祉・社会保障費が増大していくことから、健全な経済社会基盤の確立と、そのために不可欠な社会資本整備におけるこれまで以上の公共投資の重点化・効率化を図る必要がある。

（１）財政制約と行政サービス

人口の著しい減少や過疎化の進行は、行政サービスの効率性と水準の低下を招くおそれがある。人口減少が急速に進行する東北圏にあつては、厳しい財政制約の下においても、住民が安心して生活できる望ましい行政サービスのあり方について検討する必要がある。

（２）公共投資の重点化・効率化

これまでの我が国の予算における公共投資関係費の推移を見ると、平成10年度（補正予算後）からの17年間で半分以上にまで減少⁸⁸している。今後、少子高齢化の進行により、医療・福祉・社会保障費が増大していくことから、その税収を支えていくことのできる健全な経済社会基盤を確立する必要がある。そのために不可欠な社会資本整備は重点的かつ緊急的に進めていかなければならず、これまで以上に公共投資の重点化・効率化を図る必要がある。

（３）インフラの長寿命化対策

高度経済成長期以降に集中整備されたインフラの老朽化が深刻な問題となつていく。建設後50年を経過する施設の割合が今後加速度的に高くなり、老朽化が急速に進むと見込まれる。これらのインフラの中には、建設年度や構造形式等の施設諸元や、劣化や損傷等の老朽化の進展状況など、維持管理に必要な情報が不明な施設も多く存在している。また、維持管理に係る制度や体制についても十分とは言えない状況であり、さらには今後、大規模な補修や更新が一時期に集中することが懸念される。一方、

88 財務省「日本の財政関係資料」平成27年3月

今後の人口減少社会において、災害時の復旧作業や、平常時における社会インフラの適正管理を担う人材の不足が懸念される。また、インフラ長寿命化に資する新技術の研究開発・実証やその導入も重要であり、戦略的に推進していく必要がある。

9. 若者の定着、人材育成

東北圏は、これまでに優れた人材を輩出し、世界に誇れる技術やものづくり文化等を有している。しかしながら、少子化や圏域外への人口流出による人口減少によって圏域内の活力が低下し、地域コミュニティの担い手や若者等の流出に拍車をかけるおそれもある。その結果、賑わいの喪失や地域コミュニティの弱体化等、更なる活力低下を招くことが懸念される。

(1) コミュニティ活性化のための絆の構築

未来に希望の持てる圏域づくりに向けた活動の原動力は、圏域に生まれ育ち、圏域にかかわる一人ひとりの地域への愛着や誇りである。

東日本大震災において、中高年者の孤独死が問題とされており、地域全体でケアすることが求められている。東北圏にかかわるすべての人が、東北圏の抱える課題について深い認識を持ちつつ、愛着や誇りを持って様々な分野で積極的に活動することが重要であり、そのための意識醸成が必要である。

とりわけ、東日本大震災では、全国からの災害ボランティア、NPO・NGO（非政府組織）、町内会を始めとする地域団体、自衛隊等、多くの組織による救援活動や避難所運営等の支援活動が大きな役割を果たし、人と人との絆、つながりや支え合いの重要性が再認識された。このような社会貢献や助け合い意識の高まりなどを背景に、東北圏では、東日本大震災以降多様化・複雑化する地域課題に対応するための多様な主体の連携による活動が活発化している。

例えば、岩手県遠野市では、NPO・NGOや社会福祉協議会等が連携して被災地支援を行うボランティアネットワーク「遠野まごころネット」が全国からのボランティア・物資の受入、コーディネートを行っている。また、宮城県石巻市では、住民・行政・商工会議所・ボランティア団体等の協働により「コンパクトシティいしのまき・街なか創生協議会」を組織し、中心市街地の復興整備に当たり、人口減少・高齢化に対応しつつ、災害に強い石巻らしい景観・歴史・文化の薫るまちづくりに取り組んでいる。

一方、被災地の支援にきたNPOなどの支援団体と地元住民・行政との意思疎通が円滑に図られなかった事例もあり、円滑な意思疎通のための仕組みづくりが求められるなど、多様な主体が、ともに助け合い、支え合うという共助の精神が必要である。

1
2 (2) 人材の育成と活用

3 東北圏では、高等学校卒業者の自地域内就職率が約75%⁸⁹と全国平均の約82%⁸⁹に
4 対して低調に推移している。

5 このため、次代を担う若年層が魅力を感じることができる圏域づくりを行いつつ、
6 東北圏の未来を担い得る人材としての能力の育成と活用を進めるとともに、圏域内の
7 雇用の場の一層の創出などが必要である。また、地域の認識・新たな発想や人材育成
8 の面からも、他圏域等の人材との交流やその活用による地域づくりの取組が必要であ
9 る。

10 東日本大震災では、自主防災組織を支援する体制が十分でなかった地域もあり、今
11 後は、自主防災組織の育成と活動強化、その活動を先導するリーダーやボランティア
12 コーディネーター、復興まちづくりの担い手となる人材の育成に係る取組が必要であ
13 る。

89 文部科学省「平成27年度学校基本調査」

第3章 これから10年で東北圏が目指す姿

第1節 東北圏の将来像

我が国は、急激な人口減少や異次元の高齢化、巨大災害の切迫という危機に直面しており、様々な資源、技術、知恵を総動員しながら適応策に取り組まなければ国家の存亡にもかかわる重要な岐路に立っている。その中で、課題に正面から向き合い、豊かさを実感でき活力ある国土づくりを進めて行くため、対流促進型国土⁹⁰の形成が求められており、各広域ブロックにおいても、広域ブロック相互間や東アジアを始めとする諸地域との対流と、その有する資源を最大限に活かした特色ある地域戦略によって、地域全体の成長力を高め自立し、これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展を実現していくことが求められている。

こうした観点から、東北圏についてみると、人口減少及び高齢化が著しく、地域の活力低下や財政制約等、経済的及び社会的に様々な問題が発生し、地域社会の存続に大きな影響を及ぼす懸念が強い。また、東北圏の特徴として、広く分散する都市構造や冬期の積雪や寒冷による暮らしへの障害、地域医療の衰退等、独自の課題を抱えている。さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、未曾有の被害を受け、迅速な復興と新しい東北圏の創造が求められている。

こうした中で、東北圏の最優先課題である震災からの迅速な復興を成し遂げ、その過程における多くの貴重な経験と教訓の蓄積を活かし、国内外に誇ることでできる防災先進圏域の実現を目指すとともに、平成27年3月に開催された国連防災世界会議で策定された「グローバルな防災戦略（仙台防災枠組）」の推進にも貢献するものとする。

一方で、東北圏は全国で最も急速に人口減少・高齢化が進展すると予想されており、一部地域で深刻な問題として顕在化しつつある。そのため、地域資源を活かしつつ環境と共生し、雪にも強く多世代が安全安心に暮らすことができる、都市と農山漁村が持続可能な圏域を目指す。あわせて、都市機能のコンパクト化とネットワークの整備を進め、相互補完するシステムへの転換を図るとともに、集落地域の生活機能を集約した「小さな拠点」の形成とネットワーク化により圏域内に活発な対流を創り出す。また、都市機能を補完しあう定住自立圏⁹¹や連携中枢都市圏⁹²の形成を目指す。

また、東北圏は優れた人材や技術、食文化を始め、大切に守り続ける伝統的で特徴的な祭り、雪文化や伝統工芸等、独特の歴史・文化が残っていることから、これらを活か

90 多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携して生じる地域間のヒト、モノ、カネ、情報の双方向の活発な流れである「対流」を全国各地でダイナミックに湧き起こし、イノベーションの創出を促す国土。

91 生活に必要な都市機能について既に一定の集積がある中心市が近隣市町村と協定を締結することで形成する圏域のことで、中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより圏域全体として必要な生活機能を確保し、地方における定住の受け皿となることを目的とする。

92 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点。

1 して農林水産品を始めとする特産品の輸出増加などにより、他圏域や世界との対流を推
 2 進するとともに、観光産業の活性化と交流人口の拡大を図る。また、2020年東京オリ
 3 ンピック・パラリンピック競技大会等を契機として、国内外から東北圏へ観光客を呼
 4 び込む。

5 加えて10年後には、東北圏全域に高規格道路ネットワークの効果が波及することか
 6 ら、これからの10年間は、東北圏にヒト・モノ・カネ等を「呼び込む」千載一遇の機
 7 会となる。この機をとらえ、農林水産業分野における6次産業化や先端産業の創出等
 8 により個性と活力のある圏域を目指すとともに、雇用の確保やコミュニティの再構築と担
 9 い手の育成により若者や女性が定住し活躍する共助社会を目指す。

10 さらに、国内外との交流・連携を促進し、東北圏全体として国際競争力の強化を図る
 11 ため、日本海と太平洋の2面及び津軽海峡をフル活用した国際物流機能、国際交流機能
 12 の高度化・効率化を実現するグローバル・ゲートウェイ機能強化に向けた取組を推進す
 13 る。

14 そして北海道新幹線や北陸新幹線の開通により、隣接する北海道や北陸圏との交流連
 15 携を推進し、圏域間の連続的な連なりである日本海国土軸⁹³、北東国土軸⁹²の構想を重
 16 ね、圏域全体の成長力を高めていくことで、東京一極集中の是正にも寄与するものであ
 17 る。

18 このように、東北圏の持つ優れたポテンシャルを活かしながら、原子力災害への対応
 19 を始めとした東日本大震災からの復興を最優先課題として迅速に成し遂げ、国土強靱化
 20 の模範的な圏域となって国内外をリードしていくことを目指す。そして東北圏に暮らす
 21 人々が持てる力を十分に発揮し地域の個性を磨き上げるとともに、国内外の人々との交
 22 流・連携を進めていく。さらに、東北圏を支える産業の強化と人材の育成に取り組む。
 23 これにより、豊かな自然の中で圏民が発展するふるさと「東北につぼん」という新たな
 24 価値を有する東北圏域の創造に結びつけていく。

25
 26 こうした東北圏の課題や特色ある優れた個性を踏まえ、東北圏の将来像は以下のとお
 27 りとする。

28 (東北圏の将来像)

29 (P) 豊かな自然の中で交流・産業拠点として発展するふるさと「東北につぼん」
 30
 31

93 「日本海国土軸」は、九州北部から本州の日本海側、北海道の日本海側に至る地域及びその周辺地域、「北東国土軸」は、中央高地から関東東部を経て、東北の太平洋側、北海道に至る地域及びその周辺地域、とされている。

第2節 将来像実現のための基本方針

第1節の東北圏の将来像を実現するため、次の4つを計画の基本方針とし、重点的に取り組むこととする。

1. 震災からの復興とともに世界に発信する防災先進圏域の実現

東日本大震災からの復興については、震災後約4年間でがれき処理、インフラ復旧は概ね終了し、住まいの再建が本格化している。また、原子力災害の被災地域においても避難指示の解除等の帰還に向けた動きが見えてくるなど、いずれも新たなステージへと移りつつある。

これを踏まえ、2016年から2020年までの復興期間後期5年間では、住宅再建を急ぎ、住宅への移転を促進するとともに、長期化する避難生活への心身支援の継続、産業・なりわいの再生等を通じて復興の実現を目指していく。

また、原子力災害の被災地域については、長期にわたる事故への対応が必要とされており、事業者任せにするのではなく、国が前面に出て果たすべき役割を果たし、国内外の叡智を結集して技術の粋を集め、対応することとする。

さらに、震災を契機に生まれた、多様な主体間の新たなつながりを活かし、産学官が連携した災害記録の蓄積・伝承、防災技術の研究・開発・普及等、ハード・ソフトの両面から総合的に取り組み、災害に強くしなやかな東北圏の創出を目指す。日本海側におけるミッシングリンクの解消、太平洋沿岸における各地域間の連絡性を高める「復興道路」及び太平洋沿岸と内陸部を結ぶ「復興支援道路」、沿岸部の鉄道復旧の推進などにより交通ネットワークの代替性・多重性を備えた国土の構築を通じ、日本海側と太平洋側の両面及び津軽海峡の利点・特性をフル活用する。また、防災機能を有した「道の駅」、津波ハザードマップの整備・普及、同時被災リスクが小さい遠隔地の地方公共団体間の防災協定の締結、防災訓練・教育の強化と災害の記録と伝承等、未曾有の大災害を経験した圏域として、震災から得られた教訓を活かしつつ、国土強靱化のモデルとなるような防災先進圏域の実現を目指し、我が国のみならず世界に発信していくなど、グローバルな防災戦略にも貢献する。

また、東北圏としては、今後発生が予想される首都直下型地震などの大規模災害に備えたバックアップ機能としての役割を果たす。

2. 人と自然が共生し地球に優しく生命力あふれる空間の形成

東北圏は、広大な圏土の約7割が森林であり、白神山地や尾瀬等、世界遺産やラムサール条約に登録された貴重な自然資源を有している。この豊かな自然環境を保全するとともに、地域資源を活かした再生可能エネルギーの活用を促進し、地球温暖化対

策に積極的に取り組むなど人と自然が共生し、地球に優しく生命力あふれる圏域を創り上げる。

また、東北圏は、約8割が豪雪地帯という厳しい条件下に多くの都市と農山漁村が形成されており、農山漁村の維持は、圏土の形成の上で重要な視点である。特に東北圏では、人口減少・高齢化が急速に進展しており、中小都市と農山漁村を維持・保全するために、「都市機能のコンパクト化と都市間・農山漁村を結ぶネットワーク」の整備と併せて、一定のサービス機能を集約した「小さな拠点」を整備することにより生活の利便性と良好な定住環境を確保し、都市と農山漁村が共生する生活圏域を形成する。あわせて、都市機能を補完しあう定住自立圏や連携中枢都市圏の形成を目指す。また、近年の「田園回帰」の傾向を活かして交流人口の拡大と定住の促進を図り、魅力ある開かれた地域社会を構築する。

さらに、ICT（情報通信技術）を活用した医療・福祉介護サービス、教育等を充実させることによって、子どもから高齢者等多世代が豊かで安心していきいきとした暮らしができる圏域を創り上げる。

3. 豊かな自然と地域資源を活かし持続的な成長を実現する東北につぼみ自立経済圏の形成

東日本大震災からの復興を機に整備が進んでいる格子状骨格道路や北海道新幹線の開業により更なる充実が図られる高速交通ネットワーク等のインフラを利用して、東北圏が豊富に有する食、文化、観光資源、産業等の地域資源を有機的に結びつけ、国内外からヒト・モノ・カネ等を呼び込み圏域外との対流を促進させる。

全国生産額の約3分の1を占める米を始めとして、さくらんぼやりんご等の果物、米沢牛等の畜産品、サンマやカキ等の水産品等、広大な圏土と豊かな海の広がり背景とした東北圏ならではの農林水産業を、生産・流通システムの高度化、成長する海外の市場獲得に向けた輸出促進、食品産業や観光産業と一体となった6次産業化、林業の成長産業化等により、収益力向上を目指すことによって、圏域内の雇用を確保し、定住人口の安定化を図る。東北六魂祭や相馬野馬追等の祭り、きりたんぽやわんこそば等の郷土料理、男鹿のナマハゲや津軽三味線を始めとする伝統芸能等、長い歴史や独特の風土に培われた文化や豊かな自然を活かした広域観光を積極的に提供し、観光産業の活性化と交流人口の拡大を図る。また、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等は東北圏の復興の姿や取組状況、東北圏の魅力を紹介する絶好の機会となることから首都圏と連携した外国人観光客へのプロモーション、クルーズ船の誘致等に取り組みながら情報発信することによって、その効果を東北圏へ波及させるとともに、東北観光を飛躍させる。さらに、雪を

観光資源としてとらえ、国内有数のスキー場、樹氷等の美しい雪景色、かまくら・雪灯籠まつり等のイベントを情報発信することによって、多くの人を呼び込み、雪と共存した魅力ある地域づくりを推進する。

近年、東北圏において集積が進みつつある自動車、医療機器、半導体、環境リサイクル等の産業については、産学官連携によるイノベーション⁹⁴創出等によって競争力を強化するとともに、世界最先端の国際研究拠点の誘致活動（例えば、地元が積極的に誘致を進めているILC（国際リニアコライダー）など）、先端産業の創出等を促進する。加えて道路・港湾・空港等の物流基盤の整備による更なる企業の集積や産業クラスターの形成などにより産業分野の裾野を拡大し、雇用環境の充実を目指す。また、風力や太陽光を始めとして、バイオマス、水力、地熱等の再生可能エネルギーを、送電網などのインフラ整備によって圏域内外に供給し、自立分散型エネルギー圏域の形成を目指す。

さらに、日本海・太平洋の2面及び津軽海峡の活用によるグローバル・ゲートウェイ機能の強化により、アジア・ユーラシアダイナミズムの取り込みを始めとして、国内外に積極的に売り込み、若者から高齢者まで生き甲斐を持って働くことのできる自立的・持続的な成長を実現する経済圏を創り上げる。

4. 一人ひとりの自立意識と交流・協働で創る東北圏

東北圏の発展の原動力は圏域にかかわるすべての人の地域への自信と誇り、愛着であることを強く認識し、一人ひとりが地域の課題や発展のポテンシャルを学び・再認識し、地域の将来の担い手としての気概を持ち、圏域意識を高めていく。

多様化・複雑化する地域課題に対応し、地域社会の再生・活性化を図るため、住民、NPO（非営利活動団体）、学術研究機関、産業団体、行政等、多様な主体による「東北につぼんを創造する共助社会」を構築するとともに、東北圏の有するコミュニティで維持されている人と人との温かいネットワークを大切に育て、東北圏における伝統と歴史に育まれた地域社会を創っていく。

地域の将来を担う人材の育成や圏域内外との交流及び外部人材の積極的な活用を図るとともに、それらの人材の多様な能力が存分に発揮される環境を整え、多種多様な人材が支える東北圏を創り上げる。

94 新機軸。革新。新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成等を示す。

第4章 戦略的目標と実現のための主要な施策

第1節 東日本大震災からの被災地の復興

我が国は歴史的に災害が多い国土であり、東北圏も地震、津波、噴火、台風、豪雪等の自然災害だけでなく、急峻な地形も相まってがけ崩れや地すべりなど土砂災害なども併発するケースが多く、まさに災害への対処や備えとともに歴史が成り立ってきたと言っても過言ではない。

こうした中、平成23年3月11日、三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震が発生した。この地震は国内の観測史上最大規模であるマグニチュード9.0を示し、その震源域は岩手県沖から茨城県沖までの南北方向約500km、東西方向約200kmという広範囲に及んだ。また、この巨大地震が引き起こした大津波は北海道から関東地方の太平洋沿岸に達し、各地に壊滅的な被害を与え、さらには東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質により広範な経済・社会的被害が発生するなど未曾有の複合的な大災害となった。

この東日本大震災の被害は、東北圏のみならず、我が国全体に及んでおり、この巨大地震で得られた教訓や課題を踏まえ、東北圏の復旧・復興を進め、来るべき自然災害へ備えることが喫緊の課題であり、また、同様に災害リスクを抱える他の圏域が今後防災に関する取組を進めるにあたってのモデルとなるものである。

被災地の復興にあたっては、単に被災地を復旧するだけでなく、被災地の地理的特性等を踏まえ、それぞれの地域が保有する多様な資源を活かした産業振興と豊かな暮らしを支える、活力ある東北圏の再生を進めていくことが必要である。

これらの取組により、被災地の速やかな復旧・復興の取組を実現する。

1. 被災地の復興に向けた新しい地域づくり

東日本大震災の被災地では、住民の生活の基盤である住宅や生活を支える雇用の場が大きな打撃を受け、地域の経済活動を支える道路や鉄道等の交通基盤も損壊するなど、地域の暮らしと生業の基盤が多く地域で失われた。まちの再生・復興を進め、活力に溢れた豊かな地域社会を取り戻すためには、新たなまちづくりと合わせて、安心して暮らし、働き続けることができる生活環境、産業を創出することに加え、うまいと魅力ある地域づくりに向けた自然環境や良好な景観の再生、地域コミュニティの確保に取り組む必要がある。

(1) 魅力に溢れ、安心して暮らしやすいまちづくり

東日本大震災の被災地は豊富な自然や文化、人材に恵まれた魅力に溢れた地域であり、復興のまちづくりを進める場合には、このような魅力が失われることなく、従来

のまち以上に住みやすく、活力に溢れ、愛着の持てる美しい故郷として再生しなければならぬ。

その際には、岩手県大船渡市吉浜地区のように、過去の津波被災の経験から、低地部の土地利用は農地を基本とし、低地部へ居住者が回帰することを防いだ結果、東日本大震災の津波による被害が限定的にとどまった例もあることから、津波リスクの高い土地においては、公園、農地あるいは再生可能エネルギー関連施設の立地など土地利用の方向性を明確にしつつ、行政と地域住民等が協働して、内陸部や高台への移転や現地での復興などを含め、将来の被害を防止するための取組を進める。

また、被災地の新しいまちづくりを進める場合には、河川や海岸施設等の復旧により地域の安全を確保するとともに、人口減少・高齢化がさらに進展することなど社会構造の変化を踏まえて、病院、学校、商店、住宅等を循環する公共交通の活用などにより、高齢者や子ども、女性、障害者等に配慮した利便性の高いまちづくり、全ての人々が安心して快適に生活できるユニバーサルデザイン⁹⁵を取り込んだまちづくり、東北圏のもつ豊かな自然環境や景観、風景に配慮した美しいまちづくりなど特色のあるまちづくりを進めることが必要である。

さらに、住民合意の下、周辺地域との補完・役割分担を図りながら、住民生活に必要な機能の集約化を進め、道路や鉄軌道等の公共交通機関などにより連結するネットワーク型のコンパクトな都市構造に向けた取組を推進する。あわせて、まちづくりに合わせ、仮設住宅建設用地などにも転用可能な公園などの公共空間を配置することも必要である。

加えて、太平洋沿岸部における各地域間の連絡性を高める「復興道路」及び太平洋沿岸部と内陸部を結ぶ「復興支援道路」や防災拠点を兼ね備えた「道の駅」、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂などを目的とする復興祈念公園の整備を推進する。

また、東日本大震災の被災地復興において、他圏から来た復興支援組織（NPOなど）と地元住民・行政との意思疎通を円滑にするため、復興支援活動と被災地ニーズをマッチングする取組を推進する。

（２）被災者の生活再建に向けた地域づくり

被災地の生活環境の向上を図るため、災害公営住宅などの公的住宅供給を含めた住まいの環境改善に取り組むとともに、被災者の交流や支援の拠点となる復興支援セン

⁹⁵ 身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念。

ターを設けるなど地域コミュニティの再構築を図る。また、被災者は、避難所から仮設住宅へ、さらには復興住宅などの移転先へと居住の場を移転することに伴い、地域とのつながりやコミュニティとのかかわりが希薄化するおそれがあることから、被災者の孤立防止に向けた見守りなどの生活支援体制の構築、生活交通の確保、コミュニティスペースの確保や心のケア等の取組を推進するほか、被災児童生徒などの就学・就職支援、スポーツや文化活動等を通じたふれあいの機会の創出に取り組む。

さらに、被災市町村の特性を踏まえ、医療、介護、予防、住まいそして生活支援等のサービスを一体的、継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備する。

(多様な主体の連携による被災地の復興促進)

NPO（非営利活動団体）やNGO（非政府組織）、地元企業等の多様な主体が連携し、被災地における仮設住宅でのコミュニティの形成やまちづくり等の支援活動を展開し、復旧・復興の大きな力となっている。こうしたNPOなどの多様な主体の連携による復興に向けた取組に対して、その力が最大限に発揮されるよう、復興に向けた復興支援員の活用や活動支援拠点の整備を行うなど必要な環境整備を図る。

東日本大震災においては、国内各地各層はもとより海外からもボランティアが被災地へ駆けつけ様々な活動が展開されており、こうした活動を通じて、被災地と被災地内外の人々との間に多種多様な新しいつながりが生まれている。これらのつながりを最大限に活かし、地域の復興・発展に有効に活用していくことが重要である。

(3) 自然環境を活かした被災地の再生

被災した沿岸地域の再生にあたっては、津波からの緩衝地域を適切に配置し、自然環境の保全、復元そして創出に配慮するとともに、必要な施設整備と合わせてエコツアーリズムや環境教育等の取組を実施し、地域活性化にもつながる再生を目指す。

また、津波からのバッファゾーン⁹⁶となる盛土による緑地帯の形成を推進する。

2. 農林水産資源を始めとする地域資源の回復と地域産業の経営強化

東日本大震災の被災地では、地域資源の回復と経営強化を進め、地域経済を支える産業の復旧・復興に取り組む。

⁹⁶ 自動車の通行や工場の操業などにより発生する騒音、振動、排出ガスなどによる公害の影響を緩和し、後背地の環境を保全するために、道路や工場等の施設に沿って配置された緑地や工作物など。

1 (1) 被災地の産業復興の推進

2 被災した企業の再生に向け、資金面の支援のみならず、経営ノウハウなど企業の経
3 営能力向上に向けて、ものづくりを支える産業人材や伝統的産業における後継者の育
4 成、起業家の育成などの取組を進めるとともに、国内外における展示商談会の開催、
5 マッチングの創出を行い、被災企業の販路拡大を促進する。

6 小さな事業や被災地のコミュニティを支える個人事業者や商店、中小企業等の再開
7 に向けて、産学官金等の連携による支援ネットワークの構築を図り、専門家の派遣に
8 による経営相談や二重債務問題に係る相談体制の充実を図るとともに、商店街の集約化
9 や新たなまちづくりと連動した商店街の再構築により、商店街の再生・活性化を推進
10 する。

11 また、被災自治体の復興計画に基づいた取組を踏まえながら、地域活性化の核とな
12 る地場産業の振興と新規成長産業の誘致による集積に向けた取組を推進するととも
13 に、産学官の連携による新技術開発など、復興を牽引する研究開発拠点の形成に向け
14 た取組を推進する。加えて、津波等で被災した臨海部用地の戦略的な有効活用を図り、
15 港湾用地の高質化を進める。

17 (2) 被災地の農林業復興の推進

18 被災農地は可能な限り農地として復旧することを基本とし、安全な農産物を安定的
19 に生産できるように技術指導を行い、円滑な営農を推進する。

20 営農再開にあたっては、復旧への取組とともに、魅力ある農業・農村を構築するた
21 め、地域の関係者の合意形成を図りつつ、復興後の地域の中心となる個別経営体、法
22 人経営体、集落営農等の農業を営む経営体の育成や、地域の中心となる経営体への農
23 地集積など、今後の効率的かつ安定的な地域農業のあり方を検討する。

24 また、被災地での農業経営の多角化、農作物の高付加価値化を通じた農業の成長産
25 業化を図るための農商工連携や6次産業化の取組、環境保全型農業⁹⁷の取組の一層の
26 高度化・拡大、植物工場等の施設園芸の導入を推進する。さらに、HACCP（工程
27 管理システム）など農作物の品質などを客観的に評価できる取組を推進し、安全・安
28 心な農産物・食品の生産拠点の構築を進める。

29 あわせて、バイオマス、中小水力等の被災地における再生可能エネルギーを活用し
30 た自立分散型エネルギーシステム（スマートビレッジ）⁹⁸の構築、省エネルギー型農
31 業の積極的な推進および震災に強い農業インフラの構築のための農業水利施設など

97 化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

98 農村や漁村の仕事をICT（情報通信技術）によって効率化し、地域経済の活性化や再生可能エネルギーの導入を進める考え方。

の保全管理、整備を推進する。

さらに地域材を活用した木造復興住宅の建築を積極的に推進するほか、木質バイオマス資源の利活用を進める。

(3) 被災地の水産業復興の推進

沿岸漁業については、小規模漁業者が多く、個別経営としての復興には課題もあることから、漁業者などの意見を十分に踏まえ、漁業者による共同事業化や漁船や漁具等生産基盤の共同購入、共同利用や集約化を図るとともに、漁港の機能の集約や役割分担を踏まえた漁港の整備を推進する。

沖合・遠洋漁業については、水揚げ量や市場の取扱量が多く、関連産業の裾野も広いことから、漁船、船団の近代化や合理化による漁業の構造改革に加え、漁業生産と一体的な水産流通業、水産加工業の効率化や高度化を推進する。また、拠点漁港については、流通、加工機能や防災機能の高度化を推進する。

養殖および栽培漁業については、生産性や収益性の高い養殖経営体の育成に向けて、生産活動の開始から収入が得られるまでに一定期間を要するといった養殖経営の特性を踏まえ、生産活動の協業化や経営の共同化、法人化などを推進するほか、効果的な種苗生産体制の構築を推進する。また、被災した藻場・干潟や沿岸漁場等の環境改善と資源回復、水質環境調査を実施するとともに、漁場施設などの整備を推進する。

水産加工・流通業は、水揚げされた水産物を消費者まで届けるサプライチェーンを形成しており、漁業生産力の回復や漁港などの生産基盤の復旧に向けた取組と一体的に復興を進める必要がある。このため、水産関連事業の再編立地を組合せた水産加工業、水産流通業の集約化や団地化を推進するとともに、6次産業化（水商工連携）に向け、漁業者と水産加工業、水産流通業との連携を強化し、地域水産業の一体的再生に資する施設整備や新たな共同利用施設の整備を推進する。また、HACCP認定の取得や冷凍技術の開発による市場や加工施設等の品質および衛生管理体制の向上に取り組み、海外への販路拡大、被災地での雇用創出などにつなげる。このほか、被災地域の特性を活かした復興を図るため、風景、食そして文化等の地域資源の再発掘や観光などほかの産業との連携を通じた地域ビジネスの展開を図る取組を推進する。

漁船や施設の共同購入、共同利用システムの活用や協業体の育成などを通じ、水産業の担い手の確保や育成等を推進する。

(4) 観光産業復興の推進

東北圏が一丸となって、早期の観光業の復興を図るため、東北圏一体となった連携によるPRやプロモーションの取組、復興支援と連動したツアーの企画、風評被害を

受けている地域への誘客促進を図る情報発信など、国内外の観光客に対する宣伝、誘客活動を展開していく取組を推進するとともに、地球活動の痕跡を活かしたジオパーク構想の推進や、陸中海岸国立公園などの自然公園を再編成して設立した「三陸復興国立公園」の拡張、復興祈念公園、「道の駅」等の整備を推進することにより、地域再生の起爆剤とする。

被災地からの情報発信を兼ねた国内外のコンベンション⁹⁹の誘致、災害ボランティア体験や被災の体験を学ぶ教育旅行の誘致に向けた取組の推進を図る。また、岩手県釜石市が開催地の一つであるラグビーワールドカップ2019や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、北海道新幹線の開業などを契機として、国内外から観光客を被災地へ誘致するなどの取組を推進する。

3. 東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害への対応と継続的な取組

東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害は、福島県のみならず我が国全体の社会生活、産業活動に大きな影響を及ぼした。原子力災害の克服のため、放射能汚染の防除と管理や風評被害の防止を始めとした継続的な取組を関係機関が一体となって迅速に実施する。

とりわけ、原子力災害からの福島県の復興に向けて、福島復興再生特別措置法および福島復興再生基本方針等を踏まえ、あらゆる施策を総動員し、一刻も早く安全、安心な生活環境を取り戻し、地域の経済社会の再生の実現に向けて取り組む。

(1) 安全・安心な生活環境の実現

(放射性物質の除染の推進、汚染廃棄物の処理と適切な管理)

福島県を始めとする被災地の一日も早い復興に向けて、関係機関の連携の下、放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染を実施する。また、放射性物質に汚染された廃棄物についても、同法に基づく適切な処理を行う。さらに、放射線の継続的な計測を実施し、放射性汚染物質の適切な管理を進める。

(地域住民の健康管理の推進)

放射線による健康被害の不安解消に向けて、一般健診やがん検診の受診勧奨のほか、福島県が実施している県民健康調査などの取組を推進するとともに、放射線の人体への影響などについて正しい知識を持ち、理解を深めるため、住民説明会、広報活動、教育活動等を展開する。また、放射性物質による汚染防除対策の充実強化を図る

⁹⁹ 人、情報、知識、物などの交流の場、集りのこと。

ため、原子力災害の記録、教訓の収集に加え、低線量被ばくによる人体への影響や放射性物質の移行状況などに関する調査研究を国際研究機関などと連携しながら推進する。さらに、福島県が実施しているホールボディカウンター¹⁰⁰などを活用した被ばく放射線量の検査や評価等、地域住民の健康増進を図るための施策や、福島県における県民健康管理基金のフォローアップなど、地域住民が安心して暮らすことができる生活環境の実現のための施策を推進する。

(児童等に対する健康上の不安解消や教育機会の確保)

放射線が児童などの健康に及ぼす影響への不安の解消や、子どもが安心して生活することができる環境の回復を図ることが重要である。このため、子どもが活動する広場や学校等におけるモニタリングや除染を実施するほか、子どもの屋外体験活動や交流推進、学校給食の検査体制の整備等を図る。また、児童生徒などが適切な教育を受ける機会を確保するため、被災児童生徒などに対する心のケアや学習指導に向けた教職員の加配、スクール・カウンセラーなどの派遣を行うほか、経済的事由による就学困難者などに対して多様で手厚い就学支援を進める。

(医療・福祉サービス確保のための施策)

地域医療などを担う人材の流出が進む福島県においては、全ての住民が健康で安心して暮らしていくことができるよう、医療従事者の流出防止に取り組むほか、医療、福祉サービスの確保に向けた取組を進める。

(食品の検査の実施と情報の提供)

安全な食品の安定的な供給のため、農林水産物を含む食品中の放射性物質の基準値を超過した食品が流通することのないよう、生産などの各段階において検査を実施するとともに、基準値を超過した農林水産物については出荷制限などを行う。また、検査結果や出荷制限の状況などを迅速に分かりやすく情報提供する。加えて、放射性物質にかかる正しい知識の普及、啓発に取り組む。

(2) 地域経済の再生

(産業の再生・復興)

原子力災害によって大きな影響を受けた産業の復興や再生を図るとともに、新たな産業の誘致や創出を図ることが地域経済の再生に不可欠である。このため、農林水産

100 体内に存在する放射性物質を体外から計測する装置。

業、中小企業等の生産基盤施設の復旧を進め、産業全体の再生、復興を図るとともに、職業指導を通じた雇用の確保、ニューツーリズム¹⁰¹の推進等による観光産業の振興などを図る。

特に、福島県においては、新たな魅力や強みを生み出し、地域経済復興の核となる新たな成長産業を創出するため、再生可能エネルギー、医薬品・医療機器、環境回復・創造、廃炉技術等の分野を中心とした研究開発の促進と産業集積（イノベーション・コースト構想¹⁰²）を図る。このため、国際廃炉研究開発拠点、ロボット開発・実証拠点、国際産学連携拠点等の拠点整備や道路・鉄道・産業・生活の各インフラ整備、人材の育成や確保などを推進する。

（風評被害の払拭）

風評被害の払拭に向け、放射線の正確な情報発信、地場製品の商談会の開催による販売拡大やPRを実施するとともに、旅行会社と連携し、首都圏などでの誘客キャンペーンの実施、海外での観光プロモーション、メディア・エージェント¹⁰³の招請等に取り組む。

（３）地域社会の再生

（復興を支える公共施設等の整備）

避難解除等区域を中心とした地域の活性化を図るため、人や物資の移動などが円滑に行われるために不可欠であり、福島県の復興のために必要となる道路、港湾、海岸等の公共施設を重点的に整備する。また、避難住民の帰還を円滑化するために必要となる上下水道、廃棄物処理、電気、ガス、情報通信等の生活インフラの確保や、生活に不可欠な医療、介護、福祉、教育等のサービスの確保などによる生活環境の整備を着実に推進する。

さらに、避難生活の長期化や県境を越えた広域避難などの現状を十分に踏まえ、避難者の居住の安定を図るため、関係機関が連携して住宅の確保に向けた必要な措置を講ずるとともに、地域コミュニティの維持に配慮した交流機会の確保、避難先での就業支援や就学の確保など、避難者の健康管理や心のケア等に取り組む。

101 従来の物見遊山的な観光旅行に対して、これまで観光資源としては気づかれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行の形態。

102 福島・国際研究産業都市構想。福島県浜通りを中心とする地域の自立的な地域経済の復興に向けて、世界に誇れる新技術や新産業の創出等を通じた働く場の創出を目指すもの。

103 広告代理店等。

第2節 災害に強い防災先進圏域の実現

今後の巨大災害への備えとしては、広域交通ネットワークの強化や津波防御施設の整備といったハード整備のみならず、災害時の広域的な連携、支援体制の構築や災害時の人員派遣、災害対策機械の利活用などの危機管理体制の強化を含め、ハードとソフトを組合せた総合的な対策を講じ、災害時の被害を最小化する「減災」の発想による防災対策に取り組むことを基本とする必要がある。

加えて、被災時に司令塔の役割を担うべき行政機関の機能強化や災害時の情報通信機能の確保、企業生産活動における供給網（サプライチェーン）の強化や、インフラの戦略的なメンテナンス等総合的な取組を進める。

このように、ハード・ソフトの両面からの総合的な取組や、グローバルな防災戦略の推進により、国内外に誇れる防災先進圏域の実現を目指す。

1. 広域災害に備えた地域間連携の強化

東日本大震災のような広域的な巨大災害においては、初動期に被災地へのアクセスを確保するため、道路などの広域交通基盤の啓開を実施するとともに、遠隔地からの迅速な支援が被災地救援に有効であったことを踏まえ、広域的な地域間連携を構築する取組を推進する。また、そのための社会基盤としての広域交通ネットワークの代替性・多重性の確保、情報通信の多様化を推進する。さらに、発災以降の部品供給等の途絶による企業の生産停止が日本経済に大きな影響を与えたことから、災害時における企業のサプライチェーンの強化に向けた取組を推進する。

（1）広域的な機能分担を踏まえた地域間連携の促進、協力体制の構築

（広域的な地域間連携の促進）

東日本大震災の被災地支援にあたっては東北圏内にとどまらず、国内各地、海外から様々な支援が行われた。特に遠隔地の地方公共団体間との災害協定や、姉妹協定等といった地域間の連携による被災地支援が有効であったことから、このような広域的な大災害に備えるため、平時から東北圏内外の同時被災リスクが小さい遠隔地の地方公共団体間との連携体制の強化、防災協定の締結等の取組を推進するとともに災害時の支援計画や受援計画の策定、災害廃棄物の広域的な処理体制の構築や広域避難者の受入等も想定した広域合同訓練の実施など連携の実効性を高める取組を推進する。さらには、アジア太平洋地域を中心とした海外も視野に入れ連携を進める。

（多様な主体と連携した災害時の協力体制の構築）

今回の震災では民間企業やNPO（非営利活動団体）、NGO（非政府組織）とい

1 った多様な主体による支援が行われたことを踏まえ、災害時における行政と民間企業
2 や、ボランティア団体、大学等との連携を進め、仮設ハウスなど備蓄が困難な資機材
3 や緊急物資の供給、受入、保管、仕分けそして配送、民間賃貸住宅の提供、応急仮設
4 住宅の建設、燃料供給、帰宅困難者の受入、観光客などへの支援等多様な分野での協
5 定の締結等を推進する。

6 7 (非常時の対応に備えた平時からの備えとバックアップ体制の構築)

8 大規模災害時には、リエゾン（災害対策現地情報連絡員）やTEC-FORCE（緊
9 急災害対策派遣隊）等を迅速に派遣し、被災地のニーズを把握し、応急復旧作業への
10 支援を行うことが重要である。また、災害直後の行方不明者の捜索や公共施設の迅速
11 な啓開を図るためには、衛星通信車や排水ポンプ車等の災害対策機械を被災地に迅速
12 に導入することが効果的である。このような非常時に円滑かつ迅速な対応が可能とな
13 るよう、平時から災害対応に習熟した人員応援体制の充実、強化を図るとともに、資
14 機材などの点検や検証を進めるほか、地域の道路・河川・港湾等の維持管理機能を支
15 える地域建設業者と協定を締結するなど必要な連携を進める。さらに、災害発災直後
16 から時間の経過とともに必要となる支援内容の把握に努めるほか、避難が長期化する
17 場合も想定して物資調達訓練の充実を図る。

18 あわせて、国土全体での機能や役割分担等を考慮しながら、首都直下型地震や東
19 海・東南海・南海の3連動地震が発生した場合に、東北圏が他圏域のバックアップに
20 向けて果たす役割を視野に入れた取組が重要である。

21 22 (2) 日本海・太平洋の2面活用と連携強化による「命のみち」の確保

23 (広域交通ネットワークの代替性・多重性の確保)

24 東日本大震災後、国土全体の強靱性を確保する上で、日本海側と太平洋側の連携を
25 強化し、ネットワークの多重性・代替性の確保を図りつつ、日本海・太平洋両面を活
26 用することの重要性が再認識された。このため、日本海側における高速道路をはじめ
27 とした高規格幹線道路等のミッシングリンク¹⁰⁴の解消、太平洋沿岸部における各地域
28 間の連絡性を高める「復興道路」及び太平洋沿岸部と内陸部を結ぶ「復興支援道路」
29 等の整備、沿岸部の鉄道復旧を推進するなど、ネットワークの形成等を通じて、日本
30 海側と太平洋側の2面をフル活用する。また、平時には医療、産業、観光等の暮らし
31 を支え、災害時には救急救命、救援物資の輸送、避難等に資する、命を守る機能を果
32 たした「命のみち」としての道路ネットワークの構築を推進する。さらに、被災した

104 都市間等を連絡する高規格幹線道路等のうち未整備の部分。

沿岸部の鉄道復旧に向けて、鉄道事業者、沿線自治体等が連携し、被災地域のまちづくりも踏まえ、復旧に向けた必要な取組を進める。

(多様な輸送モードの相互補完)

広域的な災害へ備えるため、鉄道、バス、航空、船舶等の各交通手段が、その機能を十分発揮できるよう交通機関相互の補完を図るなど連携強化を進める必要がある。このため、施設管理者、交通事業者等の民間事業者、地方公共団体など多様な関係者が連携し、広域的な災害を想定した総合的な交通体系づくりを推進する。

(広域交通基盤の防災機能強化)

基幹的な交通施設の耐震化を推進するとともに、道路の盛土部分が浸水拡大を防止する機能を発揮し、道の駅が避難場所や自衛隊などの活動拠点になるなど災害時に道路の副次的機能が発揮されたことから、道路法面への避難路の設置や緊急避難場所としての活用を進めるほか、道の駅、主要なサービスエリアおよびパーキングエリアに非常電源や災害時トイレ等を設置し、交通施設への防災機能の付加を推進する。

また、災害時における物資などの輸送拠点として、港湾、空港を計画的に活用するため、あらかじめ関係機関が災害時の運用計画などについて調整、情報共有等の充実に努めるとともに、港湾の拠点性を活かした災害対応力の強化に向けた取組を推進する。さらに、各地方空港へのアクセス性強化に努めていく。

(3) 災害時の通信環境の確保、バックアップも含めた情報通信システムの構築

(災害時の通信環境の構築)

災害発生時の緊急情報連絡手段を確保する観点から、無線通信ネットワークの整備などを推進するとともに、有線・無線系、地上・衛星系、移動通信系等による伝送路の多重化を推進するほか、これら情報通信システムの整備状況や使用方法の普及、浸透を図る。また、携帯電話災害用大ゾーン基地局の増設、耐震化、非常用電源の容量確保を図り、停電などを伴う災害においても携帯電話を使用できる体制づくりを促進する。

さらに、災害時に孤立するおそれのある集落などでの情報通信手段の確保について、衛星携帯電話の導入推進などの検討を進める。

(行政情報のバックアップ)

震災時に行政などが保有する戸籍情報が消失しないよう情報を遠隔地へ保存するバックアップ体制の整備や、データを分散保管するクラウドサービスの普及を促進す

る。

(災害情報の収集・提供・管理の構築)

道路やライフラインの被災状況や復旧状況、支援物資やボランティア情報等を効率的かつ効果的に収集、提供することができるように、各種災害情報を一元化する仕組みづくりを構築する。また、各自治組織や民生委員、地元消防団及び行政等の関係者間において、情報の共有を図る体制を構築するとともに、避難者を含む被災者同士および被災者と支援者が効率的、効果的に互いの情報を交換できるような仕組みづくりを構築する。

(災害に強いデータベースシステムの構築)

災害発生時に金融システムの機能維持や情報発信体制の継続性を確保できるよう、金融システムのバックアップ機能の確保や、複数の金融機関による横断的な合同訓練の実施など実効性の高い取組を推進する。

(4) 災害時にも強いサプライチェーンの構築と円滑な物流の確保

(災害に強い生産・物流のシステムの構築)

今般の震災では物流インフラの被災などにより、商品の確保や部品の調達が困難になり、生産活動そのものが停止したことから、災害に強い生産・物流システムの構築が必要となっている。

このため、高度な物流システムを構築し、商品などの供給が途切れない企業間の協調体制の構築や、経済活動が維持できる輸送システムの整備、物流インフラ間をシームレス¹⁰⁵でつなぐシステムの構築、災害に強い物流施設整備が必要である。また、外内航海運などの輸送モードの安定的な維持が可能な災害に強い物流体系の構築、太平洋側と日本海側の連携による輸送ルート多重化などの対策を推進する。

被災時に迅速かつ円滑な事業再開を可能とするため、あらかじめ災害時に利用可能な設備や施設等を登録し、被災時には被災企業に対して生産設備や工場等を提供するマッチングの仕組みの構築を促進する。

また、発災直後に必要となる生活必需品などの確保に向けて、食料品などの物流・情報ネットワークの検証を行い、災害に強い調達・出荷ルートの構築を進める。

¹⁰⁵ 複数のサービスを違和感なく統合して利用できること。

1 (BCP策定の推進)

東北圏の製造業は、国内外の製造業のサプライチェーンの中でも重要な役割を果たしてきたが、今回の震災により、多くの企業が操業停止状態となり、その影響が我が国のみならず、世界に大きく波及するなど、サプライチェーンの脆弱性が明らかとなった。

このため、国際拠点港湾、重要港湾等における港湾BCP（業務継続計画や事業継続計画）、広域港湾BCPの策定を進めるほか、発災後の経済的・社会的被害の軽減に向け、製造業、物流業等企業のBCPの策定を促すため、各地域において協働した取組を進めている。また、災害時に重要な役割を担う建設業界に対しては、事業継続を入札時に評価する取組を進める。

2. 災害リスクを低減する防災力の強化

災害リスクを低減するための施設整備と一体となったソフト対策に取り組み、多重防御による総合的な災害対策を推進する。また、地域の防災力強化に向けた防災教育の強化と災害記録を伝承するための取組の推進や、インフラの戦略的なメンテナンスの実施により、老朽化した社会資本の機能保全を図る。

(1) ハード・ソフト・土地利用一体となった総合的な災害リスク低減の推進

(災害リスク低減のためのハード対策の推進)

東日本大震災を踏まえた今後の大規模地震対策として、最大クラスの地震を想定し、あらゆる被害の可能性を考慮した必要な対策を推進するとともに、発災以降の揺れ、液状化、津波といった災害が時間の経過とともに連鎖的に発生する潜在的リスクへの対応を意識した災害対策を推進する。

ハード対策として、治水・治山施設、海岸保全施設等の国土保全施設の整備、緊急輸送道路の強化、格子状骨格道路ネットワーク整備、道路・鉄道交通網の代替性や多重性の確保、道路構造物や港湾・空港施設の耐震化、無電柱化の推進、ヘリポートの整備、空港や港湾の災害対応力の強化、情報通信ネットワークの整備、災害時に機能維持が必要となる主要な公共施設、行政施設や医療機関等における安全性の確保と自家発電設備や衛星携帯電話の配備等の防災機能の強化、災害リスクが比較的低い地域において被災地への支援を効率的に進めるための後方支援拠点の整備を含めた広域防災拠点の整備・強化、老朽化施設などの防災水準の確保や施設の更新を推進する。

また、複数県にまたがるような広域災害発生時において、国の現地災害対策本部など政府の危機管理機能の速やかな設置が可能となるよう東北圏を対象とする中核的な広域防災拠点の整備を進める。

1
2 (大規模地震に伴うハード対策の推進)

3 東日本大震災を踏まえた今後の大規模地震対策として、最大クラスの地震を想定
4 し、あらゆる被害の可能性を考慮した必要な対策を推進するとともに、発災以降の揺
5 れ、液状化、津波といった災害が時間の経過とともに連鎖的に発生する潜在的リスク
6 への対応を意識した災害対策を推進する。

7 さらに、公民館や学校等地震時に避難所として利用される建物や、堤防などの防災
8 施設や基本的な交通施設、通信施設、電気、ガス、上下水道等のライフライン施設の
9 耐震化、耐液状化や代替性の確保を進めるほか、無電柱化を図るとともに、住宅・建
10 築物の耐震化・不燃化、急傾斜地の崩壊対策、地盤沈下や液状化等の対策を推進する。
11 また、緊急輸送を確保するため、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化や河川・運河の整備、
12 緊急物資の輸送拠点となる港湾・空港の耐震化対策、防災活動拠点ともなる防災公園
13 を整備するとともに、狭隘道路や危険な密集市街地の解消や避難路、避難地の確保、
14 延焼遮断帯の設置、水面・緑地帯の計画的確保等により、地震に強い都市構造の形成
15 を図る。

16
17 (津波に対するハード対策の推進)

18 東日本大震災を踏まえた今後の津波対策としては、最大クラスの津波、最大クラス
19 に比べて津波高は低いものの発生頻度が高い津波の双方を想定して対策を講ずる。特
20 に発生頻度が高い津波については被害を防止・軽減するため、計画的に防波堤、海岸
21 堤防・防潮堤、海岸防災林、河川堤防等の整備や管理を行い、あわせて河口部や低平
22 地での道路や地盤の嵩上げ、水門・陸閘¹⁰⁶などの遠隔操作化など、多重的に津波を防
23 御するための対策を推進する。

24 避難場所・避難ビル、避難路・避難階段等の避難関連施設の整備や確保を図るとと
25 もに、行政施設や要配慮者に関連する施設などの浸水リスクの低い場所での整備、建
26 築物やライフライン施設、石油コンビナート等の危険物施設の耐浪化、防波堤、防潮
27 堤等の粘り強い構造の付加による機能強化を図る。さらに、避難者の収容、復旧活動
28 の拠点となる防災公園などの整備、緊急輸送道路ネットワークの整備、河川・運河を
29 活用した緊急輸送のための整備を推進する。

30

106 堤防、胸壁の前面の漁港、港湾、海浜等を利用するために、車両、人の通行が可能のように設けた門扉であり、高潮等の異常時には閉鎖し、堤防等と同様の防災機能を有する施設。

1 (災害リスク低減のためのソフト対策の推進)

2 減災に資するソフト対策として、GIS（地理情報システム）を活用したハザード
3 マップ¹⁰⁷の整備・普及、自主防災組織が主体となりワークショップを通じた住民参加
4 型避難マップの策定、緊急復旧資機材や食料・燃料等の備蓄、自然災害の観測体制強
5 化、防災関連の研究、緊急速報メールやソーシャルメディア¹⁰⁸の活用などを含む多様
6 な手段による災害・避難情報発出体制の整備、災害時における要配慮者の避難対策を
7 推進する。また、官民それぞれの立場から、甚大な災害による経済的・社会的被害の
8 軽減に向けて、BCPの策定を進めるとともに、土地利用計画の見直しや建築基準の
9 見直し等、災害に強い地域づくりのための抜本的な措置を実施する。

11 (大規模地震に伴うソフト対策の推進)

12 大規模地震の発生に備え、都市圏を中心に交通機関が途絶した場合の帰宅困難者対
13 策として、事業所等における食料の備蓄などを進める。加えて、不特定多数の者が利
14 用する都市の施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への
15 情報伝達体制、避難誘導体制の整備を図る。

17 (津波に対するソフト対策の推進)

18 津波に対するソフト対策として、津波による浸水が想定される区域については、被
19 災しても人命が失われないことを最重視し、災害リスクを考慮した土地利用や建築規
20 制を行う。さらに、日本海溝海底地震津波観測網やGPS（人工衛星による測位シス
21 テム）波浪計等を活用した波浪観測網の維持活用、緊急地震速報の伝達体制の整備、
22 津波ハザードマップの整備・普及、避難標識などの整備を推進するとともに、地震津
23 波予測技術、避難技術、情報伝達技術等の防災関連技術の研究開発及びこれらの技術
24 を減災に活用するための体制を構築する。

26 (地域防災力の向上)

27 大規模災害時においては、行政機関や公共機関の対応のみでは限界があり、地域防
28 災力を高めるため、コミュニティの果たす役割はますます重要となっている。

29 このため、大規模災害を想定した消防団の体制、装備、訓練などの充実強化やコミ
30 ュニティを中心として活動する自主防災組織の育成と地域防災リーダーの養成を図
31 る。あわせて、地域における避難訓練や防災活動用品の配備等に対する支援を行い、

107 洪水、土砂災害、津波・高潮、火山噴火等の自然災害に対して、想定される被災状況や情報の入手方法・避難地の位置等を具体的に示したもの。

108 誰もが参加できる広範的な情報発信技術を用いて、社会的相互性を通じて広がっていくように設計されたメディア。

実践的な活動の強化を図る。平時より各地域の自主防災組織との連携を始め、自主防災組織と社会福祉協議会、NPO等との地域間、組織間での連携を図り、大規模な災害の発生に備えた相互の協力体制の確保とともに、防災ボランティアやNPO等による復旧支援などを円滑に実施できる体制を構築する。

また、災害時における高齢者や障害者等の要配慮者対策として、災害時の住民同士の助け合いと連携による災害対応力の向上や、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティ機能を平時から維持・向上させるとともに、要配慮者についての情報共有や支援体制の仕組みを構築する。

(長期的視点に立った事前の防災投資の推進)

これまで防災への事前投資の結果、災害に強い社会を構築し、経済発展を支えてきた歴史を踏まえ、今後も、災害が発生するたびに緊急対応・復旧措置をとっているだけでなく、長期的な視点に立ち、防災のための予算を確保し、対策を講じていくという防災への事前投資を推進することにより災害に対する強靱性の強化を図る。

(より良い復興 -Build Back Better-)

災害前と同じ状態にただ戻すのではなく、被災の教訓を踏まえ、脆弱性を克服し、災害に対しより強靱な社会への復興を目指す「Build Back Better (より良い復興)」が必要であることから、東日本大震災からの復興の取組を含め、「より良い復興」の取組を継続的に国際社会に発信し、広く普及させ、緊急支援から復旧・復興支援を切れ目なく実施していくことが必要である。

(2) 防災訓練・教育の充実強化や災害の記録と伝承

(防災訓練・教育の充実強化)

地域防災力を強化するため、自主防災組織やNPO等と連携・協力し、災害への応急対応や広域対応を含めた、より実践的な防災訓練の充実強化を図るとともに、BCPに基づく継続的な訓練の実施に取り組む。

行政機関や教育機関においては、地域ぐるみの安全対策を推進するとともに地域の特色を活かした防災意識の高揚を図り、津波を含む様々な災害に対する知識の普及・啓発を図る。あわせて、原子力災害を踏まえた実践的な防災訓練の実施や原子力災害による放射線の影響などについて正しい知識を持ち、理解を深めるための教育を推進する。

また、関係機関は、報道機関などとも連携して、適切な避難方法、津波の特性、震災直後の津波警報等の限界などについて、防災関連行事などを通じて十分に周知す

る。

(災害の記録と伝承)

東北圏においては、「津波てんでんこ¹⁰⁹」など過去の津波に関する先人の教えや教訓が数多くの災害文化として残されているが、東日本大震災においては必ずしもこれらの災害文化が活かしきれなかった。このため、災害に関する石碑やモニュメント等が持つ意味を正しく後世に伝え、震災の記憶を風化させない災害文化の伝承が重要である。

また、被災地の経験を東北圏内のみならず、他の圏域や災害に苦しむ諸外国に活かすため、災害映像や写真データ、災害記録誌等を作成し、被災の記録の保存・共有を図るとともに、復興祈念公園、道の駅等の活用のほか、（仮称）震災伝承施設等を整備し、次世代に災害を語り継ぎ、教訓を伝承するなどの情報発信を行う。

(「自助」「共助」の強化)

地域における防災・減災対策の基本は、住民自らが自分の身を守るために判断・行動することである。このためには、住民個人が地域の災害リスクなどを認識し、行政機関などから提供される情報を活用するなど自ら考え適切に行動する「自助」と、住民相互や地域コミュニティの中で助け合う「共助」を広めていく必要がある。その際、防災教育や防災訓練の充実等により災害に対する意識の継続と知識の向上を図る必要がある。具体的には、自主的避難の促進及び避難の円滑化・迅速化を図るためのハザードマップの活用や、地域防災力の向上などに向けた消防団の体制、装備、訓練等の充実強化、自主防災組織などの活動の活性化、地域・企業のリーダーの育成等に取り組む。

(3) 風水害、土砂災害、高潮災害対策の推進

近年の異常気象による集中豪雨や突風を含めた風水害に対する安全性確保のため、河川、ダム等治水施設の整備や管理を計画的に推進するとともに、降雨・洪水予測の高度化や突風に対する注意情報の予測精度の向上、災害が発生することを前提とした対応（タイムラインに沿った対応）の強化、住民に対し適切な災害情報の伝達を図る取組等を推進する。また、河川の整備にあたっては、沿川の土地利用状況を踏まえ、連続した堤防だけでなく輪中堤の整備や水門・排水機場の機能向上・活用等、多様な治水対策や低平地における内水対策を推進するとともに、河川堤防の質的点検及び整

109 津波が来たら親子でんでんばらばらになっても、かまわず高台へ逃げろという三陸地方に残る言い伝え。

備を推進する。また、都市内の内水などによる浸水に対しては、下水道整備による雨水管渠やポンプ施設の整備並びに雨水貯留浸透施設の整備による流出抑制の推進など、流域一体となった総合的な治水対策を推進する。

加えて、土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害対策、河川、海岸及び港湾における高潮、波浪、高波対策、道路斜面や盛土等の防災対策、沖合航行船舶の避泊水域確保のための整備、暴風、土砂災害や高潮等に対する鉄道の安全対策を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定、各種ハザードマップの作成及び周知等の警戒避難体制の充実・強化、安全性の高い土地への誘導、災害情報などシステム構築及び情報発信体制の強化、災害に強い森林づくりを通じた「緑の国土強靱化」の推進、最大クラスの洪水、内水、高潮などのハザードマップの整備・普及を図ること等により、地球温暖化に伴う災害リスクを視野に入れつつ、ハードとソフトが一体となった減災対策を推進する。

(4) 渇水に強い地域づくり

近年、降水量の変動幅が大きくなる傾向にあり、平成6年発生の雄物川水系および鳴瀬川水系、平成16年発生の鳴瀬川水系、並びに平成24年発生の雄物川・子吉川・鳴瀬川をはじめ7水系での渇水等があり、依然として水資源について脆弱性を有している。このようなことから、渇水への十分な備えを図るため、多目的ダム建設や既設ダム群の連携運用などにより安定的な水資源を確保し、あわせて、節水などの地域住民への啓発や関係利水者間の調整に取り組み、渇水に強い地域づくりを推進する。

(5) 火山噴火災害対策の推進

火山噴火災害対策として、火山噴火時に発生が想定される溶岩流、融雪型火山泥流、土石流等による被害を軽減するため、火山防災協議会における検討などを踏まえ、砂防施設の整備の推進に加えて、監視体制の強化、噴火警報などの伝達および火山防災マップの作成・普及や噴火警報等に対応した避難体制の確立を図る。

また、火山噴火に起因する土砂災害をできる限り軽減するため、火山活動の推移に応じた緊急対策を迅速かつ効果的に実施するため、火山噴火時の緊急対応や準備事項等、ハード・ソフト対策からなる「火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定を推進する。加えて、観光客などへ正確な情報を発信し、風評被害の防止に努める。

(6) 原子力関連施設の徹底した安全の確保

東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、原子力発電については「福島のような事故を二度と繰り返してはならない」という強い決意の下、原子力発電所

や関連施設については、放射線による有害な影響から人の健康と環境を保護する必要がある。原子力規制委員会などによる安全確保に向けた新たな規制制度の導入や原子力防災対策の検討を踏まえ、徹底した安全確保を図ることが必要である。

3. グローバルな災害対応

(1) 多様な主体の連携によるグローバルな災害対応の推進

平成27年3月仙台市で開催された第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」を踏まえ、国際協力の場合においては、多様な主体の連携に加えて、防災に関係する国際機関や地域機関等も含めたネットワークにより、グローバルな災害対応の実現を目指すとともに、地球環境や災害時に広域的な協力を実施することで、教訓を共有しつつ協力効果の拡大を目指す。

具体的には、国際的な災害統計の整備への貢献や、東北圏における取組を含めた「より良い復興」の優良事例の情報発信、復興人材育成活動やそのための体制づくりへの支援等に取り組む。

4. インフラの戦略的メンテナンスの推進

高度経済成長期に集中投資した社会資本の老朽化やストック量の増加により、今後必要な維持管理費、更新費が急増するとともに、機能の急激な低下が懸念される。このため、既存施設の適時・適切な維持管理、機能保全・向上、更新、長寿命化対策等を実施することにより、従来の事後的管理から予防保全的管理への転換を推進する。

また、これらの取組として、インフラの特性や利用状況等を踏まえ、経済社会の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化を図るとともに、ロボットやセンサー等を駆使し、防災・減災、メンテナンス等におけるイノベーションを生み出す「防災先進社会」の構築を推進する。

第3節 恵み豊かな自然と共生する環境先進圏域の実現

今日、温室効果ガスの排出による地球温暖化により、地球規模での様々な影響が予想されている。

圏域を取り巻く環境の変化により、自然環境の保全や防災、水源のかん養、食料生産力の確保など、国民生活の安全・安心を確保する上で、様々な問題が発生しかねない。

東北圏の有する美しい森林、田園、川や海辺等の風景は、日本人のふるさとのイメージ形成などに大きく寄与しているばかりでなく、圏民固有の叙情性豊かな感性を育み、自然観察など、自然とのふれあいの場としての機能も果たしてきた。

また、バイオマス発電、太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電および雪冷熱エネルギー等の再生可能エネルギー等の導入が進められているが、東日本大震災を契機としてその導入の加速化が期待されているところである。

このような豊饒な自然や再生可能エネルギー等のポテンシャルを活かしつつ、地球環境保全の先進的な圏域として、低炭素社会・循環型社会を構築する。また、自然の仕組みを基礎とする真に豊かな社会（自然共生社会）を実現するため、森林や田園、川や海辺等の豊かな自然環境や美しい四季に彩られる風景、歴史・文化を保全し継承する。加えて、健全な水環境と海域の環境保全・再生・利用を図るために、適切な国土の保全と管理を推進する。これらのことにより、人と自然が共生し地球に優しい圏域を実現する。

1. 地球環境保全のための低炭素社会・循環型社会の構築

豊かな自然環境の維持・再生、再生可能エネルギー等の活用の加速化、省資源・省エネルギー型ライフスタイルの普及、廃棄物の発生抑制、適正な再使用や再生利用等を図り、世界のモデルとなるような、低炭素社会・循環型社会を形成する。

（１）再生可能エネルギー等の活用の加速化

地域に賦存する再生可能エネルギー等の活用の加速化は、原子力発電所事故を伴う東日本大震災を経て、自立分散型エネルギーシステムの構築への期待が高まっていることにこたえる上で不可欠であるだけでなく、エネルギー自給率の向上や地球温暖化対策に資するものである。特に、バイオマス、太陽光、風力、および水力、地熱などの再生可能エネルギーについては、住宅などの民生用での活用のみならず、学校施設、庁舎、公共施設など地域防災拠点を含む公共部門においても積極的にその導入を進めるとともに、地域特性を踏まえて、既存の送電網への接続や出力の安定化に配慮しつつ、自立・分散型のエネルギー供給体制の整備に取り組む。

また、東北圏では、市民参加型の風力発電などの導入が進められているほか、家畜排泄物や下水汚泥の燃料化などのバイオマス資源の多くの利活用が各地域で行われており、こうした取組を圏域全体で推進することで、エネルギーの地産地消などサブシステム型のエネルギーシステムの構築に取り組む。

さらに、恵まれた森林資源を活かした木質バイオマスや、降雪の多い地域特性を活かした雪冷熱エネルギーの導入を推進するとともに、長い海岸線や山岳地域を多く抱えることから、景観や生物多様性への影響に配慮しつつ風力発電及び潮汐や波力等の海洋発電の技術開発を進めるなど、産学官連携の下に、クリーンで持続性のある再生可能エネルギー等の開発・利用を最大限加速化するとともに、関連産業の集積を促進

し、再生可能エネルギーを柱としたエネルギー活用圏域の形成を目指す。

(2) 資源節約型の経済・社会構造への転換

低炭素社会を構築するため、化石燃料による火力発電そのものの低炭素化の推進もあわせて、資源節約型の経済・社会構造への転換を図る。省エネルギー対策は、エネルギーの安定供給確保と地球温暖化防止の両面に資するものであるが、エネルギー関連機器の効率化やエネルギー関連産業の取組だけで達成できるものではなく、これまでの大量エネルギー消費型から資源節約型の経済・社会構造への転換に向けた取組を進める必要がある。また、東日本大震災を契機として、需要を所与として供給能力の確保を図るシステムから、需要構造の転換に向けた取組を進める必要性があり、さらに、季節や時間帯ごとの電力の使用実態に関する分析を踏まえ、使用最大時の電力需要の抑制（ピークカット）を図ることが重要である。

今後、環境問題に積極的に取り組む地域住民、NPO（非営利活動団体）、産業団体、行政等が協働して温室効果ガスの排出量削減と連動したカーボン・オフセット¹¹⁰の取組を組合せることで、資源節約型の経済・社会構造への転換を目指す。

このため、産学官等連携の下に、省エネルギー技術開発を促進するとともに、①EV（電気自動車）・PHV（プラグインハイブリッド車）の導入および急速充電器の整備などの交通関連対策の推進、②FCV（燃料電池自動車）の導入および水素ステーションの整備を進めるとともに、今後FCバス（燃料電池バス）の導入を推進していく。③貨物輸送の効率化、トラックによる輸送から鉄道や船舶による輸送への転換（モーダルシフト）などの物流体系全体のグリーン化の促進、④地域のバイオマス資源活用に向けてバイオマス活用推進基本法に基づく「都道府県バイオマス活用推進計画」、「市町村バイオマス活用推進計画」の策定の推進および公表された同計画の実現を促進、⑤環境負荷が小さい製品やサービスを環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入するグリーン購入¹¹¹の推進、アイドリングストップ等によるエコドライブ¹¹²の推進、自転車利用の促進、⑥そのほかエネルギーを浪費しないような圏民各層のライフスタイルの形成などを行うことにより低炭素社会を構築する。

110 市民・企業等が自ら排出する温室効果ガスについて、どうしても削減できない部分を他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせるという考え方。

111 製品やサービスを購入する際に、環境を考慮し、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

112 自動車等を利用する際に、運転技術等、誰でも実行できる手段で燃費を向上させようとする施策。

（３）二酸化炭素吸収源としての森林等の整備と活用

地球レベルでの環境問題の解決に貢献する先進圏域となることを目指すために、国土保全、水源涵養、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫等としての重要な役割を果たす森林の整備を推進する。

東北圏では、森林の公益的機能を維持・増進し、森林を良好な状態で次の世代に引き継ぐために、これまで「いわての森林づくり県民税」や「みやぎ環境税」、「秋田県水と緑の森づくり税」、「やまがた緑環境税」、「福島県森林環境税」が実施されてきた。新たに新潟県でも同様の取組の導入が検討されており、圏域全体として二酸化炭素吸収源としての森林の整備に貢献している。今後もこれら森林の適正な整備及び保全を通じた森林による二酸化炭素吸収量の確保に取り組む。

今後、環境問題に積極的に取り組む地域住民、ＮＰＯ、産業団体、行政等が協働して森林整備と交流の促進を柱とした取組により、手入れの行き届かなくなった森林を再生するなど、圏民参加の森林づくりを推進していく。

特に、環境への関心や社会貢献活動に対する参加意識の高まりにも対応し、企業やＮＰＯ等による森林の整備や保全活動を促すため、活動内容の提案、サポート体制の整備、フィールドや技術等の提供等、企業などが森林づくりに参加しやすい環境を整備する。

また、地域材の利用の促進、公共施設の木造化や公共事業などにおける間伐材の積極的な利用の推進等による新たな木材需要の創出、国産材の安定的かつ効率的な供給体制の構築並びに再生林、間伐等の森林の適切な整備および保全により豊富な森林資源を循環利用し、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図りつつ、林業の成長産業化を実現する。

これらの取組を通じて、地球温暖化防止に貢献する二酸化炭素吸収源としての森林づくりおよび森林の活用を進める。また、炭素の固定量が多いと見込まれている浅海域での干潟や藻場等の造成により、海藻類等の海洋生物の光合成による二酸化炭素吸収・炭素固定化（ブルーカーボン）を推進する。

（４）循環型社会の構築

（小型家電を含む各種リサイクル推進）

東北圏では、平成22年度末までに秋田県、宮城県栗原市、青森県、岩手県釜石市がエコタウンとして承認されており、各地において、ゼロ・エミッション¹¹³構想に基

113 国連大学が1994年にゼロ・エミッション研究構想として提唱したものであり、異業種間の連携による廃棄物の再利用等により、社会全体で廃棄物排出ゼロのシステムを構築すること。

1 づいて、地域の振興や被災地の復興を図りながら、自然に優しい、環境と調和したま
2 ちづくりが進められているところである。また、世界有数のリサイクル技術を有する
3 企業も存している。今後ともエコタウンの取組の充実を図るとともに、地域の環境に
4 配慮しつつリサイクル産業の新規立地の促進や産学官など連携による研究開発等を
5 通じた同産業の振興を図ることを通じ、循環型社会の構築を図る。

6 また、ものやサービスの選択、消費活動等、暮らしのあらゆる場面において、その
7 ものの本来の値打ちを無駄にすることなく活かしていく「もったいない」の考え方を
8 基本としながら、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の実践を地域住民、N
9 PO、産業団体、行政等との連携協力の下に推進するとともに、循環型社会の基盤と
10 しての各種リサイクル施設やバイオマス活用プラント、循環資源の広域移動に対応し
11 たりサイクルポート等の整備を通じ、静脈物流ネットワークの形成を推進し、廃棄物
12 の再資源化を図る。

13 さらに、浚渫土砂や内陸部で最終処分場の確保が困難な廃棄物を確実に受け入れる
14 海面処分場を確保するために、廃棄物埋立護岸の整備を推進する。あわせて、廃棄物
15 の不法投棄防止のための取組を推進していく。これまで、北東北3県および南東北3
16 県がそれぞれ連携して監視活動を行っているほか、北海道・東北7県の連携などによ
17 る合同スカイパトロール¹¹⁴等を実施している。また、産業廃棄物税や環境保全協力金
18 を財源とした取組を各県が実施しているところであり、今後もこうした不法投棄防止
19 対策を推進していく。このほか、地域住民、NPO、産業団体、行政が連携した取組
20 も推進していく。

21 農業分野においても、山形県長井市では、分別収集した生ごみをたい肥化し、これ
22 を農地に還元して有機作物を栽培するという有機資源の地域循環システムを創り出
23 し、自然と人間の永続的な共存を図っている。このような、農業が本来有する自然循
24 環機能を促進することにより、農業生産全体のあり方において環境保全をより重視
25 し、農業生産活動に伴う環境への負荷の低減を図る。また、海洋分野においては、ホ
26 タテ貝などの水産加工残さや海洋微生物を利用したバイオプラスチック¹¹⁵やバイオ
27 燃料¹¹⁶、機能性食品の開発等、海洋バイオマスを効率的に利活用する技術の開発・普
28 及を推進する。こうした取組とともに、有機資源の新エネルギーなどへの活用推進と
29 あわせて、圏域内での広域的なバイオマスの総合的利活用を図り、人と自然に優しい
30 「バイオマス東北圏」を形成する。

31 加えて、産業副産物を土木工事へ活用することによる、廃棄物の発生抑制と建設コ

114 ヘリコプター等を利用した空からの監視。

115 生物資源（バイオマス）から作られたプラスチック。

116 生物資源（バイオマス）の持つエネルギーを利用したアルコール燃料、その他合成ガス。

1 ストの縮減に取り組む。

2
3 **(災害廃棄物の広域処理)**

4 今後発生し得る大規模災害に備えて、広域的に廃棄物処理に係る相互応援協定を締
5 結するなど平時からの連携体制の構築、仮置き場の確保、災害に強い浄化槽の設置な
6 どに向けた取組を推進する。

7
8 **(リサイクルポートを拠点とした静脈物流ネットワークの構築)**

9 太平洋側の八戸港、釜石港及び日本海側の能代港、酒田港、姫川港の各リサイクル
10 ポートを循環資源の輸送拠点として、圏内外のリサイクルポート等との連携により、
11 内航海運等を活用した静脈物流ネットワークの構築を推進する。

12
13 **2. 美しい四季に彩られる森林や田園、川や海辺の保全と継承**

14 自然共生社会の実現に向けて、美しい森林、田園、川や海辺等の風景や自然を圏民
15 全体で保全、再生、活用し、良好な景観と自然環境を次世代に継承する。

16
17 **(1) 良好な景観の保全と創出**

18 東北圏の良好な景観は、美しく風格のある圏土の形成とうるおいのある豊かな生活
19 環境の創造に不可欠なものである。圏民のみならず、国民共通の資産として、現在及
20 び将来にわたりその恵沢を享受できるよう、その整備および保全を図る必要がある。

21 良好な景観は、四季折々の豊かな自然、人々の生活、生産活動、歴史・文化との調
22 和により形成されるものであることを踏まえ、適正な制限の下にこれらが調和した土
23 地利用が行われるよう誘導するとともに、現にある良好な景観の保全のみならず、新
24 たに良好な景観を創出し次世代に継承していく。

25 東北圏においても、巨大看板が並ぶ沿道景観や農村景観を損なう郊外開発、里地里
26 山を侵食する宅地開発などが散見されるところである。このため、住民や事業者の土
27 地利用などの事業活動等に関し、良好な景観の形成に努めるよう意識啓発を行うとと
28 もに、景観法に基づく景観計画の策定や屋外広告物法に基づく屋外広告物規制や無電
29 柱化の推進など、自然的・社会的諸条件に応じた施策の策定・実施を推進する。

30
31 **(2) 美しい森林、田園、川や海辺風景の保全と継承**

32 **(原風景の保全と継承)**

33 東北圏の原風景ともいえる美しい森林や田園、川や海辺の風景は、農林水産業を始
34 めとする地域の人たちの生産活動や生活と自然とのかかわりの中で形成されてきた

ものである。このため、農林水産業の持続性確保に向けた取組を推進するとともに、地域住民、NPO、産業団体、行政等の連携による東北圏の原風景を保全するための体制づくりを促進するほか、景観教育の充実や先進的な取組事例に関する情報提供、地域への専門家の派遣等によるソフト面での施策の充実を図る。

また、地域の一人ひとりが、東北圏の原風景の大切さを知り、多様な主体による協働の下、地域の景観、自然、歴史、文化等の地域資源や個性を活かした地域づくりの取組を推進するとともに、効果的な情報発信を通じて、観光の振興や地域の活性化に結びつけていくほか、地域固有の伝統文化の保全と継承を図るため、郷土の歴史、風土等の記録や整理を推進する。

(人口減少下における国土の適切な管理)

さらに、人口減少下でも国土の適切な管理を続けるためには、自然との共生、防災・減災、持続可能な地域資源の供給など、複合的な効果を発揮する施策を積極的に推進する必要がある。また、人口減少などにもともなう開発圧力の低下の機会をとらえ、より安全で快適かつ持続可能な国土利用を選択することも重要である。土地の利用価値が高まることによる土地の有効利用や国土の適切な管理を通じて、地域の持続可能で豊かな暮らしに貢献する。

都市への人口移動が進む中で、地方を中心に、今後も所有者の所在の把握が難しい土地が増加するおそれがある。このため、所有者の探索手法や、このような土地の活用等について、現場の対応を支援するための方策を総合的に検討するとともに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理、利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理および利用を促進するなど、「所有から利用へ」の観点に立った方策を検討する。

(豊かな自然環境の保全による生物多様性の保全)

東北圏は、南北を貫く奥羽山脈を中心に、東に北上高地や阿武隈高地、西に白神山地や出羽山地、越後山脈が連なり、豊かな森林や里山が多く残されている。こうした特性を活かし、豊かな自然環境を保全し継承していくため、「保護林」や「緑の回廊」、自然環境保全地域¹¹⁷、国立公園等の各種保護制度を活用しながら、様々な主体の連携の下に圏域内に広がる森林から農用地、都市緑地、河川、湖沼、海洋までの切れ目の

¹¹⁷ 自然環境保全の目的を達成させるために特別地区、海域特別地区、普通地区に区分指定され行為規制が課せられる。特別区域内には、更に野生動植物保護地区を定めることがある。

ないエコロジカルネットワーク¹¹⁸を形成し、野生動植物の生息・生育地の確保のほか、人と自然とのふれあいや環境学習の場の提供、地球温暖化防止、良好な景観の形成などの多面的機能の発揮を図る。

野生生物は生態系の基本的構成要素、かつ、人類の存続の基盤であり、種の存続の確保は重要である。また、トキの野生復帰による里山環境の保全やトキをシンボルとした米づくりに代表されるように、希少種の保全は自然環境の保全および再生や地域づくりおよび地域産業の促進にも寄与する。このため、絶滅危惧種の保全を全国的に推進することにより、その個体数の減少を防止し、回復を図るとともに、多様な主体と連携した取組を促進し、希少種を地域のシンボルなどとして保全する。

ニホンジカ、イノシシ等の一部の鳥獣による自然生態系や農林水産業への被害が深刻化する一方、狩猟者の減少や高齢化が進行している。このため、「平成35年度までにニホンジカ及びイノシシの個体数を半減する」という抜本的な鳥獣捕獲強化対策（平成25年12月、環境省、農林水産省）の当面の捕獲目標達成に向け、都道府県が実施するニホンジカおよびイノシシの捕獲事業を強化、支援するとともに、将来の鳥獣捕獲の担い手の育成および確保を図る。

また、エコロード¹¹⁹や環境との調和に配慮した農業用排水路のほか、山麓斜面の保全・緑化など、生物多様性に配慮した公共事業を推進するとともに、適切かつ効果的な環境影響評価法の運用に努める。

さらに、豊かな自然環境を保全・継承していくために、世界自然遺産や鳥獣保護区、国立公園の保全と活用を通じて、家庭、学校、地域、職場等における質の高い環境教育を充実するとともに、農山漁村、国営公園等での宿泊体験プログラムの開発等を行い、五感で自然を感じる原体験を通じ、自然の恩恵や人とのかかわり等を次世代に伝える取組を推進する。

3. 健全な水循環の維持又は回復と海域の環境保全・再生・利用

健全な水循環の維持又は回復のため、広大な流域圏が育む水環境の保全・再生・利用を図るとともに、適切な国土の保全・管理を推進する。

また、海域の環境保全を図るとともに、環境と調和のとれた海域の利用及び離島の適切な管理や維持を促進する。

118 多様な生態系と野生生物すべてを、厳正な保護地域指定から緩やかな土地利用誘導まで組み合わせて、地域を複合生態系として保全するための手法の一つである。

119 調査、計画段階から設計、施工、管理の段階まで、自然環境の保全にきめ細かく配慮された道路。

(1) 流域圏の貯留浸透・水源涵養機能保全、適切な地下水管理

流域全体の視点に立ち、山間部および農村や都市郊外においては、間伐や伐採跡地等への植林などの推進や治山施設の整備等により森林を整備・保全するとともに、里山林および緑地の整備・保全、水源涵養機能確保としての水田の維持保全や荒廃農地の発生の抑制を図り、加えて、市街地では、雨水貯留浸透施設などの流出抑制型下水道等の整備、透水性舗装を推進し、流域圏全体を通じて貯留浸透・かん養能力の保全向上を図る。

また、地盤沈下、地下水汚染、塩水化などの地下水障害の防止や生態系の保全等を確保しつつ、地域の地下水を守り、水資源等として利用する「持続可能な地下水の保全と利用」を推進する。

(2) おいしい水の供給とうるおいある水辺空間創出

おいしい水の供給とうるおいある水辺空間創出のため、水源地であるダム湖等で水質悪化やそのおそれがある場合は、曝気循環や流入河川対策等によって水質保全を図るとともに、水質悪化が進行している湖沼などの公共用水域においては、水質改善を図るため、流入河川対策、植生浄化施設等の流入負荷低減策とあわせて、下水道、浄化槽、農業集落排水施設の高度処理等を推進する。河川においては、環境用水の確保・導水や下水道の整備により水質の改善や親水空間の形成を図るとともに、河川敷の冠水頻度の増加や湿地の再生による在来の生態系の保全と外来生物の侵入防止を図る等、多自然川づくりを推進する。加えて、良好な水辺空間の形成を通じ、生物の生息、生育、繁殖空間の確保や河川、河川等と一体となったまちづくり、水辺公園の整備、舟運の活用等、地域活性化の取組を支援する。

また、油脂類などの河川への流入による水質事故の防止や事故発生時の被害拡大防止を図るため、関係機関が連携し、水質事故防止に関する啓発や事故発生時の連絡体制・対策等の調整を推進する。

(3) 総合的な土砂管理の取組の推進

山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理は、国土管理にとって重要である。このため、土砂移動の継続的な観測・監視、評価を踏まえながら、砂防施設による流出土砂の調節、河川、ダム等の堆積土砂対策、侵食海岸における海岸保全施設の整備・養浜等を実施する。また、より有効な技術の検討・評価や関係機関との事業連携のための連携方針の策定など、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組を推進する。

1 (4) 流域に着目した交流・連携

2 川や湖を軸とした多様な主体の交流、連携による活動が活発化している。このよう
3 な、流域内の多様な主体による自然環境の保全・再生、森林の整備・保全、清掃活動、
4 水・川の文化の伝承、環境・防災教育等の活動を促進するとともに、流域間の連携・
5 交流を通じてそれぞれの取組の効果が向上するよう、広域的な活動を支える仕組みづ
6 くりを促進する。

8 (5) 海域の環境保全・再生・利用

9 国際的な協調・協力体制の下で、漂流・漂着ごみ対策や、流出油などの海洋汚染対
10 策、海洋環境保全のための浚渫土砂等の適正な処分を推進する。

11 東日本大震災によって流出した沿岸部の漂流・海底ごみの処理に向けて、関係機関
12 が協力して取り組み、災害等で失われた海草藻場等海域環境の再生を図る。あわせて、
13 多様な主体の参加による海浜清掃活動を含めたごみの回収・処理を促進するととも
14 に、環境改善に向けた汚泥・ヘドロの除去・海水交換、覆砂による海浜・干潟の保全、
15 海藻類の移植、海底耕うんなどを推進する。

16 また、下水道、浄化槽、集落排水施設等の整備を通じ、陸上からの水質への負荷の
17 低減を図る取組を推進する。

18 海岸防災林の松くい虫被害の拡大を防止するため、防除対策の推進と地元住民等に
19 よる監視体制の整備や被害地の再生に努めるとともにさらに、上流から海域に至る
20 森・川・海を通じた環境保全を推進するため、森林による栄養塩類等の供給や濁水の
21 緩和などの漁場環境の保全効果を高めるために漁場保全の森づくりを推進するとと
22 もに、漁業者やNPO等による植林活動の促進など、広域的な枠組において海域の環
23 境保全を図る。

24 また、海岸部における公園等と海岸保全施設の一体的整備と緑地の整備など、地域
25 づくりの核となる事業を推進するとともに、海洋性レクリエーション・スポーツ空間
26 としての砂浜や磯場等の整備を進め、他のレクリエーション施設との連携も図り、
27 様々な方法で楽しめる親水空間を創出する。さらに、防波堤整備により生まれる静穏
28 海域を活用した海洋性レクリエーション、環境学習、観光等の取組を促進する。

29 安全面、景観面で問題視されている放置艇対策として、施設整備などを推進する。

30 また、東北圏は長い海岸線を有し、海から数多くの恩恵を受けていることから、海
31 域の環境保全・再生・利用等を通じて、海に対する圏民意識の醸成を図る。

32 加えて、無人離島の漂着ごみや漂流ごみ等の適正な管理を進めるほか、有人離島へ
33 の持続的な定住の維持に向けた取組を推進する。

第4節 雪にも強くて人に優しく暮らしやすい魅力的な対流促進型の地方の創生

東北圏の広大な圏土の大部分は豪雪地帯であり、雪との共生が不可欠である。また、自然の恵みである有用な資源として利活用していく必要がある。

都市と農山漁村は社会的経済的に深い繋がりがあるため、東北圏が持続可能な地域として発展していくためには、多様な都市機能を集約化した暮らしやすい都市と魅力ある農山漁村が有機的に結ばれて共生するとともに、広域交通ネットワークで安定的に結ばれ、都市機能を相互補完、役割分担しあう必要がある。

中心市街地における既存ストックの活用や各種都市機能の集積を図ることにより、暮らしやすく賑わいのある都市への転換を進める必要がある。また、東北圏の自立的発展を牽引するため、既に人口と産業の集積がある仙台市・新潟市の両政令指定都市においてはブロック内の中枢都市として、これらの集積を活かした都市機能の充実、国際的機能の強化を図る。

一方、農山漁村では豊かな地域資源を活かした取組を進めることにより、交流人口の拡大を図り、都市との対流による暮らしやすく活力ある農山漁村を形成するとともに、持続可能な地域運営を行うための仕組みを構築する。

また、住民が安心して暮らしていく上で必要な医療サービスの確保や、交通事故対策、歩道環境の整備を推進するとともに、降雪期にも強い高規格幹線道路などの医療機関へのアクセスの確保や高齢者、子育て世代等に対する福祉の充実を図る。

さらに、多世代循環型地域の構築に向け、魅力ある「しごと」を創出し、誰もが就業機会を得られ、若者が地元に着定する取組を推進する。

雪に強い圏域をつくとともに、人口減少・高齢化に対応した、都市と農山漁村が対流する多世代循環型の圏域を形成する。

1. 冬に強い地域づくりの推進

冬期間の安全で快適な生活や地域間交流・連携を支える雪対策を推進するとともに、高齢者世帯でも安心して暮らせるような取組を推進する。また、雪を価値ある資源と捉え、雪冷熱エネルギー等への利用や観光資源としての活用など、雪を活かす取組を促進する。

(1) 冬期間の安全・安心な交通ネットワークの確保

確実な冬期通行を確保するため、除雪優先区間の設定や早めの通行止めによる迅速な除雪の実施、高速道路と一般道路等の道路管理者間及び関係機関との連携等、除雪体制の強化を推進する。また、道の駅の防災機能の強化、迅速な道路管理と道路情報の収集・提供の高度化など、ハード・ソフト両面から交通安全対策を推進し、一年を

通して安全・安心な交通ネットワークの形成と公共交通の利便性の確保を図る。

(2) 冬期間の安全で快適な暮らしの確保

冬期間の安全で快適な暮らしの確保のため、雪崩予防施設や除排雪機能を付加した河川などの整備、下水道管渠などを活用した消融雪施設の整備、公共空間などを利用した雪捨て場の確保を図る。特に、地域社会から要請が強い消流雪用水の確保は重要である。また、融雪期の土砂災害、積雪期の大規模地震災害等の災害対策を推進する。さらに、歩道整備や歩道除雪、市街地などにおける子ども・高齢者に優しい歩行空間の整備推進や住宅支援、雪処理の機械化・雪氷対策等の新技術の研究開発を促進する。

雪処理については、建設業関連団体やNPO（非営利活動団体）、地域コミュニティ等と連携した除排雪の体制を整備するとともに、積雪による空家の倒壊による危害の発生を防止するための管理体制の構築、冬期間における街なか居住施設や集合住宅の導入など、高齢者に対する生活支援の取組を促進する。

(3) 雪の有効活用

樹氷等の美しい景観や自然環境を保全しつつ、雪を始めとした冬の産物を冬期間における東北圏の貴重な観光資源ととらえ、国内外観光客の誘致のための情報発信を行う。あわせて、スキー・スノーボード等のウィンタースポーツ、かまくら・雪灯籠まつり等の伝統行事、地吹雪・雪下ろし等の東北圏の冬の体験など、雪に親しむ機会を創出し、雪と共存・調和した魅力ある地域づくりを推進する。

また、雪を活用した商品開発や建築物等における雪冷熱エネルギーの利用など、資源としての雪の利活用を促進する。

2. 「コンパクト+ネットワーク」による都市と農山漁村の共生

都市と農山漁村の共生を図るため、それぞれが保有している都市機能や地域資源を相互に補完、分担し合いながら都市や周辺の農山漁村において情報、人材、経済等が循環できる良好な生活圏域を構築する。これからの人口減少下で、各種サービスを効率的に提供するためには、集約化（コンパクト化）することが不可欠であるが、コンパクト化だけでは、圏域・マーケットが縮小するため、ネットワーク化により、各種の都市機能に応じた圏域人口を確保することも不可欠である。ヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、それらの高密度な交流が実現することでイノベーションの創出や賑わいの創出に繋がり、地域の歴史・文化などの継承、発展、新たな価値の創造へ寄与していく。

「コンパクト+ネットワーク」により「新しい集積」を形成し、圏域全体の「生産

性」を高める圏土構造を形成することによって、都市と農山漁村の対流を促進するためのネットワークの構築や各種サービスの向上を図るとともに、都市と農山漁村の相互貢献による経済循環の促進を図る。

(1) コンパクト+ネットワークによるサービスの効率化と質的向上

東北圏は、面積が広く、人口密度の低い中小規模の都市が多く存在し、都市間距離も比較的長い地域構造となっている。一方、中小規模の都市は、周辺の農山漁村に医療、福祉や教育等のサービスや身近な就業の場所を提供するなど、生活圏域の中心として重要な役割を担っている。

しかし、今後、更に人口が減少していく中では、医療・福祉、教育等すべての機能をそれぞれの都市が保有するといったフルセット型の公共公益施設整備やそれらの施設の維持管理を行っていくことが困難となってきた。

中小規模の都市や農山漁村が、将来にわたり快適な生活環境を確保していくためには、それぞれの地域において生活に必要な各種機能を集約化（コンパクト化）し、都市機能の集積を有する生活圏域の中心都市との連携を強化するとともに、都市の周辺に広がる農山漁村との有機的な共生と中小規模都市間相互にそれぞれの都市機能を補完・分担することにより、効率的・効果的なサービスの提供を図る必要がある。

(2) 広域連携を支えるネットワークの構築

都市間距離の長い東北圏において各都市が適切に機能を分担することが可能となるよう、地域の実情に応じた広域的な生活圏域を形成する。都市相互の連携を推進する上で必要となる広域交通ネットワークとして、高規格幹線道路等の格子状骨格道路ネットワークの整備、一般国道等の冬期通行不能区間の解消や、鉄道の高速度の推進とともに、地域鉄道の維持を図る。また、既存の高速道路を有効に活用しながら都市相互の連携を向上させるため、料金割引やETC（有料道路における自動料金収受システム）専用のスマートインターチェンジの整備、救急医療体制を支援する救急車退出路の整備等を推進する。さらに、都市と農山漁村の連携を支える交通ネットワークとして、土地利用との整合を図ったバイパスや環状道路の整備、交差点改良等を行い、それぞれの道路が役割を分担しながら一体となって機能するような整備を図るほか、それらを活用して地域の足となる公共交通の整備を図っていく。

(3) 既存ストックの有効活用による効率的なサービスの提供

人口減少や少子高齢化等により国や地方公共団体の財政が一層厳しくなる一方で、既存の公共公益施設の維持管理費や更新費は今後ますます増加していく。このため、

これまで既成市街地に整備された諸施設等既存ストックを有効に活用しながら、長期的な視点に配慮した諸施設の再配置や複合化を進め、広域的な利用を推進することによって、都市と農山漁村の双方の住民が恩恵を受けることができるよう効率的なサービスの提供を図る。

既存ストックの有効活用に向けて、インフラの使い方を工夫し、賢く使うことで既存ストックを最大限に活用することを目指す。また、対流の基盤となるインフラについて、ICTなどの新技術の活用や運用の工夫により、インフラ機能を最大限に発揮していくことが必要である。

新たな目的に応じた「選択と集中」の徹底を目指し、災害等に対するリスクを低減し、国民の命と財産を守るために平時の成長と非常時の安全の両面の機能に対する「安全安心インフラ投資」や、生産性の向上により競争力の強化、地域経済の活性化を図り、経済成長を実現する交通結節機能の強化を含めたネットワークの充実といった「成長インフラ投資」を促進する。

(4) 誰もが移動しやすい交通サービスの確保

都市相互、都市と農山漁村の交流・連携を支える交通サービスとして、まちづくり等の地域戦略と一体となった持続可能で面的な公共交通ネットワークの形成及び公共交通の利便性の確保を図る。既存の鉄道やバスについては、運行時間・経路の見直しや交通情報ネットワークの構築による運行情報の提供など、利用者の利便性を向上させる。

交通結節点では、歩行者、自転車、自家用車、公共交通等の乗換えの円滑化を推進する。その際、複数の公共交通機関の事業者間の連携によるサービスの向上、パークアンドライドの導入などを促進することで、交通インフラの結節点の充実を図る。

(5) 都市と農山漁村の相互貢献による地域経済の活性化と攻めのスマートコンパクト化

かつては農山漁村が近郊の都市に食料を供給し、近郊の都市が農山漁村に飼肥料や農機具等生産に必要なものを供給するという有機的な繋がりがあったが、現在、この繋がりが弱くなっている。

こうした中で、これまで行われてきた朝市、道の駅等での交流・連携等、都市の住民と農山漁村の住民との有機的な交流によるコミュニティ活動を充実させ、地域における経済循環を促進する。

また、農林漁業体験等の機会を提供する取組などの食育活動を通じて、食料生産・供給、適正な食生活の啓発を推進する。

さらに、食の安全と信頼が確保された農林水産物や地場産業から生まれた地域ブラ

1 ンド品、都市型産業と農林漁業との有機的な結合による新たな産業・商品の創出を通
2 じて、地産地消による域内消費の拡大を図るとともに、域外からのエネルギーを購入
3 する代わりに木質バイオマスを利用するなど、域外に流出していた資金を域内で循環
4 させる取組や、広域的な交流・連携を促進し、国内外への優良農林水産物の情報発信
5 を行い、6次産業化により経済的な価値を域内で循環させ、域外との交流により域外
6 からの資金流入を呼び込む「地域内経済ネットワークの取組」を促進することによる
7 地域経済の自立と活性化を図る。

8 これらを契機として、「コンパクト＋ネットワーク」による新たな価値の創造・イ
9 ノベーションを生み出す「攻めのコンパクト」を目指し、域外さらには海外から「稼
10 ぐ力」を向上させていくことが重要である。合わせて、アジア諸国との競争を踏まえ、
11 生産拠点としての優位性を確保するため、スマートファクトリー（ICTを活用した
12 効率的な生産システム）への移行を進めることも重要である。

13 地域における雇用創出には、東京から事務所、研修施設等の本社機能の一部移転、
14 企業の地方採用枠拡大などが効果的であるため、移転などを行う事業者に対し支援を
15 行うほか、テレワークについても、例えば、育児期の親や高齢者等が場所にとらわれ
16 ない柔軟な働き方が可能となるような環境整備を促進する。

17 地域に魅力ある「しごと」を安定的に創出・維持するためには、域外からの企業・
18 工場誘致のみに依存するのではなく、地域発のイノベーションを契機とした新産業の
19 創出や既存企業の高付加価値化など内発的發展を促すことが重要である。このために
20 は、地域特有の産業、知識、技術等の資源を集積させるとともに、域外から取り込ん
21 だヒト、モノ、カネ、情報とこれらを結び付け、対流によるイノベーションを誘発す
22 ることが必要である。また、若者や女性を含む地域の人材による起業や既存企業によ
23 る新たな事業分野での第2創業を促進するには、それに向けたサポート体制の強化が
24 必要である。このため、地元の企業、大学、研究機関、地方自治体、金融機関といっ
25 た産学官金等が連携し、知識と情報の対流を通じたイノベーションや起業の拠点とな
26 る知的対流拠点づくりを推進する。その際、地元大学等の技術シーズ¹²⁰を活用するこ
27 とが効果的であるため、地域資源や外部とのネットワークを活用した新たな商品開発
28 や新たな販路開拓などを担う経営・企画力のある域内外の人材登用に対する支援を行
29 う。あわせて、地方大学、高等専門学校、専修学校等において、地元事業者のニーズ
30 に対応した教育・研究プログラムの実践に努め、地域産業を担う人材を育成する。

31 こうした取組を通じ、数多くの起業が行われる「起業増加町」を増やしていく。

120 企業や大学における新技術について、将来大きく実を結ぶ可能性を秘めた種（たね）に例えたもの。

3. 地域の持続的な発展の核となる新しい時代のコンパクトシティの形成

東北圏の各地域が今後とも持続的に発展していくため、東北圏の地域特性を踏まえたコンパクトで活力ある都市を形成する。

(1) 東北発コンパクトシティの推進

東北圏の多くの都市において、今後は、一つの都市で都市機能を充足させることは困難であり、都市間の機能の補完・分担を図りつつ、それを前提としたコンパクトな都市を形成することが必要である。また、東北圏には、市街地の周囲を農地に囲まれた都市が多く、都市の形成にあたっては農山漁村との有機的な連携の視点とともに、今般の震災の教訓を踏まえた防災の視点が必要不可欠である。

このように都市間における機能の補完・分担を前提とし、また農山漁村との連携の視点を重視しながら各都市がコンパクトで災害に強く活力ある都市を形成する東北圏の都市づくりを「東北発コンパクトシティ」として推進していく。

「東北発コンパクトシティ」を具体的に推進していくため、モデル都市の取り組みをケーススタディとしながら「共通理解の醸成」、「各種取組の情報共有および周知」、「問題解決に向けた検討および支援」などを実施する。

(2) 市街地拡大の見直しと都市内拠点への機能集積の強化及び連携中枢都市圏の形成

東北圏では、これまで人口増加やモータリゼーション¹²¹の進展により市街地が拡大してきたが、近年は人口減少などによる土地の利用密度の低下や市街地に接する農地などにおける都市的な土地利用も見受けられる。今後、東北圏においては、都市と農山漁村の土地利用の整合を図りつつ、地域住民と行政との協働によるきめ細やかな土地利用を進め、市街地の拡大を抑制した計画的な都市の形成を図る。また、人口減少に対応し、都市の中心拠点や生活拠点において、公共施設の再編、空き建築物など既存ストックの有効活用などを進めつつ、各種都市機能を集約するとともに、拠点となるエリアや公共交通の沿線等への街なか居住の誘導を図る。都市内交通については、地方公共団体、公共交通事業者等の関係者が連携し、バス路線網の再構築やデマンド型などの多様なサービス導入といった最適な公共交通ネットワークが実現できるよう、まちづくりなどの地域戦略と一体となったハード・ソフト両面からなる総合的な交通施策を戦略的に推進する。特に、都市機能を他都市から享受可能な一定距離の範囲内にある地域・都市については、行政区域を越えた連携による連携中枢都市圏や定住自立圏の形成を図る。

121 自動車が生計必需品として普及する現象。自動車の大衆化。

(3) 中心市街地の活性化と歩いて暮らせるまちづくり

東北圏の多くの都市において、中心市街地の活力の低下が続いている。また、今後の人口減少・少子高齢化の進展を踏まえ、都市の拠点としての中心市街地の活性化は喫緊の課題である。このため、歴史・文化等の地域特性や創意工夫を活かしつつ、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の整備改善、商業及び商業基盤施設の高度化等による商店街の再生、街なか居住の促進などを図る。あわせて、公共交通機関の利便性の向上や歩行空間の整備などを行うことで、徒歩や自転車、公共交通機関の利用など、過度に自動車によることなく医療、福祉、教育等生活に不可欠なサービスを享受できる、歩いて暮らせるまちづくりを推進する。

中心市街地の活性化にあたっては、多様な主体の参画を得て協働で取り組むことが重要であり、行政と住民等が参加した協議会などによる取組やまちづくりを担う人材の育成などを促進する。

(4) 豊かな住生活を実現する環境共生都市の構築

東北圏の住宅は、全国に比較して面積が広く、持ち家・一戸建て・同居世帯が多いといった特徴がある一方、水洗化の割合が低く、公園、福祉施設等、身近な生活関係施設の整備水準も低いなどの課題がある。高齢者の増加も踏まえ、住宅のバリアフリー化や克雪住宅の普及などを図るとともに、住宅の耐震化、高断熱化、省エネ化、長寿命化などの取組を推進する。

また、高齢者・障害者・子育て世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定を図るため、公的賃貸住宅の整備や民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットを構築するとともに、公営住宅と福祉施設の併設など、高齢者・子育て世帯等の多様なニーズにあった住宅の供給を促進する。さらに、身近な公園や緑地、水辺の整備、住宅の水洗化を進めるための下水道の整備など、良好な居住環境を形成するための住宅市街地の整備を推進する。

(5) 良好なまちなみ景観の形成

東北圏の都市は、江戸時代の城下町や蔵の町、大正浪漫のまちなみ、近代的で整備されたまちなみ、或いはまちなかから眺める山河などの自然景観等、歴史・伝統に培われた魅力的な景観を有している。都市の魅力の向上を図るため、景観法に基づく規制・誘導手法等を用いたまちなみの保全・整序、特徴的な自然景観、建物等への眺望の確保などを図るほか、城跡の整備、歴史的な建造物や庭園、伝統的なまちなみの保全・復元、無電柱化、景観行政と連携した屋外広告物規制、良好な水辺・海辺空間の

形成を図るなど、地域住民・企業との協働によりそれぞれの都市の特徴を活かした景観の形成を推進する。

(6) 環境問題に対応したスマートコミュニティの形成

我が国では都市に起因する活動がCO₂（二酸化炭素）排出量の大きな割合を占めるなど、都市が環境に大きな影響を与えている。東北圏の都市においても、環境問題に対応した低炭素型の都市を形成するため、官民が連携して、低炭素まちづくり計画¹²²等による取組やHEMS（住宅向けエネルギー管理システム）・BEMS（商用ビル向けエネルギー管理システム）の導入と高断熱・高気密化等の省エネ技術導入によるネット・ゼロ・エネルギー¹²³を実現し住宅・建築物の低炭素化を推進する。

また、都市内の緑化を促進するとともに、下水汚泥の燃料化などのバイオマスの活用や下水熱を活用した地域冷暖房等、新エネルギー等活用の取組を促進する。さらに、廃棄物の不法投棄対策、ヒートアイランド¹²⁴現象抑制のための水と緑のネットワークの整備、都市の水環境改善のための河川等の浚渫、環境用水の導入、下水道整備などの推進に加え、多様なエネルギー源の組合せとICTを活用した供給体系により省エネルギーを実現するスマートコミュニティの形成を目指す。

加えて、道路整備による渋滞対策の実施、物流の効率化などのTDM（交通需要マネジメント）施策の実施等により沿道環境の保全対策等を推進する。

(7) 特色を活かした文化・芸術機能の強化、まちづくりの推進

東北圏の都市は、東北三大夏祭りなど地域の伝統的な文化・芸術を大切に育み、継承してきた。震災以降は東北六魂祭の開催など、地域が一体となった取組が進められている。更に宮城県仙台市の定禅寺ストリートジャズフェスティバルなど、地域住民が中心となって新たな文化的活動が次々と生まれることも都市の魅力であり、都市の活力や個性を生み出している。今後も、これらの活動や新たな取組の支援、他のイベントとの連動による相乗効果の創出等、文化・芸術機能の強化を促進する。

また、宮沢賢治をテーマにした岩手県花巻市のまちづくりなど、郷土の文人、芸術家、或いは地域の資源等に着目したまちづくりを実施している都市もあり、地域の特色を活かすこれらの取組を促進する。

¹²² 平成24年8月に「都市の低炭素化の促進に関する法律」が成立し、低炭素まちづくり計画の作成や低炭素建築物の普及などにより都市の低炭素化の促進を図ることとなった。

¹²³ 高断熱外皮や高性能設備と制御機構等を組み合わせ、建築物・住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味（ネット）でゼロとなること。

¹²⁴ 都市の気温が周囲よりも高い状態になる現象。気温の高い地域が都市を丸く取り囲んで島のような形になることから、このように呼ばれる。

(8) 東北圏を牽引する国際的な中枢都市の形成

東北圏の自立的発展を牽引するため、政令指定都市である仙台市、新潟市において、既存の集積を活かした高次都市機能の充実と創造的人材の集積などの良好な循環を維持していく必要がある。このため、駅周辺の再開発事業や区画整理事業等、都市の再生を推進する。進めるにあたっては、都市計画の特例制度の活用や金融支援などの誘導施策等、民間の活力による都市機能の再生、高度化を積極的に推進する。

また、鉄軌道交通機関の整備や都市の放射・環状道路及び中枢都市と周辺の都市間を結ぶ格子状骨格道路ネットワークの形成、連続立体交差事業等による踏切対策、交通基盤の充実を推進する。さらに、グローバル・ゲートウェイ機能の強化、産学連携による国際競争力のある産業の形成など、中枢都市としての機能強化を推進する。

あわせて、人材、情報等企業の国際ビジネス等の総合的な支援体制の整備や、平成26年度に仙台市で開催された第3回国連防災世界会議など国際的な学術会議、政府間会議等の開催・誘致のほか、ビジネス、文化、スポーツ、観光等においても東北圏の中枢としての機能強化を図る取組を推進する。

4. 「小さな拠点」の形成による暮らしやすい農山漁村づくり

ゆとりや安らぎのライフスタイルをおくれる環境や有形・無形の伝統文化、地域コミュニティにおける人々の絆等の東北圏の農山漁村が持つ魅力を活かし、交流人口の拡大を図る。また、小学校や旧役場庁舎の周辺に日常生活を支える買い物、医療等の「機能」をコンパクトに集積した「小さな拠点」を形成し、交通と情報通信によるネットワークで周辺を支える。更に、道の駅での農産物販売促進、特産品などによる農山漁村の6次産業化、バイオマスエネルギーの循環利用により、新たな雇用を創出し、活力に満ちた暮らしやすい農山漁村を形成する。また、離島・半島や中山間地等の条件不利地域においては、自然的・社会的諸条件に応じた対応を推進する。

(1) 社会基盤・情報通信基盤整備の推進による「未来型小さな拠点」及びふるさと集落生活圏の形成

農山漁村における生産活動、生活環境の基礎となる農地や下水道、集落排水施設、道路等の生産・生活基盤整備を推進するとともに、各種社会基盤の防災・減災対策を推進する。また、地域交通の維持・充実を図り、周辺都市との相互の連携を深めていく。攻めの機能も有する「小さな拠点」においては、道の駅や農産物の加工施設を活用して地域外から所得を獲得することや、地域内外の住民の交流拠点の役割を果たすほか、雇用を生み出しU I J ターン者の受け皿となることも期待される。さらに、地

域間の情報通信格差を解消するために、情報通信インフラの整備を進めICT環境が整うことで、テレワークやクラウドソーシング¹²⁵の実現、地域特性に応じた遠隔医療、遠隔教育の普及促進が進みワーク・ライフ・バランスの実現や、地方への移住促進を実現する。また、訪日外国人旅行者にも使いやすい公衆無線LANの利用環境整備などの推進や、円滑な人の移動を支援するICT環境の整備など、ICT活用によるストレスフリー社会の実現を目指し、暮らしやすいふるさと集落生活圏としての農山漁村を形成していく。

(2) 田園回帰を契機とした多様な世代による交流人口の拡大

農山漁村のゆとりある居住環境、豊かな自然、美しい景観、伝統文化等を都市住民も含めた圏域全体で享受できるよう、森林セラピー¹²⁶やタラソセラピー¹²⁷のための各種施設やプログラムの整備、マタギや漁師等による現地案内や体験学習、農林水産物の直売などを取り入れることで、東北ブランドが前面に現れるグリーンツーリズムを確立し交流人口を拡大する。青森県南部町では、バーチャルビレッジ「達者村」を開村し、特色ある地域資源を活かして、都市部からの来訪者と地域住民との交流を深め、将来的な長期滞在・定住へと繋げていくための町を挙げた取組が行われている。また、宮城県丸森町では、宿泊施設を備えた滞在型市民農園を整備し、自然に親しむ都市住民を受け入れ、有機農業を体験しながら、地域住民との継続的な交流を行い好評を得ている。東北圏においては、ライフスタイルの多様化や田園回帰の意識の高まりに合わせたグリーンツーリズムの展開や荒廃農地などを活用した滞在型市民農園の整備を促進し、交流人口の拡大による農山漁村の活性化を図るとともに、東北圏の農山漁村が持つ魅力を十分に理解してもらう「田舎探し」の取組やシニア世代を対象とした「元気なうちの田舎暮らし」の促進により、定住や二地域生活・就労や協働人口の拡大に結びつけていく。さらに、子どもによる食や自然、農山漁村についての理解を深めるために、農地や森林、農家民宿や廃校等を教育資源として効果的に活用し、多様な体験活動を促進する。

こうした交流人口拡大のためには、効果的なプロモーションが必要であり、総合的なプラットフォームを整備し、ワンストップサービス¹²⁸やICTを活用した効果的な情報発信を推進する。また、二地域居住者やUIJターン者のための居住環境の整備や就職斡旋の実施、円滑に地域コミュニティへ溶け込むための行政と地域の協働によ

125 企業が主にインターネット等を利用し、不特定多数の人に業務を委託（アウトソーシング）すること。

126 経験的に認識されてきた森林浴による心身への癒し効果を、科学的なデータに基づき客観的に評価し、健康増進やリハビリテーションに活用していこうとするもの。

127 海洋気候の環境の下で、海水、海藻、海泥等を用いて行う海洋療法。

128 一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービスのこと。

る受入体制や雪国での暮らしをサポートする支援制度等の充実を図る。

(3) 多様な地域ネットワークの構築

農山漁村では、今日でも地縁型のコミュニティが根強く残っているものの、高齢化や若年層の都市部への流出とそれに伴う高齢単身世帯の増加などにより、人と人とがふれあう機会が減少し、地域の抱える様々な課題に対し、地域が結集して対処するような動きができていく状況が増加しつつある。

このような状況を転換するため、持続可能なコミュニティの再構築やコミュニティを結束させる潤滑油としての「地域の担い手となる者のネットワーク」の構築を目指す。具体的には、旧来の自治会等の組織に加え、NPOや企業等の多様な主体による協働の取組を推進する。

(4) 条件不利地域への支援

(離島・半島等)

東北圏は、宮城県の大島、牡鹿諸島、浦戸諸島、山形県の飛島、新潟県の粟島、佐渡島の離島地域と津軽、下北、男鹿等の半島地域を有する。これら離島・半島地域は、その地理的特性から、経済的・社会的に不利な条件に置かれている。加えて、地域産業の低迷や人口減少、高齢化の進行等、離島・半島地域を取り巻く状況は、非常に厳しいものとなっている。さらに、災害時には、交通や情報の途絶も懸念される。

一方で、これらの地域は、国指定特別天然記念物トキの生息地域である佐渡島に代表されるように、生物多様性の保全、自然環境の保全、国土の保全等の上で重要な役割を果たしているほか、地域特有の個性や魅力、伝統文化を有し、観光資源ともなっている。特に離島地域は、排他的経済水域を含み国土の保全・管理上の重要な拠点でもある。

このため、都市との交流や連携、グリーンツーリズム等をきっかけとした地域の活性化、航路の維持など、地域の維持・再生に向けた取組を推進する。また、生物多様性の保全に配慮した農林水産業の生産基盤、集落排水施設等の生活基盤、道路、港湾等の交通・情報通信基盤、国土保全施設、医療・福祉・教育体制等の整備及び維持、並びに観光・産業の振興、安定的雇用の確保、自然環境の保全など、それぞれの地域特性に応じた対応を推進し、地域間の対流の促進、居住する者のない離島の増加防止及び離島及び半島における人口の著しい減少の抑制並びに離島における定住の促進などを目的として、自立的、持続的な地域社会を構築していく。

1 (中山間地域など)

中山間地域などは、自然環境の保全や国土の保全などの上で重要な役割を果たしていることから、地域資源を活用した交流人口の拡大による活性化を推進する。また、行政が住民の不安や要望などを継続的に把握し、ケアできるような体制を促進するなど、地域住民に密着したサービスや情報提供の充実に努めた上で、地域の合意の下、必要に応じた公共施設や社会的諸サービスの集約化・複合化を検討する。さらに、日常的に必要な医療、食料品・日用品の販売、金融等の生活サービスを集約した「小さな拠点」の形成と持続可能な公共交通・物流ネットワークの形成によるアクセス・配送手段の確保を図るなど、地域の創意工夫で持続可能な地域運営を行うための仕組みを構築していく。

加えて、地域に根付いていた先祖伝来の農業や漁業等の家業に関連して行われる伝統文化や祭り等の行事の魅力を広く発信し、その継承や地域の発展につなげる。

東北圏における中山間地域は、ほとんどが積雪寒冷地域であり、冬期間の除排雪作業の従事は欠かすことが出来ず、通院・通学・日常の買い物等への支障が生じることも多い。そのため、住民のコンセンサス¹²⁹を前提に春から秋にかけては地元（中山間地）で暮らし、冬期間は近隣の中核都市などで暮らす二地域生活・就労の普及を図り、冬期居住のための居住環境整備を促進する。

また、災害時に孤立するおそれが高い集落の防災力向上に向けた取組を進めるほか、防災面などの理由から集落の移転が必要な場合や、集落住民の自主的な判断で移転を選択する場合には、移転先での住民生活の円滑な再建への支援と移転跡地の国土の保全を推進する。

5. 医療・福祉の充実

暮らしを支える医療や福祉等のサービスを充実するとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた人に優しい地域づくりを推進することで、高齢者や女性の社会参画を促す。また、災害時の緊急医療体制の強化を図ることで、安心して暮らせる圏域を形成する。

(1) 医療サービスの充実と救急対応の向上

(医師確保対策の推進)

東北圏では、深刻な医師不足や医師の偏在により、適切な医療を受けることが困難な状況が生じている。特に、産科・小児科医の不足は、地域で子どもを安心して産み

129 意見の一致。総意。複数人間が合意すること。

育てる上で大きな課題となっている。

このため、国、大学、県が連携し、東北圏における必要な医師数の確保や医学生の養成に努めるとともに、医師の地域医療機関への定着に向けた取組を推進する。

また、医師が不足する地域に対する医師の派遣や医師の確保対策、医師の再雇用、女性医師に対する業務負担の軽減や復帰支援などを推進する。

(地域医療の再編による医療提供体制の構築)

地域で医師が不足している状況下においては、医療サービスの水準を確保することが喫緊の課題であり、国、地方公共団体、大学及び医療機関において、今後の地域医療の再編を早急に検討していく必要がある。

特に、地域の拠点病院とその周辺の病院や診療所の適切な配置と連携の強化及び周辺の病院間の機能分担を前提とした地域医療体制の構築を地域住民の理解を得ながら推進するとともに、通院に必要な地域の交通手段を確保する。

医師不足が顕著な小児科及び精神科等については、拠点病院の強化や開業医の救急外来への参加、助産師の活用などを図る。

へき地・離島医療支援については、大学病院等が画像診断を行う遠隔医療を推進するとともに、救急搬送体制を整備する。

さらに、がん医療や緩和ケア対策の推進に関する取組を重点的に推進する。

(広域的な救急医療ネットワークの構築)

東北圏は、第三次救急医療機関の60分到達圏から外れる地域が多く、救急対応の向上には、地域の医療機関による連携とアクセス整備を行う必要がある。

このため、ICTを活用した広域災害救急医療情報等ネットワークや格子状骨格道路ネットワークの整備などを推進する。

また、救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）や消防防災ヘリコプター等を活用した救急医療体制の構築や救急搬送システムの整備の推進、ヘリポートから救急医療機関へのアクセス道路の整備を図る。

(医療に係る啓発の推進)

深刻な医師不足の状況の中、医師の過重労働が大きな課題となっていることから、不要な時間外受診を減少させるために、地域住民に対し、医療関係の電話相談事業や救急対応のガイドブックの配布等を通じて、病気や怪我の適切な対処方法の普及に努めるとともに、病院へのかかり方や予防医療についての情報を提供し、住民への啓発を推進する。

1
2 (2) 少子高齢化等に対応した福祉サービスの充実

3 (地域の足の確保等の推進)

4 高齢者、要介護者、障害者及び通学児童等の交通弱者の通院、通学及び買い物等の
5 生活を支える地域の足として、地域のニーズに柔軟に対応したコミュニティバス¹³⁰、
6 乗合タクシー、福祉タクシー及びスクールバス等を、地域住民、NPO、バス・タク
7 シー事業者及び市町村等、地域関係者の参画を通じて確保する。

8 子どもや高齢者等が安全に安心して外出できるように、通学路などにおいて、歩道
9 整備・交通事故対策など道路環境整備を推進する。

10
11 (要介護者や高齢者の生活支援サービス等の推進)

12 要介護者等の住み慣れた地域での生活を支えるため、在宅における介護サービスの
13 質と量を確保するとともに、NPOなどの介護支援等在宅介護体制の充実を図り、ま
14 た、老人福祉施設の適切な配置と施設間の連携を推進する。ひとり暮らしの高齢者等
15 が、安心して暮らせるように、高齢者向け住宅の整備を図るとともに、ICTの活用
16 による生活支援を推進する。さらに、生活援助員による日常の生活相談、安否確認、
17 緊急時における連絡等生活支援サービスの活用を推進するとともに、地域住民、町内
18 会、商店会及びNPO等、地域の多様な主体の協働による見守り等の取組を推進する。
19 また、医療・介護の連携の推進を含む「地域包括ケア」の体制づくりに取り組む。

20
21 (3) スマートウェルネス住宅・シティの実現

22 サービス付き高齢者向け住宅や医療・介護・健康、コミュニティ等のサービス拠点
23 施設の整備等により、高齢者、障がい者、子育て世帯等の多様な世代が交流し、安心
24 して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅・シティ」の実現を図る。

25
26 (4) 災害時における医療体制の確保

27 大規模災害時にも機能する医療体制の構築を図る観点から、医療施設の耐震化や医
28 療機器の停電対策を講ずるほか、医薬品や燃料等の確保・備蓄を進めるとともに、災
29 害時に強いクラウドシステム¹³¹を活用した診療情報のバックアップに向けた取組を
30 推進する。また、医療施設間の連携協定や平時における実践的な防災連携訓練を実施

130 地域住民の多様なニーズにきめ細かくに対応する地域密着型バス。

131 従来は手元のコンピュータで管理・利用していたようなソフトウェアやデータなどを、インターネットなどのネットワークを通
じてサービスの形で必要に応じて利用する方式。IT業界ではシステム構成図でネットワークの向こう側を雲（cloud：ク
ラウド）のマークで表す慣習があることから、このように呼ばれる。

し、災害時の医療人材や看護師の育成確保を図る。さらに、災害時における要配慮者の救助体制の確立に向けた関係機関での情報共有を図るとともに、患者の症状に応じた適切な搬送体制を構築する。

(5) 地域医療

要配慮者向けの地域医療や福祉サービスを確保するため、病院、診療所、在宅サービス事業者等の医療情報システムの共有化を図るとともに、医療施設及び訪問看護ステーションの充実を図る。

6. 高齢者や女性等の社会参画による地方の創生

ICT産業を始めとした多様な産業の振興により若者や子育て世帯のU I Jターンの促進に取り組むほか、高齢者や女性の社会参画を推進し、誰もがいきいきと暮らせる圏域を形成する。

(1) ICT産業を始めとした多様な産業の振興によるU I Jターンの促進

近年の若者や女性の「田園回帰」と呼ばれる新たな人の流れといった大都市から地方への人の流れをくみ、地方におけるICT産業を始め、世界最先端の国際科学技術産業の集積による多様な産業の振興などを通じて、若者や子育て世帯を含めたU I Jターンの促進に取り組む。

(2) 多世代循環型地域の構築

企業OBなどの元気な高齢者の社会参加の推進や、先達としてのノウハウの若い世代への還元などを目指した取組を推進する。具体的には、高齢者等が社会参画して活躍できる働き方のための継続雇用制度導入や定年の引上げなどの高齢者の就業支援などを進め、高齢者の希望を実現し、社会に貢献する「生涯現役」の「高齢者参画社会」の実現を目指す。

(3) 女性や若者の活躍を支える体制づくり

(女性の社会参画)

男女がともに仕事と子育てを両立できるように必要な環境整備をすすめ、女性の社会参画を推進するため、家庭、職場、保育が近接するまちづくりや、結婚や出産後も仕事を続けられる休暇制度や勤務制度の導入などによる女性の就業支援を進めるほ

か、ライフスタイルに応じた働き方を選択でき一層柔軟でメリハリをつけた働き方が可能となるようなフレックスタイム制¹³²の導入、場所にとらわれない柔軟な働き方を可能とするテレワークの普及啓発活動等を推進する。

(子育て家庭への支援)

地域の子育て家庭を支援するために、保育所などを活用した地域子育て支援センターやつどいの広場等の子育て支援の拠点整備及び機能の充実を図る。また、これらの取組とあわせて、職場環境の改善、整備や育児等で一旦離職した者への再就職、再就業支援の取組を推進する。さらに、地域社会全体で子育てを支える仕組みを構築し、良好な保育環境を確保するため、多様なニーズに対応する保育サービスを促進する。加えて、学校教育と連携した継続的な子育て支援体制を構築する。

第5節 地域の資源、特性を活かした世界に羽ばたく産業による自立的な圏域の実現

人口減少社会を迎え、産業を支える生産年齢人口は減少を続けており、我が国の産業を取り巻く国際競争環境は厳しさを増している。我が国が経済成長力を高め、国際社会において存在感を発揮していくためには、経済発展が著しいASEAN諸国やインドなどのアジア・ユーラシアダイナミズムを的確に取り込み、産業の国際競争力を強化しなければならない。このため、生産性の向上や持続的なイノベーションの創出のための取組を強力に推進する必要がある。

また、東北圏における少子化や圏域外への人口流出による人口減少の悪循環に待ったをかけるためには、東北圏に魅力ある「しごと」を創り出すことが必要である。圏域には数多くの地域資源が眠っており、地域の持てる力を磨き上げ、潜在力を最大限に発揮すれば、国内のみならず海外マーケットを切り開いていくことも可能である。

東北圏におけるものづくり産業においては、自動車・医療機器・半導体・再生エネルギー・環境リサイクル産業等の世界に誇れる産業が東北圏の経済を牽引しており、一定の産業集積も見られる。

このような産業集積や地域間・産学官等のネットワークの構築などにより、産業クラスター¹³³の形成を促すことに加え、企業誘致の推進や地域産業の振興を図ることにより、経済の活性化に結びつける必要がある。

近年、自動車関連産業の集積にも進展がみられ、産学官の連携による次世代技術の研究開発など、産業クラスターが形成されつつあるほか、医療機器産業も着実な成長

¹³² 1ヶ月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度。

¹³³ 地域的に存在する特定産業の集積。

1 を見ていることから、新規参入促進などによる各種産業の戦略的な集積を図って
2 いく必要がある。

3 一方、産業界においては、廃棄物処理やリサイクル問題等の様々な環境制約に直面
4 し、さらには、中国を始めとする途上国の経済成長等を背景として資源制約も課題と
5 なっている。このため、持続的な経済発展を達成するには、環境制約・資源制約を克
6 服するとともに、環境制約・資源制約を産業の新たな成長要因として活用し、環境産
7 業の振興を図る必要がある。

8 東北圏における、鉱山・製錬所等にこれまで蓄積された優れた技術を活用した、非
9 鉄金属リサイクルの取組も行われており、これらの地域資源を活かして、世界の資源
10 環境制約の克服に資する環境産業の積極的な振興を図る。

11 また、東北圏は、これまでも我が国の産業基盤を支えるエネルギーの安定供給上
12 重要な地域となっており、今後ともエネルギーの安定供給を図るとともに、技術開発
13 を推進する。

14 東北圏における農林水産業は、広い圏土や豊かな自然資源に支えられた重要な産業
15 であるが、他産業と比して従事者の高齢化が進行し、深刻な担い手不足に陥っている。

16 国内有数の食料の大供給地である東北圏の農林水産業の衰退は、国内の安定的な食
17 料供給に多大な影響を及ぼすことが懸念され、我が国の食料安全保障上の重大な脅威
18 であり、食料の安定供給に向け持続可能な農林水産業を構築する必要がある。

19 最近の東アジアの発展に伴う国際観光需要の増大、団塊世代の観光需要の増大、国
20 民のライフスタイルの変化等や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会
21 の開催、全国モデル「道の駅」（東北圏1箇所）や重点「道の駅」等（東北圏7箇所、
22 計画箇所含む）の指定を背景に、観光に対する主要産業としての成長が期待されてい
23 る。

24 加えて、被災地において整備を進める復興祈念公園については、鎮魂の場として、
25 また地域や世代を超えた人々へ、震災の記憶の伝承の場として、修学旅行など教育活
26 動への活用を図るなど、官民を通じた取組を推進する。

27 内外の人々を魅了する東北圏の豊かな自然や食文化、特徴ある祭り、雪文化等を活
28 かし、広域的な連携によって東北圏の成長産業としての観光振興に取組、国内外から
29 多くの人を呼び込むことができる魅力ある『いいな東北』観光交流圏を創り上げる。

30 これらにより、「東北につぼん自立経済圏」を実現する。

31 32 1. 国際競争力を持つ産業群の形成

33 産学官の交流連携を通じ、地域の特性や資源を活かした戦略的な産業の集積や振興
34 などを推進するほか国際先端科学技術産業の集積などにより、国際競争力を持つ産業

群の形成を目指す。

(1) 東北圏のものづくり技術を活かした戦略的な産業振興

産業の活性化を目指し、様々な産業プロジェクトや研究開発が行われてきており、東北圏の企業、大学、研究所、行政機関等と密接に連携した取組が展開されている。

特に、東北地域の成長産業である自動車産業と医療機器産業を牽引役として、地域産業の技術力や生産性を向上させ、競争力強化を図る。さらに、将来に亘って地域経済を成長させていくには、長年のものづくり技術を活かした産業の多様化も重要である。

現在、東北圏域内では、先端科学関連の事業や研究が進められており、それらは、医療、生命科学から新機能の材料、部品の創出、情報・通信、計量・計測、環境・エネルギー分野まで多岐にわたり応用され、新たな産業のイノベーションの創出にもつながるものと期待されており、長期的な視点に立った産業振興を進めていく。

また、産業での競争力強化を支える基盤技術の高度化を図るため、ものづくり中小企業と高度部材・基盤産業の振興を促進する。

さらに、産業の国際競争力を強化するため、東北圏の産業クラスターと海外クラスターとの機能補完・連携によるビジネス機会の拡大等により国際展開を図るとともに、東アジアとの共生・連携を意識した地域の国際化に向けた支援・環境整備などに取り組む。

産業集積の形成にあたっては、地域の特性・強みを活かしつつ、立地環境の整備を図り、戦略的な企業立地を図るとともに、地域の雇用機会の創出、求職者への能力開発の取組等を推進する。

国際核融合¹³⁴エネルギー研究センター、スマートグリッド型¹³⁵の風力発電所、国家石油備蓄基地、原子力施設といったエネルギー関連施設が立地するむつ小川原開発地区については、新たな研究開発機能や知的財産の集積、教育機関の集積に結びつけるとともに、成長産業等の立地展開を推進する。

市場環境の変化に対応した大胆な事業の選択と集中や生産性の向上を目指すほか、国際先端科学技術産業の集積とこれによる雇用の確保・人材の育成を進める。

加えて、国内外の人材確保に資する居住環境・子弟教育のための教育環境の整備を図る。

134 水素のような軽い原子核どうしが融合してより重い原子核に変わる原子核反応。その際、大量のエネルギーを発生する。

135 力の流れを供給側・需要側の両方から制御し、最適化できる送電網。

(2) 自動車産業クラスターの形成

東北圏の自動車産業は、日本の自動車産業を支える拠点に成長しつつあり、その波及効果は物流やサービス業など他産業を含む裾野の広い産業であり、東北圏経済の大きな牽引力となっている。また、自動車の高機能化・電子化の進展に伴い、東北圏においてこれまで培われてきた、優れた基盤技術産業、電気機械産業の集積をベースとして、その役割を担うことが一層期待されている。波及効果を最大限に引き出すためには、地場企業の自動車部品産業への参入の加速化と地場企業の技術力・提案力の更なる向上という好循環を構築する必要がある。

進出企業と地場企業が協力し部品生産から完成車の組立てを域内完結できる生産拠点や、世界に通じる企画開発、構成部品開発が行われる研究開発拠点の形成のため、産学官が連携し自動車産業クラスターの形成を戦略的に展開する必要がある。

また、超高齢化が進む中、交通事故死者の大幅な削減と高齢者が安全・安心に移動するための安全運転支援技術（自動走行システム）の研究・技術開発を、東北圏が担うことを目指す。

さらに、自動車関連産業を支える鋳造・鍛造・切削加工・表面処理等の基盤技術を有している地場企業の振興、長期的視野に立った技術系・技能系人材の育成等を促進する。

(3) 医療機器産業の振興

医療機器産業は、まだ日本の企業の技術力を活かし切れていない分野であり、今後、世界市場での拡大が見込まれる分野である。東北圏においては、医療機器生産額全国第3位の福島県を始め、地域全体としても医療機器の生産額上位に位置し、活用できる資源も多い。

現在、各県において、医工連携の取組が進められており、医療機器産業への参入も徐々に進みつつあるが、これを加速するためには、更に大きな連携の仕組みを構築し、企業同士、企業と大学研究者とのマッチングの機会の拡大、実用化に不可欠な治験・臨床等の機会の拡大を図るなど、現在の課題と機会を踏まえた迅速・的確な対応が必要である。

(4) 環境産業の振興

製造業にとって重要な資源を確保するための手段としてリサイクルの重要性が高まっており、環境産業は経済の持続的成長のためにもその成長が期待されている分野である。また、環境産業は、資源制約や地球温暖化問題、廃棄物・リサイクル問題等の環境制約の課題を解決する取組の一つとしての重要性も高まってきている。さら

に、自動車製品や半導体製品の部品等に使用されている非鉄金属のリサイクル拠点も多く、環境産業への大きなポテンシャルを有している。特に、東北圏では、石炭灰等を活用したセメント工場や製錬工場等のリサイクル産業が多く立地しており、これまでに蓄積された鉱山技術やそれを活かした製錬所とリサイクル事業との融合による継続的な取組が行われてきている。

このため、圏域内のリサイクルポートやエコタウン施設の活用により、リサイクル産業の振興と新規立地を促進するとともに、大学・研究機関と圏域内の関連産業との連携により研究開発機能を強化し、リサイクル原料等の高度利用技術や高品質化技術等の開発を支援することにより、非鉄金属のリサイクルとそれを材料とする各種の部品製造までの一連の良好な循環を目指す。

(5) 地域産業の支援

地域経済の中核を担う地域中小企業が地域資源を活用し、その潜在的な能力を高めることができるよう、地域中小企業の事業環境の向上のための技術の高度化支援による新事業の創出、異分野間の連携支援、販路開拓の支援、資金調達の円滑化等を図る。また、地域中小・ベンチャー企業¹³⁶の独創的な技術や創造的なサービスの供給を活かし、新事業への展開が可能となるような総合的な支援を図る。さらに、厳しい経営環境下にある建設業については、経営基盤の強化に向けた経営改革の取組を促進し、技術と経営に優れた企業が成長できる環境整備を図っていく。

(6) 産学官連携の推進

地域におけるイノベーションが連続的に起こる仕組みにするためには、産学官連携の推進が重要である。東北圏では全国的にも先駆的な産学官連携の取組である「東北インテリジェント・コスモス構想¹³⁷」が昭和62年より行われてきた。近年では慶應義塾大学先端生命科学研究所・山形県産業界・山形県・鶴岡市との連携の下、バイオベンチャーが世界で初めて合成クモ糸繊維開発に成功し産業化するなど、その成果が現れていると考えられる。今後も新産業・新技術・市場創出のための地域における様々なクラスター形成の基盤としての産学官の連携をより一層推進するとともに、研究開発・人材育成等についても取り組みながら、新産業の創出を目指す。

¹³⁶ 新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する研究開発集約的な中小企業。

¹³⁷ 産学官連携・地方の広域連携の先駆けとして、昭和62年に東北の産学官が一体となって提唱した地域開発のための戦略的構想。

(7) 産業を支える社会基盤整備

物流機能の高度化・効率化による産業の国際競争力の強化及び産業の集積を図るため、必要な道路・港湾・空港・鉄道等の物流基盤整備を推進するとともに、その利用を促進することで、グローバル企業がビジネスを効率的に進めるための環境整備を進める。また、圏域内の産業集積地間及び産業集積地と主要な都市、港湾・空港を有機的に結ぶ格子状骨格道路ネットワークやバイパス・環状道路等並びに高速道路利用の促進のためのスマートインターチェンジ等の整備を推進する。さらに、圏域外の消費地を結ぶとともに産業の製品輸出による海外展開を支援するための、物流拠点整備を促進する。

2. 地球に優しいエネルギーの安定供給と世界を先導するエネルギー技術開発の推進

温室効果ガスの発生を押さえ、地球に優しいエネルギーの安定供給を確保するため、再生可能エネルギーや天然ガス等の利用を促進するとともに、火力発電の発電効率向上・低炭素化などの研究開発を加速する。

また、分散型エネルギーである、地域に密着した風力・中小水力・太陽光等の再生可能エネルギーの有効活用は、地域のエネルギー自給率を高め、大規模災害時においても安定的にエネルギー供給が可能なため、強固で自立的な分散型エネルギーシステムの構築を図る必要がある。

(1) エネルギーの安定供給

東日本大震災前の東北圏では、全国の原子力発電所の発電量の約42%¹³⁸を占め、多くを首都圏にも供給するなど、我が国のエネルギー供給において重要な役割を担ってきた。しかし、原子力発電所事故を伴う東日本大震災の発生を受け、再生可能エネルギーの開発・利用の最大限の加速化、省エネルギー・節電対策の抜本的強化、石炭ガス化複合発電や超々臨界圧石炭火力発電等の高効率で環境負荷に最大限配慮した化石燃料の有効活用等発電技術導入の推進などを図る必要がある。

このため、東北圏の特徴である広大な圏土と自然環境を活かしつつ生物多様性への影響に適切に配慮しながら、東北圏において賦存量が多い風力・中小水力・地熱、バイオマス等による発電施設の立地を推進するとともに、被災地で進められている地産地消型のエネルギー供給に向け、太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用もあわせ

138 経済産業省「原子力2008」

た安定供給を目指す。平成24年7月より再生可能エネルギーの固定価格買取制度¹³⁹が導入されたことに伴い、再生可能エネルギー関連産業の集積を促進し、新産業や雇用の創出を図るとともに、災害に強く、地球にも優しい、東北圏の特徴を活かした強固な自立分散型エネルギー圏域の形成を目指す。加えて、生み出された電力を圏域内外に供給するための送電網等のインフラ整備を図る必要がある。

また、東北圏では、秋田県・山形県・新潟県において天然ガスが生産されており、新潟県内パイプライン、東京ー新潟パイプライン、秋田パイプライン、仙台ー新潟パイプラインが整備されている。エネルギーの安定供給や産出される天然ガスを有効活用する観点からも、国内ガス供給インフラ及びエネルギー供給基地・パイプライン等やLNG（液化天然ガス）の輸入基地となる港湾等の整備促進、海外産天然ガス貯蔵における枯渇ガス田の活用を推進する。

エネルギー基本計画（平成26年4月）において、「水素は、安全性確保の必要性はあるものの、利便性・エネルギー効率性・利用段階での温室効果ガスの排出が無いなど、多くの優れた特徴を有している」として、将来の二次エネルギー¹⁴⁰の中核として位置付けられており、「水素社会¹⁴¹」を実現していくため、戦略的にインフラの整備を進めていく。

加えて、温室効果ガスの排出が無く、「エネルギー基本計画（平成26年4月）」において、重要なベースロード電源と位置付けられている原子力発電についても、「原発依存度を可能な限り低減」とするとともに、安全性の確保を大前提とした上で、その活用を図る。あわせて、原子力災害に備えた広域的な避難計画等の作成を進める。

（２）エネルギー技術開発の推進

世界のエネルギー需要は、世界人口の急増と新興国の経済成長によって、大幅な増加が懸念されるところであり、長期的にはエネルギー源の一翼を担う再生可能エネルギー等の開発と普及が極めて重要である。再生可能エネルギー等は、エネルギー自給率の向上や地球温暖化対策に寄与する貴重なエネルギーであるが、一方で出力の不安定性や高コスト等の課題を抱えている。

このため、コスト低減や性能向上等のための技術開発などについて、産学官等が協力して戦略的に取り組む必要がある。

また、新たな海洋資源として、洋上風力、波力、潮流、海流、海洋温度差等、海域

139 再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を国が定める固定価格で一定の期間電気事業者調達を義務づける制度。

140 最終需要家が利用する形態に転換・加工されたエネルギー。

141 水素を主要なエネルギー源として日常生活や産業活動に利活用する社会。

1 において利用可能な再生可能エネルギーを活用するための技術開発や海洋バイオマ
2 スを効率的に利活用する技術開発及び海洋深層水、メタンハイドレート¹⁴²開発やレア
3 アース開発、海底下層部の生命圏の研究を含めた新たな海洋資源の開発に向けた人材
4 及び関連産業の育成や、地元技術の活用に関する取組を重点的に推進する。

5 このほか、産業技術総合研究所「福島再生可能エネルギー研究所」における従来型
6 のシリコン型による薄型太陽電池の開発や、各地において進められている微細藻類の
7 有効活用に向けた研究など、再生可能エネルギー産業の振興に資する技術開発を推進
8 する。

9 また、省エネルギー対策は、エネルギー安定供給確保と地球温暖化防止の両面に資
10 するものであり、加えて省エネルギーに資する機器の開発や関連の投資、新規産業の
11 創出の喚起を通じた経済活性化の効果をもたらすため、環境と経済の両立の実現に資
12 することが期待される。

13 自動車関連産業には、燃費効率の高いハイブリッド車や有害ガスを出さない燃料電
14 池車等の高度な技術が蓄積されており、このような最新技術の研究開発を東北圏が担
15 えるよう、産学官等が連携し基盤整備を促進する。

16 青森県のむつ小川原開発地区は、国際核融合エネルギー研究センター、スマートグ
17 リッド型の風力発電所、国家石油備蓄基地や原子力施設等のエネルギー関連施設が立
18 地するなど、我が国のエネルギー政策上重要な地域となっており、同地区の国際的な
19 研究拠点や原子力関連の人材育成・活用の場としての活動が活発化している。あわせ
20 て、再生可能エネルギーの導入促進にともなう技術的課題解決の場として、各種の実
21 証実験が産学官連携の下に実施されており、我が国が目指す科学技術創造立国の実現
22 に貢献していく。

23 水素は、利用方法次第では高いエネルギー効率、低い環境負荷等の効果が期待され、
24 将来の二次エネルギーの中心的役割を担うことが期待される。

25 水素を本格的に利活用する「水素社会」を実現するためには、社会構造の変革をと
26 もなう大規模な体制整備が必要である。普及が進みつつある家庭用燃料電池や市販が
27 開始された燃料電池車等の普及拡大に向けた取組を推進し、2020年東京オリンピッ
28 ク・パラリンピック競技大会で水素の可能性を世界に発信するなど水素社会の実現に
29 向けて戦略的に取り組む。

30 さらに、EV（電気自動車）リユース蓄電池の活用など電力安定化技術の開発に取り
31 組む。

32 CO₂（二酸化炭素）の回収・貯留技術など、増大する化石燃料消費に対応した環

142 低温高圧の条件下で、水分子の結晶構造の中にメタン分子が取り込まれた氷状の固体物質。

境改善に資する取組を推進する。

3. 東北圏の地域資源を活かした持続可能な「強い農林水産業」の創出

東北圏の地域の基盤となる農林水産業の再生を図るため、農林水産業の構造改革を進め、経営発展に向けた多様な取組を展開する。

(1) 安全で安心できる食を支える農業の振興

東北圏においては、全国と同様に農家数や農家人口の減少と農業従事者の高齢化が進行しており、農業を維持・発展させていくためには、農業の収益力強化の取組を支援するとともに、担い手の育成・確保を図る必要がある。これまでの単なる生産者意識から流通・販売にもかかわる経営者意識への転換、農業の活性化に繋がる他産業との融合・複合化、生産性の向上に結びつく技術開発等に取り組むとともに、農業経営の発展に向けた多様な取組を展開する必要がある。

(担い手の育成・確保)

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向け、認定農業者、認定新規就農者、集落営農に対し、重点的に経営発展に向けた支援を実施する。その際、効率的かつ安定的な農業経営に向けてメリットが多い農業経営の法人化とともに、雇用労働力、農業機械等の経営資源の有効活用、価格変動や自然災害による経営リスクの分散等を図るため、経営の多角化や複合化を推進する。

また、将来に向けて世代間バランスのとれた農業就業構造を実現するためには、青年層の農業就業者を増加させていくことが必要であることから、就農の準備、所得の確保、農業法人などが実施する新規就農者に対する実践研修等を支援するなど、農業の内外からの青年層の新規就農を促進する。加えて、企業の農業参入を促進し、農業界と産業界の連携による地域農業の発展を図る。さらに、女性農業者は地域農業の振興や農業経営の発展、6次産業化の展開に重要な役割を担っていることから、女性農業者が一層活躍できる環境整備を推進する。

(新技術開発の推進)

農業の生産性の向上を図る観点から、省力化や低コスト化、ICTやロボット技術を活用したスマート農業の実現などの取組や、再生可能エネルギー（風力、地熱等）の温熱・電力を利用した農作物の生産、バイオマス資源による発電・飼料等への多角的利用技術の開発・導入等を推進し、新たな生産システムを構築する。

また、生産現場の課題に対応した新技術開発や産学官連携による先端技術等を活用

した質の高い試験研究を促進するとともに、試験研究機関等を活用した東北発の農産物品種開発等の取組を促進する。食の安全・安心に対する消費者の関心も高いことから、品種・産地の偽装を防止し消費者の信頼を確保するための品種・産地判別技術等の技術開発を推進する。また、流通段階においては、農産物の鮮度保持技術や食品の付加価値を高める加工技術の開発などを推進する。

(付加価値向上と輸出等による販路拡大)

日本の食文化である「和食」がユネスコ無形文化遺産へ平成25年12月登録されており、「多様で新鮮な食材・栄養バランス・美しさ・伝統行事とのかかわり」などが評価されたことによるものである。加えて翌年12月には山形県鶴岡市がユネスコの「創造都市ネットワーク（食文化分野）」への加盟が国内で初めて認定されており、東北圏域に伝承される食文化と食材である農産物が世界的に評価されたという証しでもあり、東北圏の豊かな自然から生産される多様で高品質な農産物を、世界に認められた「東北ブランド」として、国内及び海外に向けた販路拡大等の取組を推進する。

(農業生産基盤整備)

農地や農業用水は、農業生産に欠くことのできない基礎的な資源であり、良好な営農条件を支えた農地・農業用水の確保と有効利用を通じて、国内農業の生産性の向上と食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、担い手への農地集積・集約化、生産コストの削減、地域の営農戦略に即した収益性の高い農業経営の実現に資する農地の大区画化、汎用化や畑地かんがい施設の整備を推進する。

また、農業水利施設については老朽化が進行しており、将来にわたって施設の機能を安定的に発揮させるため、施設の点検、機能診断、計画的かつ効率的な補修、更新等により、施設の長寿命化及びライフサイクルコスト¹⁴³の低減を図る。

このほか、農業生産を支えるため、農産物を生産地から消費地に効率的に輸送できる定時性のある格子状骨格道路ネットワーク等や農畜産物等の輸出入に対応した港湾施設等の社会基盤整備を推進する。

さらに、農村の協働力を活かし、集落等の地域共同活動を通じた農地、農業用水等の適切な保全管理を推進する必要がある。

(地産地消等の推進)

学校給食等における地場産農産物を利用した地産地消、生産者の顔が見えて話がで

143 製品や構造物を取得・使用する ために必要な費用の総額。

きる直売所での対面販売、農家レストラン等への参入等直接収入に結びつくような取組を推進する。宮城県の「鳴子の米プロジェクト」に見られるような、地域の多様な主体が支える農業や農産物の直接販売、加工・契約栽培などの取組を推進することにより、持続可能な農業への展開を図る。

(荒廃農地の有効活用)

中山間地域等の生産条件が不利な地域で増加している荒廃農地については、行政・地域・営農組織等による利用計画を策定し、放牧の拡大や新技術を活用した飼料作物の生産の拡大などにより、圏土の有効活用による飼料自給率向上などに向けた取組を推進する。また、食料・飼料の生産・供給と競合しない資源作物栽培や農産物の非食用部等のバイオマスを活用したバイオ燃料等の生産拡大を進める。加えて、適切な管理を続けることが困難な荒廃農地などの低未利用地に植林を行うことで、新たな生産の場としての活用を進める。

(鳥獣による被害防止)

近年、農山漁村における過疎化や高齢化による荒廃農地の増加などに伴い、鳥獣による農林水産業の被害が深刻化し、営農意欲の低下も招いている。このため、効果的な被害防止対策の実施に向けて、市町村や地域の農林漁業者が主体となった被害対策への取組体制の構築を図る必要があることから、生物多様性の確保に留意しつつ、市町村被害防止計画に基づく捕獲及び広域的な進入防止柵の設置その他鳥獣被害防止のための取組を総合的かつ計画的に推進する。また、近年、ニホンジカ・イノシシの生息域が急速に拡大しており、未生息地への侵入・定着や農作物被害の発生が懸念されることから、これらを未然に防止する予防的対策の取組を推進することが重要である。

特に、都市の人材の活用も含めた捕獲従事者の育成・確保や、ICT等を用いた効果的かつ効率的な新技術の開発・普及等捕獲活動を強化する取組を推進することが重要である。

さらに、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣の捕獲等に関しては、今般の鳥獣保護法の一部改正も踏まえ、都道府県等による捕獲等の取組を推進する。

(2) 豊富な森林資源を活かした林業の成長産業化

東北圏は、圏土の約70%を森林が占め、戦後に植林した森林が本格的な利用期となっており、豊富な森林資源を有している。このため、新たな木材需要の創出、国産材の安定的かつ効率的な供給体制の構築並びに再造林、間伐等の森林の適切な整備及び

保全により豊富な森林資源を循環利用し、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図りつつ林業の成長産業化を実現する。

(公共建築物の木造化、木質バイオマスの利用促進等による新たな木材需要の創出)

公共建築物などの木造化や内装等の木質化については、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の趣旨にかんがみ、公共施設等への木材の利用促進に努める。木質バイオマスについては、木質バイオマス発電施設への安定的かつ効率的な供給に向けた取組を行うほか、地域密着型の小規模発電、熱利用などを推進するため、関連施設の整備などを行う。また、木材利用の拡大と木材産業の活性化に向けて、CLT（直交集成板）¹⁴⁴を用いた建築物の一般的な設計法の確立や圏域産材を活用したCLTやLVL（単板積層材）¹⁴⁵の生産体制などの状況を踏まえ、中大規模建築物の木造化などを推進する。また、地域における木造住宅生産体制を強化し、地域材の利用を促進するため、各地域における森林所有者から製材、合板等の工場、工務店等までの連携による家づくりを推進する。さらに、国際的な木材取引においては、森林認証材が標準となりつつあることから、我が国における森林認証の取得促進に向けた取組を推進するほか、丸太のみならず付加価値の高い製材品等木材製品の輸出を促進する。また、合法木材の使用を徹底するなど違法伐採対策の取組を進める。

こうした取組に加えて、木を用いた伝統工芸品等東北圏でこれまでに培われてきた木の文化を見直すとともに、木の良さの普及を図る。

(需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の構築)

国際競争力のある国産材の安定的かつ効率的な供給体制を構築するためには、木材生産及び造林作業の飛躍的な生産性の向上が必要であることから、施業集約化の加速化や、地域に応じた路網¹⁴⁶整備を行うとともに、伐採と地拵え¹⁴⁷の一体化による低コスト造林技術などの導入促進や急傾斜地等での集材における低コストで効率的な作業システムの確立を行う。これらの実施に当たっては、土壌保全等に配慮する。

また、山村では世代交代の際に境界情報が十分に継承されないことなどを背景に境界確認に必要な情報が喪失しつつあるため、山村における地籍整備の効率的な実施等

144 「Cross Laminated Timber (クロス・ラミネイティッド・ティンバー)」の略。欧州で開発された工法。板の層を各層で互いに直交するように積層接着した厚型パネル「直交集成板」のこと。平成25年12月20日に日本農林規格(JAS)制定、平成26年1月19日施行。

145 「Laminated Veneer Lumber (ラミネイティッド・ベニア・ランバー)」の略。製造方法は、ベニアレース又はスライサーと呼ばれる機械で、丸太を切削し単板(厚さ2～4mmの薄板:ベニヤ)にし、乾燥及び欠点のあるものを除去、その後単板の繊維方向に平行に積層接着し製造したもの。

146 森林内にある公道、林道及び森林作業道の総称、又はそれらを適切に組み合わせたもの。

147 苗木を植栽する前に、雑草やかん木、伐採した木の枝などを片付けて整地する作業。

1 に取り組む。

2 さらに、ICTの活用による森林資源の把握や生産・流通システムの構築、住宅メ
3 ーカーなどの需要に対応した木材の加工や流通施設の整備、民有林材と国有林材の協
4 調出荷などを推進する。

5 加えて、森林の多面的機能の維持・向上のため、適切な整備及び保全を進めるとと
6 もに、森林資源の循環利用を進める上で必要な再造林を効率的かつ確実に実施するた
7 め、コンテナ苗の利用などの低コスト化技術の確立と普及に努める。

9 (美しい森林づくりの推進)

10 森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、
11 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や、木材などの林産物の供給源として地域
12 の経済活動に深く結びつくなど、我が国が有する貴重な再生可能資源である。その恩
13 恵を享受しながら、次世代に美しい森林を引き継いでいくためには、森林を適正に整
14 備及び保全することが必要である。また、林業は、適切な生産活動を通じて、森林の
15 有する多面的機能の発揮や山村地域における雇用の創出に大きな役割を果たしてい
16 る。このため、森林所有者、国、地方自治体等がそれぞれの役割を果たすとともに、
17 多様で健全な森林の整備及び保全を進め、美しい森林を次世代に引き継ぐ。

19 (人材の育成・確保)

20 林業の成長産業化に向けた取組には人材の育成が必要であることから、市町村、森
21 林所有者等への指導等を実施するフォレスター¹⁴⁸の育成や、森林所有者に対し施業集
22 約化への提案を行う森林施業プランナーの実践力向上及び森林作業道作設オペレー
23 ターなどの現場技能者の育成を強化する。

25 (山村の活力向上)

26 山村は、森林を支える基盤であり、これに由来する我が国固有の文化の発信源でも
27 あることを踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮のため、森林や林業にかかわる
28 人々が山村に定住し、林業生産活動、日常的な見回り等の管理活動を行うことが重要
29 である。このため、山村の主要産業である林業の成長産業化を進めるほか、地域特産
30 物の振興などによる山村の就業機会の増大、里山林など山村固有の未利用資源の活
31 用、都市と山村の対流などを推進する。

148 森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村等への技術的支援を的確に実施する森林総合監理士。

(3) 豊かな海を守り育てる水産業の振興

(担い手の育成・確保)

競争力のある経営体の育成・確保のため、様々なノウハウを有する異業種事業者との連携を深め、或いは新規就業・新規参入を促進し意欲的な人材の確保を図るとともに、水産高校等と協働して水産業を支える人材育成の取組や就業希望者への就業情報の提供などのサポート体制を整備し、後継者等の確保を図る。

(資源の回復・管理の推進)

資源の合理的利用を図るため、漁獲可能量・漁獲努力可能量制限の活用による資源管理、ハタハタに代表されるような休漁・漁獲制限に関する取組や違反操業の監視・取締りのための対策を強化する。また、大間のマグロや気仙沼のフカヒレ等に見られるように水産物のブランド化を図るとともに、ホタテガイ、カキ、ワカメの養殖、ヒラメの栽培漁業やサケ・マスふ化放流事業等を推進する。

(付加価値向上と輸出等による販路拡大)

販売ニーズや産地情報の共有化、学校、病院、介護施設などの個別のニーズの的確な把握とともに、「ファストフィッシュ¹⁴⁹」商品の選定など水産物の消費拡大に取り組み、他産業と連携による付加価値の高い商品開発を行い、販路の創出・拡大をするとともに、水産物の積極的な輸出展開を図る。

(生活環境の向上と基盤整備)

漁村における污水处理施設・情報通信施設等の生活環境の向上を図る。また、漁港施設の充実と漁場環境整備を推進するとともに、水産物の海上輸送に対応した港湾施設や水産物を生産地から消費地に効率的に運ぶことができる速達性のある格子状骨格道路ネットワーク等の社会基盤整備を推進する。

(4) 他産業との融合による新たな雇用の創出

農林水産業の競争力を強化する観点から、工学・農学・林学・水産学・医学等の分野の先端技術の融合により、農林水産物が有する特性を活かした機能性食品等の商品化を推進するとともに、食品産業・農業・関連業種等の連携を推進し、産学官や異業種の交流によって地域経済の活性化や新技術開発、企業ノウハウやICTを活用した

149 手軽・気軽においしく水産物を食べること及びそれを可能にする商品や食べ方のこと。

生産・流通システムの高度化を促進する。成長する海外の市場獲得に向けた輸出促進や医福食農連携や、農山漁村における食品産業・観光産業等と一体となった農林水産業の6次産業化など他産業との連携による農林水産業の収益力向上をめざし、特に惣菜・弁当等の中食産業や外食産業等の加工業務用需要との連携などの「地域内経済ネットワークの取組」を促進する。今後、国内外で観光需要の増加が見込まれており、域内での追加的な消費の形で域外から所得を稼得するとともに、地域産品の新たな域外展開への足がかりとなる観光も重要な産業分野である。このため、地域の個性を活かし、特色ある自然環境や景観、海洋資源、文化財や歴史的街並み、温かみのある農山漁村、そして魅力ある食文化・伝統文化等を組合せ、「見る物、食べ物、買い物」の複合的な魅力を創出することにより、内外からの観光客を力強く地域に呼び込み、地域における交流人口の拡大と旅行消費の増大、雇用の創出を図る。

農林水産物の地産地消の取組のほか、農林水産物の付加価値を高める農林漁業者自らによる加工、直売や、観光業者と連携した観光農園、農林漁家民宿などの6次産業化への取組を支援する。また、地域に存在する、木質、家畜排せつ物、食品廃棄物等のバイオマス、水、土地等の資源を活用したバイオマス発電、小水力発電、太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用するなど、地域の農林水産業の健全な発展に資する取組を促進する。

林業が基幹産業である地域では、間伐材や端材の効果的な活用としてバイオマス熱を木材産業や農業、公共施設に役立てるほか、地元企業によるバイオマス発電事業の参入や、新たなバイオマス産業の創出といった循環型社会形成に向けた先進的な取組への展開を目指すなど、木材利用の拡大と木材産業の活性化に向けて、CLTやLVLといった地域材を用いた製品開発や販路の開拓といった、地域内循環による地場産業の創出を図る。こうした農業の6次産業化や林業の成長産業化を通じ、人口減少が進展する農山漁村などに産業と雇用を生み出し、地方創生を実現する。

更に魅力ある地域産業の形成のためには、まず地域資源などの魅力について再認識し、最大限活かすことによって、付加価値の向上を図ることが重要である。例えば、観光資源、農林水産品などの地域資源を基にしてストーリー性やテーマ性を持たせるなど付加価値を高めた商品を開発し、海外を含めた地域外へと発信することや、畜産クラスターの構築などによる畜産物のブランド力強化、農家とレストランとのタイアップによる地場野菜のプレミアム化など、地域資源が持つ価値を、地域の創意工夫によって最大限引き出して魅力を高める取組を推進する。その際、地域外などの目利き人材、経営・企画力のある人材等を活用することで、地域ブランドの構築、新商品開発、異分野への進出などを更に推進する。

4. 東北圏ならではの地域資源を活かした観光交流と滞在人口の拡大

東北圏が豊富に有する自然や歴史・文化、食等の多様な地域資源を再発見し、効果的な利活用を図ることにより、新たな価値観やライフスタイル等に対応した特色のある観光地域づくりを展開する。また、東北圏が一体となって、国内外のマーケット分析に基づいたプロモーション活動を強化するとともに、圏域外にもわたる広域連携・広域観光ルートの設定による相互交流の拡大、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や、全国モデル「道の駅」及び重点「道の駅」等の活用や北海道新幹線の開業を契機とした東北各地における各種の観光キャンペーンの展開など、国内外から多くの人を呼び込むことができる魅力ある観光交流圏を創り上げることで、観光交流と滞在人口の拡大による東北圏の活性化を図っていく。

加えて、震災の鎮魂と記憶の伝承の場である復興祈念公園の活用により、圏域内外との交流を促進する。

(1) 地域資源の再発見と利活用の推進及び「田舎磨き」による新たな価値観への対応 (地域住民等による地域資源の再発見と利活用)

東北圏は、世界自然遺産白神山地のブナ天然林や、国立公園の自然環境等に代表される自然資源を豊富に有しているほか、温泉地の数は全国で最も多く、世界文化遺産の平泉に代表される歴史資源や文化資源も豊富に有しているにもかかわらず、地域がその価値を認識していない場合や資源を活かした景観等の形成が十分でない場合がある。これらの資源を観光に利活用していくため、観光関係者や地域住民を始めとした官民が一体となって自ら地域の魅力を再発見、再認識し、観光地の魅力づくりに繋げていく取組を促進する。また、北海道・北東北縄文遺跡群などの世界遺産登録に向けた取組を通じた歴史的な文化遺産等の保存・継承の取組を推進する。

街道、まちなみ、農山漁村等の景観や日本の近代化に貢献した文化遺産を活用した地域づくりのほか、八戸三社大祭、角館祭り、土崎神明社祭、花輪祭、新庄まつりの「山・鉾・屋台行事」などのユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組を通じた歴史的祭礼行事の次代への継承や、五所川原の立佞武多のように地域の歴史伝統を市民の力で復活させ、新たな観光に活かすなど、地域住民の協力を得て地域全体で取り組む美しい魅力ある観光地づくりを推進する。

(ニューツーリズムへの対応)

旅行形態は団体旅行から変化しており、家族、友人、知人等の少人数グループ化、

体験型・交流型旅行のニーズの高まり等を踏まえ、地域の自然と食と温泉等を組合せたニューツーリズム（ヘルスツーリズム¹⁵⁰、グリーンツーリズム、エコツーリズム、リバーツーリズム¹⁵¹、ジオツーリズム¹⁵²、産業観光、文化観光等）の創出や受け皿づくりの取組を推進する。

全国・海外にブランドとして高い評価を得ている東北圏の食材を活かした郷土の食や自然、歴史、温泉等、東北圏の特色ある地域資源を組合せて活用した取組を推進する。

（２）アジアを中心とした国際観光及びビジネス需要の取り込みの推進

アジアをターゲットとして成熟した旅行者層や富裕層への積極的なアプローチを行い、国際観光需要の取り込みを目指す。

また、企業等の会議や研修旅行及びMICE¹⁵³等の誘致や開催の促進など、ビジネス需要の取り込みを推進する。

加えて、拠点となる仙台空港のLCC（格安航空会社）導入促進や圏域連携によるチャーター便の集約化と圏域内への回遊創出、北東北3県及び北海道による広域観光戦略について、新たに南東北との有機的な融合によるインバウンドの取組を推進し、地域連携による広域観光ルートの形成に取り組む。

（３）広域連携による観光プロモーション・情報発信の強化

東北圏観光の知名度の向上や観光客の誘致推進等を目的とした東北観光推進機構を活用し、国内外のマーケット分析に基づいた観光情報の発信・提供や「日本・東北（TREASURELAND）フェニックス」マークによる東北圏観光の知名度・認知度の向上を図り、ビジット・ジャパン事業¹⁵⁴と連携した海外の一般消費者や旅行関係者への効果的なPR・プロモーション活動などを東北圏一体で連携しながら推進し「東北ブランド」として発信していく。また、地域資源や地場製品の魅力を高めるためには、機能面での向上だけでなく、人間の感性を重視した新しい価値を提示することが有効であるが、この新しい価値の創造には文化が重要な役割を担うことが期待で

150 自然豊かな地域を訪れ、そこにある自然、温泉や身体に優しい料理を味わい、心身ともに癒され、健康を回復・増進・保持する観光形態。

151 川を活かした新しい観光形態。

152 地質及び地形や景観、風土、歴史、生活文化など地質に密接に関連する領域を切り口として整備されたジオパークにおいて、「自然と人間（暮らし）との関わり」をテーマに訪れた人々が知的感動、楽しみ等を味わい、しかも将来に向けての環境保全の大切さを胸に刻むことのできるツアーの形態。

153 多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

154 訪日外国人旅行者数を将来的に3,000万人とすることを目標として、中国を始めとする東アジア諸国（中国、韓国、台湾、香港）及び米国を当面の最重点市場（5大市場）と位置づけ、PDCAサイクルを活用しながら効果的・効率的な海外プロモーションを展開する施策。

きる。地域が育んだ文化を深く理解し、新しい価値の創造につなげることができる人材育成を進めるなど、文化を産業面で活かす視点も重要である。特に、地域の魅力を伝える放送コンテンツ等の製作や現地化（字幕付等）、継続的な発信活動等に対する支援を行い、放送コンテンツ等の海外展開を促進することで、観光プロモーションや情報発信の強化を図っていく。

東北圏の四季、歴史等のテーマ性やストーリー性を活かし、一連の魅力ある観光地を交通アクセスを含めてネットワーク化し、外国人の滞在日数に見合った広域観光周遊ルートとして、平成27年6月に広域観光周遊ルート「日本の奥の院・東北探訪ルート」が認定されたことから、これを活用して海外への積極的な情報発信を行う。

（４）外国人を含む来訪者の受入環境整備・充実 （来訪者の満足度向上のための観光基盤等の整備）

来訪者の満足度向上を図るため、スマートフォンアプリ等を活用した観光情報の提供、地元ボランティア等による観光案内の推進、観光案内看板、観光案内所、観光地内のトイレの整備を推進する。

歴史的なまちなみや建物・庭園・城趾等の整備、案内表示、幅広歩道や無電柱化等による景観の向上、景観を乱す商業看板等の規制、観光地を散策できるフットパス（散策路）の整備、川とまちが近接し、河川利用が盛んな地域での川辺の拠点等、訪れる人々にうるおいを与える親水空間の整備、堤防緑化等の充実や、活力ある地域づくりを促進するための場となる道の駅、みなとオアシス、空港旅客ターミナル等において、来訪者の満足度向上に資する取組や整備を推進する。

海や港の景観、歴史的資産や伝統文化に加え、新鮮な海産物等を提供できる観光資源としての側面を持つ港において、その特性を活かしたまちづくり等を推進する。近年増加しているクルーズ船の寄港は、乗客と地元市民の交流による地域の活性化など、地域にもたらされる効果も大きいことから、誘致に積極的に取り組む。

加えて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会での外国選手団の事前合宿の誘致などを踏まえた必要な受入基盤整備を進める。また、広域での周遊観光を促進するため、複数の交通機関を相互利用できる周遊型乗車券を開発し、来訪者が東北圏の観光地等を円滑に移動できるための環境を整備する。

また、北海道新幹線の開通をにらんだニューツーリズムの発掘に向けた北海道との連携や官民一体となった取組を進める。

（心のこもったおもてなしの提供と人材育成）

来訪者を迎えるにあたってはおもてなしの心が重要であることから、宿泊施設等観

光施設を始め、交通事業者、地域住民等に至るまで、東北圏ならではの心のこもったサービスの提供を促進する。

観光を支える人材を育成する高等教育機関を充実するとともに、産学官、NPO（非営利活動団体）等の観光を支える人材や、圏域を訪れる観光旅行者に対する案内や紹介に貢献するボランティアガイドの育成を推進する。

歴史資源や文化資源を次世代へ継承し、かつ、観光客に対してその価値を伝える人材確保や人材育成のためにご当地検定制度を促進する。

（外国人旅行者が旅行しやすい環境整備）

今後、国際観光客の増大が見込まれることから、外国人観光客が旅行しやすい環境を整備する。特に、言語面での障壁を取り除くため、ビジットジャパン案内所等外客対応能力の備わった観光案内施設の整備、通訳ガイドの育成、交通・観光施設における表示やアナウンスの多言語化を推進する。

（来訪者の交通手段の充実）

東北圏は、広大な面積を有し観光地間の距離が長いことから、来訪者の利便性向上のために鉄道や道路の高速交通体系が重要となる。冬期は積雪や暴風により交通確保が困難となる箇所が多いことから、二次交通や代替交通の確保も含めた高速交通体系のネットワーク化は、東北圏の観光振興にとって重要である。

他圏域等との交流・連携を促進するため、新幹線、高速道路、東北圏までの長距離移動を快適に過ごせるフェリーの活用を推進する。また、東北圏への直接のアクセス改善のため、LCCの就航誘致を含めた航空路線の充実を図る。

東北圏の移動の円滑化を支援する道路交通ネットワークの整備・活用、目的地において周囲の環境、景観に配慮した駐車場の確保等を推進するとともに、圏域内の拠点空港・駅等から目的地である観光地までのバス、タクシー、レンタカー、船等による移動手段の確保とその利用促進を図る。あわせて、来訪者が観光地間を円滑に移動できるように、共通フリーキップやICカード¹⁵⁵乗車券の導入・拡充等を推進する。

（クルーズ需要の増加に対応したハード・ソフト両面の受入環境整備）

東北圏内の港湾へのクルーズ船の寄港数は近年増加傾向にあり、これらクルーズ需要の増加に対応した受入環境整備が求められており、クルーズ船が寄港可能な岸壁の

¹⁵⁵ 「integrated circuit card; ICC」の略。情報（データ）の記録や演算をするために集積回路（IC）を組み込んだカードのこと。国際的にはスマートカード（smart card）やチップカード（chip card）とも呼ばれ、日本では、特に演算処理機能を持つものをスマートカードと呼ぶ。

整備や外国人観光客に対応した案内表記の多言語化などといったハード・ソフト両面からの環境整備を推進する。

(5) 観光の振興による雇用の創出

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした外国人を含む観光誘客の拡大や、全国モデル「道の駅」に選定された「遠野風の丘（岩手県）」やそのほか重点「道の駅」等（東北圏7箇所、計画箇所含む）を核とした広域観光の促進など、観光振興による雇用拡大を目指す。

復興祈念公園の修学旅行等への活用により、来訪者への学習機会の提供とともに震災の記憶を伝える地元人材の育成を目指す。

第6節 交流・連携機能の強化による世界と対流する圏域の実現

グローバル化がますます進展する中で東北圏が自立的に発展していくには、地域資源を最大限活用し、国際競争力がある農水産品を始めとする商品や新技術、新サービスを提供し続け、新たな価値を発信していくことで世界と対流し、国際社会の中で存在感を発揮していくことが求められる。

そのためには、経済や環境・リサイクル・エネルギー分野での連携関係の構築、経済交流・観光交流における地域連携の強化、これらの交流・連携を支える交通・情報ネットワークの総合的な整備と人材育成等、アジア・ユーラシアダイナミズムを的確に取り入れながら、世界との結びつきを強化する必要がある。

また、東北圏の地勢や気象条件によって制約されている都市間の連携や交流を活発にするため、生活圈域相互を連絡する高速交通体系を有機的に連結整備していくとともに、ICTの利活用を促進し、快適な生活を支える総合的かつスマートなネットワークを形成することが重要である。

特に東北圏は、日本海と太平洋の双方に面していることから、日本海・太平洋の2面を活用できる地理的特性を有しており、また、圏土の東西距離が短く、太平洋・日本海を短時間で繋ぐことができるとともに、津軽海峡に接しており東アジアと北米の結節点となり得る地理的特性を有している。日本海・太平洋の2面をフルに活用した国際物流機能、国際交流機能の高度化・効率化により、東アジア、北米との国際交流・連携活動の拠点として、多面的な価値を提供できる場の形成を図ることで、世界とのヒト、モノ、カネ、情報の対流により発展する東北圏の形成を目指す。

このため、圏域内の中核都市であり、コンベンション施設¹⁵⁶等の国際交流基盤が既

¹⁵⁶ 国際会議等、大規模な会議や見本市を開催できる設備を備えた施設をいう。

に一定の集積を有する仙台市・新潟市における国際的な都市機能の更なる充実を促進する。

また、圏域内の港湾及び空港の整備・活用によるグローバル・ゲートウェイの機能強化と合わせ、それを支える道路及び鉄道の整備により高速交通交流圏を形成するとともに、他圏域とも連携し、広域的かつ複数の交通体系の連携強化による世界に開かれた圏域を実現する。

1. 「日本海・太平洋2面活用型国土」の形成

海外との交流・連携の促進や国際競争力の強化による東北圏全体の活性化を図るため、世界に開かれたグローバル・ネットワークを構築するとともに、物流需要を的確に見定めつつ、グローバル・ゲートウェイとしての港湾や空港等の機能を強化し、国際物流機能や国際的な業務を支援する機能の高度化と戦略的・効率的な国際物流の実現により、東北圏が国際交流・連携活動の拠点となる日本海・太平洋2面活用型国土の形成を促進する。

(1) グローバル・ネットワークの構築

東北圏が東アジアと北米の交流拠点となり、アジア・ユーラシアダイナミズムを取り込みながら一体的に成長していくため、グローバル拠点間の広域的な連携により、各地域と北米や日本海対岸諸国を結びグローバル・ネットワークの構築を推進する。

(国際海上輸送ネットワークの充実)

港湾については、日本海側と太平洋側と津軽海峡それぞれの強みや個性を活かした海上輸送ネットワークを形成する。

太平洋側港湾においては、京浜港と近接するメリットを活かして、国際コンテナ戦略港湾の京浜港へのフィーダー輸送¹⁵⁷を拡大・進展させ、北米、欧州等の世界とのつながりを強化する。

北米航路については、東アジアの中でも北米に距離が近いという地理的近接性を活かし、航路の充実を図る。

日本海対岸諸国との間では、東北圏の地理的近接性を活かして、国際コンテナ定期航路等の利用を促進していく。今後、さらなる日本海対岸諸国との交流拡大を目指し、中国東北部と日本を結ぶ日本海横断航路の利用促進やコンテナ、RORO船¹⁵⁸、フェ

157 コンテナ船は輸送効率向上のため、特定の主要港湾に寄港し、主要港湾以外で発生する貨物は主要港湾で積替輸送されており、主要港湾と寄港しない港湾との間の内航船、自動車、鉄道等による支線輸送を指す。

158 ROLL-ON/ROLL-OFF船の略で、貨物をトラックトレーラに積載したまま、岸壁から船舶に積み込み、又は船舶か

リーなどあらゆる輸送形態の可能性を含めた航路開設に向けた取組を推進する。

また、ロシアとの間では、極東ロシアと欧州を結ぶシベリアランドブリッジ¹⁵⁹へ接続する日本海横断航路の開設による国際複合一貫輸送（シーアンドレール）¹⁶⁰の実現を目指す。

国際貿易航路の新たな選択肢である北極海航路については、貨物輸送量が増加傾向にあることやアジア・北米航路のコンテナ船の約3割¹⁶¹が津軽海峡を航行するという地理的優位性があることから、東北圏としても利活用にむけた検討を行う。

9 (国際航空輸送ネットワークの充実)

空港については、観光・ビジネス等の人的交流の促進を図るため、東北圏の各地域が連携し集客力を高め、国際航空ネットワークの利用を推進する。また、定期路線開設を目指した国際チャーター便の就航を促進するとともに、今後急速な発展が見込まれるLCC（格安航空会社）の参入を促進することなどにより国際定期航空路線の充実を図る。また、国際航空貨物輸送ネットワークの拡大を図るため、地上集配と航空運送を一括で担い輸送時間の短縮サービスを提供する企業の誘致を検討するなど、戦略的な施策を行う。

18 (グローバル化を支える国内ネットワークの整備)

港湾・空港と物流拠点間や太平洋と日本海のグローバル・ゲートウェイを効率的に結ぶために、格子状骨格道路ネットワークの整備を推進する。

22 (2) グローバル・ゲートウェイの機能強化

23 (グローバル拠点機能の整備)

政令指定都市として、既に一定程度の人口や産業、都市機能等を有する仙台市と新潟市においては、近隣市町村と連携を図り、東北圏の発展を支える広域的なグローバル拠点としての機能の充実・強化を図る。そのため、産業、観光、文化等地域の強みも踏まえながら、港湾や空港の機能強化や基盤整備、ビジネス等における国際的な業務を支援する機能の強化等のグローバル拠点機能の整備を図る。東北圏のほかの主要地域においても、その特性を踏まえたグローバル拠点として積極的な整備を図る。

ら岸壁に積み卸す荷役が可能な船舶。

159 シベリア鉄道を中心に鉄道・船舶・トラックを利用した日本・アジアと欧州・中近東・中央アジアを結ぶ輸送ルートを指す。

160 貨船やトラック、鉄道などの複数の輸送手段を組み合わせることであり、シーアンドレールとは海上輸送と鉄道輸送を活用した複合一貫輸送のこと。

161 赤倉康寛、竹村慎治「北東アジア-北米コンテナ航路の日本近海における通航海域の把握・分析」

1 (港湾・空港の利便性と効率性の向上)

2 東北圏のグローバル・ゲートウェイである港湾・空港については、圏域内外の各地
3 域が広域的に活用することにより、集荷力・集客力を高め、利便性と効率性の向上を
4 図る。

5 港湾においては、コンテナ物流機能の強化に向けて、ダイレクト航路や国際フィー
6 ダー航路など、多様な輸送ニーズに対応した物流機能強化に取り組む。また、臨海部
7 に多く立地する金属製錬等の基礎素材型産業や火力発電等のエネルギー産業の物流
8 コスト低減や輸送の効率化を図るため、バルク貨物船¹⁶²の大型化等に対応した国際物
9 流ターミナルの整備や臨海部産業エリアの形成へ向けた取組を推進する。

10 また、物流の定時性・安全性・信頼性を確保するため、防波堤等の整備と航路・泊
11 地の増深、維持や浚渫土砂等の処分場の整備を図るとともに、港湾へのアクセス機能
12 の向上を図る。さらに、クルーズ需要の増加に対応するため、クルーズ船の寄港を受
13 け入れるための港湾機能の充実を図る。

14 空港においては、LCCの参入促進、アクセス機能の向上、ユニバーサルデザイン
15 の推進及び航空需要開拓などにより、利用拡大と航空路線の充実を促進するととも
16 に、長期的な視点から、引き続き、航空・空港の利用促進などの施策を推進し、適正
17 な航空会社間の競争による多様な運賃設定での航空機利用が可能となるよう環境の
18 整備に努める。

19 なお、国管理空港において、民間能力の活用や航空系事業と非航空系事業の一体的
20 経営を通じた空港経営改革を推進することとし、仙台空港については、民間事業者
21 より、平成28年2月にターミナルビル事業を、平成28年7月に滑走路の維持管理等
22 を含めた全ての事業を開始する予定としている。

24 (国際的な業務を支援する機能の高度化推進)

25 東アジア等との国際分業や人的交流等緊密な関係を構築するため、主要都市におい
26 ては、地域の特性に合わせた都市機能の強化による国際化を促進するとともに、仙台
27 市・新潟市において、国際ビジネスのサポート強化と、MICEの誘致に必要な国際
28 的な業務を支援する機能の高度化を推進する。

29 国際協調の下、国際犯罪等を防ぐため、国際航海船舶が利用する岸壁や停泊地等の
30 港湾施設において、国際条約¹⁶³に対応した保安対策の向上・強化を推進する。また、
31 空港・航空サービスの安全の確保を図るため、定時性及び効率性に配慮しながら、搭

162 穀物、塩、石炭、鉱石等のように、粉粒体のまま包装せずに積み込まれる（ばら積み）貨物を運ぶ船。

163 海上人命安全（SOLAS）条約に対応した国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律。

乗旅客及び機内持ち込み手荷物検査、航空貨物検査等の適切な実施を確保する。

(3) 戦略的・効率的な国際物流の実現と推進体制の充実

圏域内企業の物流コスト低減による国際競争力の強化を図るため、圏域内の港湾・空港利用を促進する必要がある。このため、他圏域の港湾・空港を利用する荷主や新たに輸出入を始める荷主に対し、圏域内の港湾・空港利用につながる効果的な利用促進活動を展開する。また、LCL（小口混載）貨物輸送の利用促進に取り組むとともに、圏域内における輸出入貨物の拡大などを図るため、内陸部の物流拠点として機能するインランドデポ¹⁶⁴の利活用を促進する。

特に、港湾においては、増大する近海・アジア方面貨物の圏域内港利用を促進するとともに、コンテナのラウンドユース（空コンテナの融通）、企業間連携による輸送の共同化などに取り組む。空港においては、旅客便貨物室（ベリースペース）の活用や貨物専用機（フレーター機）就航による貨物量増加を地域として目指す。

加えて、国際競争力のある物流拠点の形成に向けて、原材料の調達から製造・販売までの物の流れを合理化した高度な物流機能（ロジスティクス機能）の充実・強化を目指した取組を推進する。このほか、産学官が連携した「国際物流戦略チーム」等において、圏域内港湾・空港の利用による、戦略的・効率的な国際物流の実現に向けた検討を実施していく。

(4) スーパー・メガリージョンとの連携

リニア中央新幹線の開業は計画期間後となるが、この整備により、三大都市圏がそれぞれの特色を発揮しつつ一体化し、世界からヒト、モノ、カネ、情報を引き付け、世界を先導するスーパー・メガリージョンの形成が期待される。東北圏においては、スーパー・メガリージョンの形成を見据え、国際物流や資源輸入など強みを発揮できる分野での連携を深め、新たなビジネスチャンスの取り込みと、相乗効果による発展を目指す。

2. 高速交通交流圏の形成

広大な圏土の中に山脈や峠により都市が分散した構造となっている東北圏において、持続可能な圏域を構築していくため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした訪日外国人の東北圏への呼び込みも視野に入れ、四季を通じた

¹⁶⁴ 内陸地に設けられた保税上屋（内陸通関拠点）のことで、通常港で行う業務をここで行うことができ経費の節減、手続きの迅速化が図れる。

1 定時性や速達性を備えた日本海側と太平洋側の連携による国際競争力のある東北圏
2 形成のための高速交通交流圏を形成する。

3 そのため、冬期の厳しい気象条件や険しい地形を克服するとともに、圏域内外の主
4 要都市・拠点施設等を短時間で結び、地域間の広域連携・産業経済・圏民生活等を支
5 援する高速交通ネットワークの効率的・効果的な構築や空港機能の強化を図る。

7 (1) 格子状骨格道路ネットワークの整備と効率的活用

8 東北圏においては、平均都市間距離が全国平均に比べ長く、奥羽山脈・出羽山地等
9 の南北に並走する縦3列の脊梁山脈や多くの峠を有するほか、圏域のほとんどが豪雪
10 地帯に指定されているなど、東北圏特有の地勢や冬期間を含めた厳しい自然環境等が
11 都市の連携や交流を阻害する要因となっており、圏域内外の交流や人々の暮らしに大
12 きな影響を与えている。こうした状況を解決するためには、高規格幹線道路や地域高
13 規格道路から構成される格子状骨格道路がネットワークとして整備されていること
14 が必要不可欠である。しかしながら、現在の整備状況は、未整備区間が存在し、ネッ
15 トワークとして未完成な状況となっている。投資効果を最大限発揮するため、ミッシ
16 ングリンクの解消等を進め、日本海側と太平洋側が連携した格子状骨格道路ネットワ
17 ークの強化を図る。

19 (医療及び産業を支える格子状骨格道路ネットワーク整備の推進)

20 深刻な医療問題を抱える東北圏の地域医療体制を充実させるため、患者を医療施設
21 へ搬送するための速達性のある確実な道路ネットワークや救急車退出路等、命を守る
22 道路の整備を推進する。また、豊富で新鮮な食材を圏域内外へ安定供給するため、生
23 産地から消費地を結ぶ、定時性・速達性・安全性の高い道路ネットワークの整備を推
24 進する。さらに、近接する東アジアの経済成長を活かし、環日本海ひいては東北圏全
25 体の国際競争力を高め、東北圏の経済の発展や広域的な地域づくりの推進につなげる
26 ため、距離・峠・雪を克服し、圏域の産業活動の動脈となるサービス水準の高い格子
27 状骨格道路ネットワークの整備を推進する。

29 (既存ネットワークの効率的活用)

30 格子状骨格道路ネットワーク等を効率的に活用し、交通の円滑化・事故削減・経済
31 の活性化・圏民生活の利便性向上・環境改善等のため、ICT等の技術を活かしつつ、
32 今ある道路をもっと賢く使う取組により、地域の課題を効率的に克服する。

（２）高速鉄道ネットワークの形成

東北新幹線は東海道新幹線に次ぐ利用者数で堅調に推移していることから、単に首都圏との交流のみならず、その最大輸送力と定時性・信頼性により東北圏と他圏域等との交流を促進し、人々との日常生活や産業・経済・文化活動等、経済波及効果や地球環境対策の面からも大きな効果をもたらしている。また、日本海側と首都圏をつなぐ上越新幹線や北陸新幹線についても、東北新幹線と同様の役割を果たし、大きな効果をもたらしている。さらに、平成28年3月26日【予定】に北海道新幹線（新青森・新函館北斗間）が開業し、様々な分野での交流により、地域経済の活性化に大きく寄与することが期待される。一方、東北圏の日本海側などで遅れている地域もあることから、今後、より一層の経済波及効果を増大させるために、日本海側を含めた高速鉄道ネットワークの整備・充実を図り、かつ、駅における乗り換えの利便性向上等二次交通アクセスの整備を図る。さらに、在来線の安全確保を図りつつ高速化を推進する。

（３）国内航空ネットワークの維持拡大

東北圏における国内線利用については、旅客・貨物ともに東日本大震災での落ち込みから回復傾向にあるものの、貨物を中心に一部の空港においては震災以前の水準にはいまだ戻っていない。利便性の向上などに積極的に取り組んではいるものの、更なる利用促進を図っていく必要がある。

このため、空港の広報活動の強化、空港利用者サービスの改善、航空需要開拓のためのプロモーション活動等利用促進活動の充実を図るとともに、小型航空機で近距離を結ぶコミューター航空¹⁶⁵やLCC等の定期便就航のための方策等について検討を進める。

（４）国際化に向けた空港の機能強化

東北圏における国際線の乗降客数及び貨物取扱量はいずれも減少傾向にあり、国際化に向けた空港の機能強化による需要拡大が求められている。

経済のグローバル化の進展に対応し、圏域内の空港における国際輸送を強化するため、LCCの参入促進、アクセス機能の向上、ユニバーサルデザインの推進、航空企業のコスト競争力向上及び空港利用者サービス機能の充実等、国際化に向けた機能の拡充を図る。

¹⁶⁵ 地方都市間等の短距離を数十人乗りの小型航空機により定期的に運航する航空運送サービス。

3. 圏域内外を結ぶ総合的かつスマートなネットワークの形成

貨物輸送の効率化、環境負荷の軽減、快適な生活の実現、観光交流の促進を図るため、高速交通ネットワークと一体となって機能する他圏域とも連携した圏域内外を結ぶ総合的かつスマートな交通・情報通信ネットワークを形成する。

(1) 基幹的な国内物流ネットワークの形成と複合一貫輸送の促進

(既存ネットワークの活用)

既存航路の安定性を確保し、ニーズに対応した港湾機能強化を進めることで、既存のフェリーやRORO船航路の維持・拡大を図る。また、内陸部の産業集積地域と沿岸部の交通の円滑化を契機にした、フェリー・RORO船航路の新規寄港に向けた取組を強化する。さらに、東北圏は太平洋と日本海に面しているほか、陸奥湾とも面し、北海道と本州の結節点であるとともに、東アジアと北米を結ぶ最短ルートである津軽海峡に接している。また、東日本大震災発生時の救援物資の補給・輸送においては、陸奥湾や津軽海峡が活用された。陸奥湾、津軽海峡のこのような地理的特性を活かし、災害に強いサプライチェーン構築の視点も考慮し、物流拠点としての機能を強化していく。

(効率的で環境負荷の小さい貨物輸送の実現)

自動車産業の進出に伴う物流の活発化への対応など、効率的な貨物輸送を実現するため、主要な都市や生産拠点と港湾を体系的に結ぶ道路ネットワークの整備を推進するとともに、貨物鉄道の活用、新たな複合一貫輸送ルートの開設など、陸上輸送と海上輸送がシームレスに結ばれた複合一貫輸送体系を構築する。

また、CO₂（二酸化炭素）の排出量が少ないなど環境の負荷が小さく、エネルギー効率の高い大量貨物輸送が可能な内航船の利用を促進するため、内陸の貨物と臨海部企業の貨物を集約し、海運転換（モーダルシフト）を図るとともに、官民一体となって圏域内外の企業や関係者に対するポートセールス¹⁶⁶・航路情報の周知などを積極的に実施する。

(物流基盤の高規格化・高質化推進)

フェリーやRORO船等による大量貨物輸送の拠点である港湾については、その機能を十分に発揮できるよう、岸壁や航路・泊地の整備、荷さばき地等のヤードの拡大、

¹⁶⁶ 港湾管理者や港湾所在市町村、港湾運送事業者、商工会議所等が、港湾施設やサービスの充実を図り、港湾利用の開拓や促進を目指して展開する活動。

防波堤の整備による港内の静穏度の向上など、ニーズに適確に対応した港湾施設の高規格化・高質化を推進する。

また、圏域内外の港湾との連携強化を図り、基幹的な国内物流ネットワークの形成を図る。

さらに、陸上輸送時における製品等の積み荷の安全性と冬期間における定時性を確保するため、港湾に接続する道路ネットワークの適切な維持管理と除排雪、防雪施設整備を推進するとともに、大規模震災直後の緊急支援物資輸送及び復旧期間における物流機能を確保するため、緊急輸送道路と一体となって機能する耐震強化岸壁の整備や、ロジスティクス機能も踏まえた産業活動を支える高度なサプライチェーンの構築を推進する。また、ICT活用による物流の効率化を図る。

(2) 生活と観光交流を支えるネットワークの形成

日常生活における住民の安全で快適な移動や観光交流の促進を支えるため、生活圏を支える道路ネットワークの整備や離島航路などの生活の足の安定性確保を推進する。また、マイカーとともに移動できる中・長距離フェリーやクルーズ船の寄港に対応した港湾機能の充実を推進する。

地域の足となる鉄道路線やバス路線については、地域住民やNPO（非営利活動団体）等多様な主体が連携し、サポート活動の展開や利用者の意見を取り入れた運行を行うとともに、バス路線の再編やデマンド交通¹⁶⁷の運行等、多様な交通手段を適切に組合せることにより、活性化及び維持・存続を図る。

(3) 情報通信格差の解消

交通、情報、エネルギーのネットワークに関しては、ネットワーク上の流れをICTの活用により最大限効率化した新しい時代の「ネットワーク」を形成していくことが必要である。

情報通信ネットワークに関しては、強靱なサイバー空間の構築によるサイバーセキュリティの確保を前提に、その高度化を図ることにより、地方における起業や遠隔医療、遠隔教育等様々な可能性をもたらすものであり、都市間距離が長いという東北圏の物理的な距離の隔たりの克服を念頭に置いた整備が必要である。

東北圏の超高速ブロードバンドの整備状況をみると、いまだ利用できない地域がごく一部存在する。このため、未整備地域への基盤整備を推進するとともに、医療・教

¹⁶⁷ 乗客から事前に連絡（予約）を受けて、基本となる路線以外の停留所に立ち寄ったり、運行を開始したりするなど、乗客の要望を運行に反映できる運行形態をいう。

育・気象・交通・イベントなどの生活に密着した様々な場面や、産業振興、地域の活性化、東日本大震災で被災した地方公共団体が抱える課題解決等に対してICTを活用する機会を創り出すため、事業者・行政機関・地域住民等の関係者が連携し、投資効果と地域のニーズや実情を勘案しつつ、光ファイバ網・ケーブルテレビ網・無線アクセスシステム・衛星等、地域の特性に応じた適切な技術を活用した効率的な情報通信ネットワークの形成を推進する。

(4) 他圏域との連携

北海道新幹線開業や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催による観光などのプラスの効果の取り込み、日本海国土軸の強化によるアジア・ユーラシアダイナミズムへの対応など、他圏域との交流・連携軸となる高規格幹線道路や新幹線等の広域交通ネットワークの充実・強化により、北海道、首都圏、北陸圏を始めとする他圏域とのヒト、モノ、カネ、情報の対流促進による新たな価値の創造を目指す。

北海道新幹線開業にあたっては、青函圏（北海道道南地域と青森県全域）の交流・連携の推進を目的に活動をしている「青函圏交流・連携推進会議」によって北海道新幹線開業を契機とした新たな連携方策の検討が行われている。東北圏としては、このような広域連携による地域づくりに引き続き取り組んでいく。

また、今後、発生が予想される首都直下地震や南海トラフ巨大地震等に備え、首都機能を始めとする中枢管理機能や重要インフラのバックアップ等の確保に取り組むとともに、我が国の経済社会を支える東西大動脈の代替輸送ルートの確保や日本海側と太平洋側の連携の強化など国土レベルでの多重性、代替性の確保が必要である。

東北圏としては、国土全体での機能や役割分担等を考慮しながら、首都圏等の他圏域のバックアップに向けて果たす役割を視野に入れた取組を強化する。

第7節 地域を支える人材の育成と共助による住民主導の地域運営の実現

人口減少、高齢化の進行が著しい東北圏においては、医療・福祉サービス、地域防災力や防犯力及び日常の相互扶助機能の低下、地域交通の縮小や地域産業の衰退等の多様な問題が発生している。特に、医療・福祉、建設業、運輸関連産業¹⁶⁸等の人材不足が懸念される分野においては、技術、知識の習得等を通じて中長期的に人材の確保・育成を行う必要がある。また、地域社会における課題解決のための担い手の不足や、コミュニティの弱体化といった問題が顕在化している地域も存在する。

¹⁶⁸ 運輸関連産業とは、造船業や旅客・物流を担う運送事業及び自動車整備業等をいう。

1 このように多様化・複雑化している問題に対し、行政中心の取組だけでなく、地域
2 住民、NPO（非営利活動団体）等様々な地域社会の担い手が主体的に参画し、とも
3 に課題を解決する社会づくりを更に進める必要がある。圏民一人一人が地域における
4 課題を認識し、自発的に問題解決をすることができるような地域社会を構築していく
5 ことが、東北圏にとって最も重要である。

6 とりわけ、東日本大震災の被災者等のケアや復旧・復興に向けた取組においては、
7 町内会やNPO、地元企業等が大きな役割を担っており、地域の絆を深め、多様化・
8 複雑化する地域課題に対応できるよう地域社会の活性化を図ることが求められてい
9 る。

11 1. 「東北につぼん」の創造を支える人材の育成と活用

12 自立的な「東北につぼん」を創造するため、将来を担う人材を育成するとともに、
13 外部人材も含めた多種多様な人材の力を積極的に活用する。

14 さらに、地方大学において、地域との協働を専門とする学部の設置などの取組がみ
15 られるが、地域の課題を見つけ出し、解決策を企画し、実行できる人材を育成するた
16 め、地域の教育機関を活用する。

18 （１）地域づくりの実行力を備えた人材の育成

19 地域社会で発生する問題を解決するために、地域診断、要因分析、行政の施策や地
20 域資源を総合的に活用した対応策の検討・実施を通じて、社会潮流や変化を敏感に感
21 じ取り、地域の思いや願いを一つの形にまとめあげることができるような地域づくり
22 実践者の育成を促進する。

23 このため、大学・学術研究機関、中間的な支援組織、NPO、産業団体及び地方公
24 共団体、国の地方支分部局等と地域社会との協働を通じて地域に密着し、地域づくり
25 のノウハウを有する人材の育成を行う。

27 （２）地域の産業を支える人材の育成

28 地域の産業を支えるために、農業や食関連分野、観光等における東北圏の特徴や優
29 位性を活かすとともに、豊富なポテンシャルを有する再生可能エネルギーなどの分野
30 について、今後の新たな成長産業としていけるような起業家や東北圏のリーディング
31 産業及び地域産業を担っていく人材確保と将来に向けた教育・育成について産学官連
32 携により推進する。

33 また、産業人材や法律家等の専門家、国際的な連携や新たなビジネスの場面で活躍
34 できる人材を育成するための専門教育機関等の設置を図るとともに、世界との人材交

1 流を促進する。加えて、各分野で退職等をした人材を積極的に採用する。

3 (3) 地域医療・福祉サービスを担う人材の育成

4 (地域医療を担う人材の育成)

5 地域医療を支える人材を育成するために、地域医療に係る研修内容を充実させるな
6 ど、教育環境を整備するとともに、地域に定住して働ける地元出身の医師や看護師の
7 人材育成を図るため、医療関係機関、大学及び行政が連携して取り組む。

9 (福祉サービスを担う人材の育成)

10 地域住民の中から高齢者等の在宅介護、障害者の地域生活支援、子育て支援等の担
11 い手を育成していくため、行政、社会福祉協議会及びNPO等による社会福祉研修を
12 充実させるとともに、退職者の活用や地域において育成された人材を活用するための
13 仕組みの構築を推進する。

15 (4) 地域の文化芸術、伝統技能を担う人材の育成

16 若者の流出や高齢化等によるコミュニティ構成員の高齢化、構成員数の減少などに
17 より、地域コミュニティの弱体化が進んでいる。これにより、世代間や地域間の交流
18 が減少し、地域の文化、伝統の伝承が困難となっている地域が生じている。

19 このことから、地域文化や文化芸術の継承者となり得る子ども世代を対象に、学校
20 や企業との連携等により文化芸術活動に参加し、体験する機会を充実するほか、高齢
21 者との交流機会を増やして地域の伝統文化を伝承することなどにより、将来の担い手
22 を育成する。

23 また、産学官連携の下で、豊かな発想、感性及び情緒等を表現できる人材育成のた
24 めの教育の促進や文化芸術の人材発掘等を目的とした各種コンクール、世界の文化芸
25 術関係の識者と交流するイベント等を開催し、世界に通用する独創的なスタイルと伝
26 統工芸等が融合した東北ブランドを創造する人材の育成と人材の集積やノウハウの
27 蓄積を促進する。

29 (5) 外部人材等との「人の対流」と情報発信

30 地域内外の多様な人材を地域づくりに活用するため、地域の出身者、近隣に住む家
31 族等地域にかかわりを持つ人々のほか、地域おこし協力隊など外部人材の活用を図
32 る。さらに、専門知識を活かして地域の課題に取り組むプロボノ人材等の確保を図る。
33 地域の課題を解決し、地域発イノベーションを創出するためには、地域の現状を把握
34 し将来を見通すことによって、地域に眠る情報や資源を見つけ出すとともに、それを

活用できる人材に結びつけることが必要である。このため、このようなコーディネーター人材の育成を進めることも重要である。

さらに、東北圏出身者で他圏域等で活躍している人材に対して、ふるさと大使¹⁶⁹への就任を要請するなど、東北圏の情報の積極的な発信に努めるとともに、世界と東北圏の経済の繋がりを強化するため、東北圏にかかわりのある外国人との人的ネットワークの構築や姉妹都市との交流・連携を促進する。

(6) インフラを支える担い手の確保

財政制約の高まりや、関係予算の縮減に伴い、維持管理等の主体となる地域の担い手が疲弊している。また、若年入職者の減少もあり、ノウハウや技術の継承に支障が生じ、将来の施工力の低下が懸念されている。このため、インフラを支える現場の担い手・技能人材の確保に向けて、中長期的視点に立った総合的な人材の確保・育成に取り組む。

2. 「東北にっぽん」を創造する多様な主体による共助社会づくり

多様化・複雑化する地域課題に対応し、地域社会の再生・活性化を図るため、地域コミュニティの再生や産業振興等に資する様々な活動の促進を図るとともに、地域の実情に応じ、住民、NPO、産業団体、大学・学術研究機関及び行政等の多様な主体が連携・協働する住民主体の地域運営社会の構築を促進する。

(1) 多様な主体の協働と連携による住民主体の地域運営社会の構築

住民主体の地域運営社会の構築に当たっては、地域に住む一人一人の住民自身が、地域における学習や対話を通じて、地域社会に存在する多種多様な課題の存在を認識するとともに、自身が地域社会を支え、また地域社会から恩恵を受けているという、社会の構成員としての当事者意識を持つことが必要である。地方大学において、地域との協働を専門とする学部の設置などの取組がみられるが、地域の課題を見つけ出し、解決策を企画し、実行できる人材を育成するため、地域の教育機関を活用する。

また、女性、高齢者、障害者等これまで地域づくりに比較的にかかわりの薄かったと考えられる人材について、NPOなどの活動を通じて、地域づくりの担い手としての参画を進める。

なお、行政は、地域づくりに参画する様々な主体を、単に不足する担い手を代替するものとしてとらえるのではなく、お互いの持つ特性を活かす形で協力することが極

169 地方公共団体等が地元のPR等をしてもらうため、地元出身者等のゆかりの人をふるさと大使に委嘱する制度。

めて重要である。

加えて、地域づくり支援面においても、各地域一律ではなく、地域の熱意や創意工夫による自律的な発展を促すプログラムの充実を促進するとともに、行政においては、分野横断的な取組が重要である。これらの取組を通じて、多様な主体が地域の実情にあわせて、協働の仕組みを選択し、行政もこれを適切に支援することとする。

(2) 中間支援組織の育成

コミュニティの自立的な活動や地域産業の経営について、組織間のコーディネートや交流・情報の収集・発信のためのネットワーク化、人材育成等をきめ細やかにサポートする、地域に身近にある中間的な支援組織を産学官で育成する。

また、中間的な支援組織が持続可能で安定的に活動できる財政的支援の枠組を構築することが重要である。

中間支援組織の形態や組織内の適切な役割分担と責任の明確化等をはかり、中間支援組織による人材育成の組織的实施やノウハウの共有に取り組む。

クラウドファンディング等不特定多数者からの資金調達手法の仕組みづくりとして、寄附文化の醸成、資金調達手法の多様化や、多様な主体の活動の評価の必要性和評価手法の確立に取り組む。

(3) 地域づくりコンソーシアムの創出

地域課題は、多様化・複雑化してきており、地域づくりに係る、より高度な専門知識や分野横断的な助言を適切に得られないと、NPOなどの地域づくりを担う多様な主体や中間的な支援組織の活動が行き詰まってしまうことが懸念される。

このため、地域づくりの高度な専門性を有する大学等の学術研究機関を核とし、NPO、産業団体及び行政等が参画して構成される、地域づくりを担う多様な主体や中間的な支援組織を支援するネットワーク「地域づくりコンソーシアム」の創出を図る。

この地域づくりコンソーシアムは、住民自治組織・市町村レベルの地域づくりを担う多様な主体や中間的な支援組織と一体となった活動を通じて、これらの組織を東北圏の地域に根づかせる重要な役割を担う。

また、地域づくりコンソーシアムは、参画主体の専門性・多様性、地域との密着性及び民間主体による経営手法を有する複合的な仕組みである。

将来的に、東北圏域全体を活動対象エリアと想定していることから、全国に先駆けた新しい地域づくり支援システムとして、東北圏モデルを確立していくことが期待される。

（４）地域資源の再発見と地域づくり戦略の立案

東北圏は、多様な地域資源に恵まれているにも関わらず、そのポテンシャルを十分に発揮できていない地域がある。

このため、地域に愛着と誇りを持ち、地域を良くしたいと願う気持ちを育て、具体的な行動を起こす力の向上に繋がるような意識喚起の取組を促進することにより地域資源の再発見に繋げていく。

地域資源を活かした人々の創意工夫や実践の積み重ねにより、観光産業の振興、地域の生活に密着したコミュニティビジネスの確立、企業立地に伴う新たなビジネスの創出など、地域づくり戦略の立案に繋げていく。

この際、地域住民の主体的参画による地域の底力を結集した組織づくりや、外部からの人材派遣等について、多様な主体が連携して支援を行っていく。

特に、経営、管理、ＩＣＴ等の分野で仕事を通じて培ったスキルや知識、経験等を有する人材の助言・指導を参考にしながら、コーディネーター¹⁷⁰役を圏域内外から募るとともに、若者から高齢者までの幅広い世代の参加を募り、多様な主体が支える仕組みの構築を促進する。

（５）地域づくりに関する交流・連携

地域づくりに対する意識向上を図るために、東北圏内の地域づくりの担い手や他圏域等の同じような目的を有する組織の間で、地域づくりに関する意見交換や情報収集を行い、お互いの現地を視察するなど、交流・連携を促進する。また、多様な主体による地域づくりの活動を継続し、更に発展させていくためには、圏域内外に積極的な情報発信を行い、交流・連携を進めることが重要であり、旅行会社等との連携や近年進展が著しいソーシャルメディア等を活用した取組を促進する。

（６）地域づくり評価制度の充実

地域づくりに関する工夫や活動に対して、地域社会がその業績を評価・賞賛することができるよう表彰制度の創設や情報提供を図る。また、地域づくりに取り組んだ経歴が評価され、地域での雇用に結び付くなど、将来に向けたキャリアパスが形成されるような仕組みづくりを進める。

（７）協働によるインフラの効果的・効率的な運営・整備

公共施設等の維持、管理及び運営について、多様な主体の発意を活かしながら、指

¹⁷⁰ 物事を調整する人。

定管理者制度を活用するなど、多様な主体等と行政による協働の取組により、公共施設等を有効に活用し、東北圏の振興に繋げていく必要がある。

民間の資金や技術、ノウハウを活用し民間と協働によるインフラの整備・運営を進める。

国土及び地域の中長期の将来を見通したインフラの機能連携や用途変更、統廃合による効果的・効率的なインフラの運営や整備を進める。

3. 共助によるコミュニティ活性化のための絆の構築

コミュニティは住民による地域づくりの基礎となる単位であり、地域の文化、伝統を継承し、地域の個性や住民の地域に対する愛着を醸成するものである。このため、人口減少、高齢化の進展等により弱体化した地域のコミュニティを再生していくことにより、世代間、地域間の「対流」が促進され、地域の絆が復活する。子育てや介護を地域で支えることが可能となり、少子化対策、高齢化対策としても有効である。また、高齢者から子どもに生きるための知恵が継承され地域社会の教育力の向上にも資する。

なお、人口減少社会におけるコミュニティのあり方として、コミュニティが担っていた一部の機能について、共助社会づくりにおける多様な主体を活用して維持、向上することも有効である。

(1) コミュニティの活性化

(コミュニティの再生)

コミュニティの活性化を図るため、被災地における自治会活動の支援や伝統文化行事の再開を始めとして、コミュニティ形成に資するイベントの実施や交流スペースの確保に向けた支援を行い、地域住民同士の交流を促進するとともに、コミュニティ活動をリード・サポートする人材の育成を積極的に推進する。

また、東日本大震災の復旧・復興に向けて、NPOなどの民間団体は大きな役割を果たしており、被災地のコミュニティを支える力ともなっていることから、被災地以外の地域においても、NPOなどとの連携を積極的に行い、コミュニティ活動の充実強化を図る。加えて、NPOなどの民間団体が自由に活動できる環境を整備する。

(コミュニティによる暮らしの安全・安心の確保)

高齢者、障害者の見守り活動、子育て支援はコミュニティの大きな役割であるが、東日本大震災によりコミュニティが喪失し、高齢者、障害者や子育てを支える施設が失われた地域では、高齢者、障害者や子どもをいかに支えていくかが大きな課題であ

る。また、生活安全センターとしての交番の機能を支える交番相談員の活用、防犯活動拠点の確保、ボランティアに対する支援を行うほか、夜間照明や防犯カメラの設置、死角をつくらない配置等に配慮した道路や公園の整備、防犯性能の高い建物部品（C P 部品）の普及等、防犯に十分配慮した取組を推進する。

このため、高齢者等のニーズの把握や見守り活動、活動拠点の整備を支援するとともに、生活安全センターとしての交番の機能を支える交番相談員の活用や、夜間照明や防犯カメラの設置等による防犯に配慮した道路や公園の整備を図るほか、子育てサポーターの育成を積極的に推進する。

具体的には、地域において、住民、行政、医療・介護・福祉の関係者等が協力し、子育て支援、高齢者介護、障害者支援などを行う体制の整備を進めるとともに、支援を要する方々の自立した生活を確保することの重要性について、地域の誰もが理解を深めて支え合う、「心のバリアフリー」に関する施策を推進する。

また、外国人住民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、医療、保健、福祉、教育、地域の防災等の情報について、言語や習慣等の違いに配慮した多言語表記や広報誌等により積極的な提供に努める。

（共助社会づくりにおける多様な主体の形成）

多様な主体の育成と活躍を目指すため、医療、福祉、給食、見守り、子育て等の多様な日常生活支援サービス産業の育成や地域の課題を発見し、解決するソーシャルビジネス¹⁷¹の起業推進、多様な担い手による自由な活動の確保といった取組を通じて、共助社会づくりにおける多様な主体の形成を促進する。

¹⁷¹ 環境保護、介護・福祉、子育て支援、まちづくり、観光等、地域社会における多種多様な課題の解決に向け、住民、NPO、企業など、様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組むもの。

第5章 広域連携プロジェクト

広域連携プロジェクトは、第4章においてとりまとめた25の主要な施策をもとに、新しい東北圏の将来像の実現のため、今後10年間に重点的に進めていく主な取組を示したものである。東北圏におけるあらゆる事業主体においては、各プロジェクトの「具体的取組」で示した先進的な取組や今後の方向性を参考にプロジェクトの具現化に向けて、連携施策等の展開を図るものとする。

なお、各プロジェクトにおいては、その推進に必要な広域性のある代表的な社会資本の整備事業を記述しているが、これらの事業については、最新のデータ等を用いて厳格な事業評価を実施し、評価結果の過程や結果の公表によって透明性を確保しつつ、必要と認められるものについて実施されるものとする。

1. 新しい東北圏を創造する東日本大震災からの復興プロジェクト

(1) 目的

産業基盤や生活基盤など暮らしを支える施設の復旧にとどまることなく、被災地の地域経済の再生と生活の再建を果たすため、復興のまちづくりと一体となった基盤整備、復興を支える公共施設等の整備、産業創造に向けた拠点形成や原子力災害の克服に向けた取組の推進といった、活力ある地域構造の構築に向けた復興を進める。

また、三陸沿岸の自然、震災遺構、道の駅等を活用し地震及び津波防災の伝承・継承、三陸沿岸の周遊観光拠点として「(仮)三陸震災伝承街道」の形成を推進する。

(2) 具体的取組

(復興のまちづくりと一体となった基盤整備の推進)

津波で被災した河川堤防及び海岸堤防の早期復旧を図り、津波、高潮、波浪等による被害を防止・軽減させるとともに、多重防御を含めたハード・ソフト対策により地域の安全性の向上を図る。

また、産業復興に向けた工場立地、鉄道復旧、津波等により被災した臨海部の用地の戦略的な活用、防災・減災機能を強化した基盤整備、市街地の移転・整備等による再構築等について、まちづくりと一体となった整備を推進する。

さらに、防災拠点の機能をあわせもつ公園等の整備や延焼防止帯を兼ね備えた道路及び緑地等の整備を進め、防災機能が強化された都市構造の構築を推進する。

加えて、被災地における被災者の生活環境の確保のため、災害公営住宅を中心とする公的住宅供給や保健福祉と防災機能を有する公設民営型複合施設の整備、被災者のコミュニティの核となる学校、交流施設等の整備を進める。

このほか、観光や交流人口の拡大を通じた復興の発信や災害の伝承のため、三陸復

興国立公園及びみちのく潮風トレイル等のグリーン復興¹⁷²を推進する。

(復興を支える公共施設等の整備)

太平洋沿岸における各地域間の連絡性を高める復興道路及び太平洋沿岸と内陸部を結ぶ復興支援道路を早期に整備する。

また、沿岸の被災地と後方支援都市を結ぶアクセス道路や他圏域との連携を図るための交通網の整備を促進する。

さらに、太平洋側地域の物流・産業を支える港湾・海岸等の復旧と早期復興を推進するとともに、〇〇線等の被災鉄道路線の復旧に向けた取組を進めるとともに、水産業の発展に貢献する造船業の強化を図る。

加えて、防災拠点等を兼ね備えた「道の駅」、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂などを目的とし、地方公共団体が整備する復興祈念公園とともに国営追悼・祈念施設（仮称）の整備を推進する。

津波被災地域においては、農地及び農業用揚排水施設の早期復旧をめざし、仙台平野等にて復旧工事を行うとともに大区画化を主体とした区画整理を実施し、農地の利用集積による経営規模の拡大と経営の合理化を図り、農業生産性の向上及び農業経営の安定に資する。

海岸防災林の復旧や再生にあたっては、生育基盤の造成と抵抗性クロマツコンテナ苗の活用を推進するとともに、地域住民、NPO（非営利活動団体）や企業等からの協力を得ながら着実に復旧を進める。

(研究開発の推進等による産業の創造と拠点形成)

三陸沖の漁場の回復と水産業の復興を図るため、海洋生態系の再生に向けた大学や研究機関による復興支援のためのネットワーク「東北マリンサイエンス拠点¹⁷³」を形成し、東北圏の海洋生態系の調査、新たな産業創生につながる技術開発を推進する。

また、東北大学等と連携して、東北メディカル・メガバンク計画¹⁷⁴を推進し、被災地域の住民の健康調査を通じた被災地の住民の健康管理と、バイオバンクを用いた解析研究により、個別化医療等の基盤を形成し、次世代医療の実現を目指す。

さらに、福島県立医科大学を中心として、放射線医学・最先端診断や医薬品等の開

172 三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する取組。

173 震災により激変した東北沿岸域の海洋生態系の変化の実態とそのメカニズムを明らかにし、今後の漁業等の復興に貢献するため、文部科学省による補助事業として平成24年1月より、東北大学・東京大学大気海洋研究所・海洋研究開発機構の3機関を中心として、全国の関連研究者の参画と漁業関係者等の協力を得つつ、開始された「東北マリンサイエンス拠点形成事業」によるもの。

174 被災地を中心とした大規模ゲノムコホート研究を行うことにより、地域医療の復興に貢献するとともに、創薬研究や個別化医療等の次世代医療体制の構築を目指す計画。

発拠点整備を通じた医療関連産業の振興を図るほか、イノベーション・コースト構想に基づき、再生可能エネルギー、医療、農林水産業、環境回復・創造、廃炉技術関係を中心とした研究開発及び産業創造に向けた拠点形成を推進する。

（（仮）三陸震災伝承街道の形成）

三陸海岸は、これまでも津波被害を後世に伝えるため数多くの遺構や史跡が残されているほか、東日本大震災の震災遺構としても保存検討が進められており、これらの貴重な遺構を「（仮）三陸津波防災遺構」として次世代へ継承する取組を進める。

国内外から来訪者に対する情報発信の拠点・ゲートウェイとしての「道の駅」、「みなとオアシス」、三陸沿岸地域の周遊を支援するための復興道路、復興支援道路、震災遺構の案内看板等の整備を促進するとともに、追悼と鎮魂、震災の記録・教訓の伝承等の場として「高田松原津波復興祈念公園」の整備を推進する。

また、風光明媚な景観や豊かな自然資源を活かした「三陸復興国立公園」、みちのく潮風トレイル、三陸ジオパーク等と連携を図り、自然の恵みや津波の脅威の学び場、三陸沿岸の周遊観光の拠点、国内や世界への防災情報発信拠点として（仮）三陸震災伝承街道の形成を推進する。

（原子力災害の克服に向けた取組の推進）

東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害の一刻も早い復興に向け、関係機関の連携のもと地域住民が安全で安心して暮らせるよう、放射性物質汚染対処特措法に基づき除染を実施する。

また、福島県が実施している健康調査や検査体制の充実、子どもの生活環境にも十分配慮した除染の実施、農林水産物の安全管理・検査体制の充実、風評被害の払拭対策として正しい知識の啓発等の取組を推進する。

特に、福島県においては、放射性物質で汚染された環境の再生に向けた調査の拠点を形成するため、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構東北農業研究センター福島研究拠点の整備、福島県環境創造センターや浜地域農業再生研究センター、水産研究拠点などの整備を進める。

また、低線量被曝の人体への影響等について調査研究を行うため、福島県立医科大学を中核的機関として県民健康管理調査本部・データセンター等を整備するほか、独立行政法人日本原子力研究開発機構や独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構等において、除染に関する技術開発等を推進する。加えて、放射線の人体への影響や除染技術等に関する調査研究や開発を推進するため、国際会議の誘致やIAEA（国際原子力機関）等の国際機関との更なる連携に取り組む。

さらに、廃炉技術関係やロボット技術などの研究開発を推進し、廃炉に向けた取組を推進する。

加えて、復興を支える道路・港湾・海岸等の公共施設を重点的に整備するとともに、上下水道等の生活インフラの確保、医療・介護・福祉・教育等の生活環境の整備や農地・農業用施設・農林道など産業基盤の整備を着実に推進する。さらに、全県に及ぶ風評被害の軽減や被災地と避難先との交流など全県的な取組が必要なため、浜通り地方と中通り・会津地方や隣接県との広域道路ネットワークの確保・強化等を着実に進める。

このほか、地域経済の再生及び観光業の復興を図るため、首都圏等との連携によるPRやプロモーションの取組、ツアーの企画、国内外へ情報発信等の取組を推進する。

2. 安全・安心な東北圏を形成する大規模地震災害対策プロジェクト

(1) 目的

地震・津波災害に対して安全・安心な圏域の形成を図るため、地震・津波防災対策の強化及び避難体制の整備、災害時の通信環境確保、地震等の経験を踏まえた中山間地域・沿岸地域等の孤立集落への対応等、国内外に誇れる防災先進圏域の実現に向けて、東北圏が一体となった広域連携による震災対策を推進する。

(2) 具体的取組

(地震・津波防災対策の強化・避難体制の整備)

太平洋沿岸地域の〇〇港、〇〇港、〇〇港等における防波堤・防潮堤等の整備と粘り強い構造化、緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強、津波発生時における防潮水門、陸開遠隔操作化の推進等、被害の防止・軽減策を推進するとともに、緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強を始めとするインフラの耐震・耐液状化・津波浸水対策の推進を図り、関係企業と連携して、石油・LPG（液化石油ガス）等の貯留施設の損傷による危険物・可燃物の漏洩・流出の被害拡大防止策や港湾、漁港の漂流物対策等、津波に伴う二次災害防止策を推進する。

また、沿岸自治体と連携し、東北圏沿岸におけるGPS（人工衛星による測位システム）波浪計等の波浪観測網の高度化及び観測データを活用した津波等への対策推進、遠隔操作により津波の到達を監視する津波遠隔監視装置の整備推進を図る。

避難体制整備については、津波防災地域づくりに関する法律に基づく市町村の「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」の活用により、高盛土構造物の整備、津波災害危険区域等の指定による安全な土地利用への誘導、企業等と連携した沿岸部ビルの避難施設としての利用、その他国営公園等をはじめ防災公園の整備等、地

域住民、臨港部労働者、観光客等の津波避難場所確保を促進する。

また、避難路の整備や指定、避難階段の整備、狭隘区間の解消等のための道路整備の推進、避難場所の案内板の設置など、災害時の被害を最小化する津波防災まちづくりのための施策を推進する。

さらに、緊急物資輸送・復旧資材確保等については、初動体制の強化を図るとともに、物流・産業のサプライチェーンを維持するために、各港における港湾BCP（業務継続計画や事業継続計画）の策定や当該BCPに基づく訓練と改善等、PDCA（Plan・Do・Check・Actの略）によるスパイラルアップを実施する。

（災害に強い通信環境確保の推進）

産学官が連携し、災害時の通信の輻輳を軽減するとともに、通信インフラが被災した場合でも自律的に回復するネットワークの構築（つながる・壊れないネットワーク）に向けて、関連する技術開発を推進するための研究開発拠点を整備する。

また、災害時の通信環境確保のため、電柱倒壊等を防ぐ無電柱化の推進、非常用電源の確保等による停電対策の強化、緊急電話網の整備、自治体における衛星通信機器の配備、周波数や無線方式の異なる通信（コグニティブ無線¹⁷⁵）の活用方策の検討を進める。

さらに、正確な災害情報を住民等に向けて発信するため、電話回線や防災行政無線のほか、コミュニティFMとの連携強化、携帯電話への緊急速報メール配信等、広報媒体の充実を図る。

加えて、人口の密集している地域や行政機関が集積する地域に携帯電話の大ゾーン基地局を設置するとともに、移動基地局を増設することにより通信環境の復旧に要する時間を短縮し、被災地域での迅速な通信環境の回復を図る。

このほか、災害時に備えた金融システムのバックアップ機能の確保と金融機関の横断的な合同訓練の実施を促進する。

（中山間地域・沿岸地域等の孤立集落への対応）

衛星携帯電話の配備を推進し、孤立集落の通信手段を確保するとともに、震災時に孤立する可能性がある集落の把握及び物資供給・救助活動のためのヘリコプター離着陸場所の確保を推進する。

また、がけ地等危険箇所からの住宅移転促進等、土砂災害の危険性や津波により浸水する可能性が高い土地における安全な土地利用への誘導を促進させる。

¹⁷⁵ 周囲の無線利用環境を認識し、周波数や方式を変えて通信する電波資源活用技術。

さらに、災害時に孤立するおそれが高い集落においては、孤立時の避難体制の整備や避難所と食料等の備蓄の確保など、平時から住民が話し合いをしながら地域継続計画を策定するための取組を支援する。

(災害の記録と伝承や防災訓練・教育の充実強化)

これまでに東北圏が直面した震災の実情と教訓を踏まえた防災文化を保存するとともに、東日本大震災で培った震災対応のノウハウを整理・共有し、次世代へ伝承する仕組みの構築を図る。また、国内の津波防災教育の推進を図るとともに、そのノウハウを世界へ情報発信していく。

(震災対策の強化と太平洋側と日本海側等の広域連携強化)

震災対策強化については、堤防、堰、水門、護岸等防災施設及び庁舎、学校、医療施設、公民館等様々な応急対策活動や避難所となりうる建築物の耐震化を推進するほか、防災機能を併せ持つ庁舎の整備を推進する。

また、飲料水を始めとする生活用水や工業用水等の確保に向けた給配水・貯水設備の耐震化、下水道施設の基本機能及び代替処理機能の確保を図る。

広域連携強化については、ミッシングリンクの解消や日本海国土軸の強化に加えて、大規模地震の発生時においても代替性・多重性や緊急輸送の信頼性を確保する格子状骨格道路ネットワークの形成を目指し、〇〇道路、〇〇道路等の整備を進めるとともに、日本海側を含めた高速鉄道ネットワーク等、高速交通ネットワークの整備・充実を進めるほか緊急輸送上重要な既設道路の拡幅や沿道建築物の不燃化を推進する。

また、東日本大震災では、被災地の支援にあたり、現地の司令塔となる拠点の必要性が認識されたことから、広域応援のベースキャンプ、物資の集配基地等に使用される広域防災拠点の整備や海上・空路からの緊急物資や避難者等を輸送するための港湾・空港施設の耐震化、非常時にも対応可能な港湾機能確保、災害用トイレや防災備蓄倉庫、非常用電源装置等の整備による道の駅やサービスエリアパーキングエリアにおける防災機能の強化等、太平洋側、日本海側の2軸を活かした広域的な連絡体制の構築、防災機能の強化をより一層推進する。

さらに、震災等により発生する災害廃棄物については、早期の復旧・復興に資するため、廃棄物処理施設への支援を推進するとともに、災害廃棄物の処理のための広域的な連携・協力体制の構築を図る。

加えて、道路交通の安全性・確実性を確保するため、道路斜面や盛土等の道路防災対策を推進し、日本海側と太平洋側の連携強化を図る。

1 (社会資本の長寿命化対策の推進)

2 老朽化が進むインフラについて、維持管理計画や長寿命化計画の策定と推進を図る。

3 また、農業水利施設等の長寿命化対策の推進、「メンテナンス会議」等の開催のほ
4 か、正しい知識や適切な技術判断力育成のための技術講習会の開催など、効率的な維
5 持管理に向けた技術開発を推進する。

7 (災害に強いサプライチェーンの構築と危機管理体制の強化)

8 災害時の円滑な支援物資の確保・輸送に向けて、物流事業者、自治体、国の関係機
9 関などからなる「災害に強い物流システの構築に関する協議会」等において、支援物
10 資拠点の選定、災害時に民間の物流施設・ノウハウを活用するため自治体との協定締
11 結を促すとともに、広域連係体制の強化を図る。また、関係企業の連係等による災害
12 発生以降の物流機能の確保に向けたBCPの策定を促し、PDCAによるスパイラル
13 アップを推進する。

14 また、「日本海溝・千島海溝周辺型地震対策東北地区連絡協議会」を始め広域的な
15 連携による震災対策として、平常時及び被災時情報の共有並びに応急復旧活動や津波
16 対策等、防災関連施策の連携・調整を進めるとともに、放送機関と「防災関連情報の
17 受信に関する協定」等を締結し、災害発生時のヘリ画像の提供や各種カメラ情報等の
18 共有化を図る。

19 危機管理体制の強化については、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）、D
20 MAT（災害派遣医療チーム）、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊の充実・強化及び
21 自衛隊等防災関係機関との連携による効果的な運用を行うとともに、訓練等を適宜実
22 施する。

23 また、民間事業者、業界団体、ボランティア等と災害発生時の応援協定等を締結す
24 るなど、災害復旧活動、災害情報の収集支援を強化するとともに、社会福祉協議会・
25 NPOと連携し、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する連絡体制の整備や、
26 広域災害の発生時における避難者の受入体制の強化に向けた取組を推進する。

27 さらに、災害対策用機械の集積場所や活動拠点の事前把握、必要となる燃料の確保、
28 津波災害を想定した排水計画の策定等を推進する。

29 加えて、複合災害が発生した場合を想定し、対策本部が複数設置された場合におけ
30 る重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同
31 会議の開催、対策本部事務局及び現地対策本部の統合を含めた具体的な連携方策の検
32 討を進めるとともに、広域的な大規模災害発生時に活用する中核的防災拠点の整備を
33 図る。

3. 東北圏における人口減少対策プロジェクト

(1) 目的

人口減少下における東北圏において、持続可能な地方創生を成し遂げるため、多世代循環型地域の構築、医療・福祉・介護など高齢社会へ向けた取組、子育て支援など女性が活躍できる環境づくり、若者定着に向けた取組などにより、地元への定住、若者の流出防止、地方へ人の流れを呼び込む社会環境を創出する。

(2) 具体的取組

(多世代循環型地域の構築)

子どもから高齢者まで、多様な世代が豊かで安心して暮らすことのできる多世代循環型地域の構築を目指し、サービス付き高齢者向け住宅や医療・介護・健康、コミュニティ等のサービス拠点施設の整備等によるスマートウェルネス住宅・シティの実現を図るとともに、多世代の居場所となる「地域の茶の間」の整備やシニアが有する知識・経験・技術を活用した学校支援、家庭教育支援、子どもの地域活動支援などを促進する。

また、高齢者が社会参画として活躍できる働き方のための継続雇用制度の導入、定年の引き上げ等の高齢者の就業支援促進を図る。

さらに、多様なニーズに対応する保育サービスの充実や、学校教育と連携した放課後児童クラブの運営など地域力を生かした子育て支援の取組を行うとともに、仕事と子育てを両立できる環境整備を図るほか、港湾においては「みなとオアシス」といった海のふれあい拠点を活用したイベントの開催等を通じ、多様な世代が交流する地域づくりを推進する。

(高齢社会に向けた取組)

高齢社会への対応策として、健康寿命の延伸に向けた高齢者の健康づくりと介護予防を推進するとともに、医療、介護・福祉、予防、住まいそして生活支援等のサービスを一体的、継続的に提供する地域包括ケアシステムの構築を図る。

また、通院、買い物等の生活を支える地域の足として、コミュニティバス・デマンド交通等の移動手段の維持・確保を図るとともに、安全安心に外出できるよう歩道整備やバリアフリー化等を推進する。

さらに、高齢社会に備える地域の担い手等、人材育成の支援を行う。

(女性が活躍できる環境づくりの推進)

女性が活躍できる環境づくりを促進するために、仕事と子育てを両立させる必要が

あり、女性の再就職支援や男性の育児休業取得促進など多様な主体による女性活躍のための支援を行うとともに、多様な主体による支援ネットワークの構築を図る。

また、女性の活躍推進のためには、周囲の意識改革、柔軟な勤務制度や働き方の改革が重要であるとともに、女性の登用状況を開示するなどの「見える化」についても促進を図る。

さらに、老若男女誰もが、仕事と生活の調和を図ることが出来るワーク・ライフ・バランスを推進する。

例えば、幼稚園・学校等への送迎の負担軽減、児童施設や遊び場の確保など、子育て支援の推進をはじめ、農山漁村などで活躍する女性人材の育成と一層活躍できる環境整備として、農林漁業に関する方針決定への女性の参画促進や家族経営協定締結の促進を図る。

さらに、多様な産業において、女性が活躍するための取組や人材育成、人材確保等の促進を図る。

(人口減少・若者定着に向けた取組)

人口減少対策として、若者の流出防止と東北圏への流入・定着及び都市部からの人材回帰に向け、地方大学等への進学、企業の地方拠点の強化、地元企業への就職や都市部大学から地方企業への就職を促進し、地元での雇用確保と定住促進を図る。

また、学校と地域が連携・協働し地域の人材につながるキャリア教育や地域の誇りを持てる教育を推進する。若者が活躍できる拠点づくりと集落の再生・活性化を推進するほか、結婚・妊娠・出産・子育てなどの切れ目のない支援を行う。

さらに、東北圏への移住希望者の受入促進に向けた情報発信、支援体制の強化を推進するとともに起業・創業の支援を行う。

農林水産業分野については、圏域内外からの青年層の新規就業者への支援を促進するとともに、定着促進を図る。

4. 都市と農村漁村の連携・共生などによる持続可能な地域構造形成プロジェクト

(1) 目的

東北圏の地方都市においては、人口減少社会の中にあっても持続可能な圏域とするため、コンパクトなまちづくりを進めるとともに、都市周辺に広がる農山漁村地域との有機的な共生と近隣市町村との連携を強化する「東北発コンパクトシティ」の形成に取り組み、東北圏の特性を踏まえた対流型の地域構造形成を推進する。

（２）具体的取組

（都市機能の集約・高度化などによる「コンパクト＋ネットワーク」の都市づくり）

既存の都市機能を見直し、民間事業者と連携を図りつつ、生活サービス機能、高齢者支援、スマート化、環境対策、防災対策等多角的視点からコンパクトな都市づくりを進める。既に、大曲駅周辺などにおいては、公共施設及び公益施設、商業施設、住居施設等の機能集積、交通結節点の整備等の市街地整備を推進している。

また、中心市街地を活性化し、歩いて暮らせるまちづくりを推進するため、まちづくりに関わる官民および医療、商工、福祉等の各種関連機関の連携を構築し、まちづくり会社¹⁷⁶による中心商店街再生化の支援や民間事業者による商業施設整備、イベントの開催等、中心市街地の活性化の取組を行う。例えば、〇〇市などで、街なかへ賑わいを取り戻すため、新たな都市機能の導入等を推進していく。

さらに、住生活の安定した確保を目的に、低額所得者、高齢者、子育て家庭等への住宅の供給の総合的な推進、情報バンク制度を活用した空き店舗や空き家の利用、空き店舗入居者に対する助成制度等により、既存ストックの有効活用を促進する。

加えて、まちづくりなどの地域戦略と連携した持続可能な公共交通ネットワークの形成を推進する。

（都市と農山漁村の連携と共生した関係の再構築）

マタギや漁師等による現地案内や体験学習、特産である米などの農林水産物を活用した6次産業化など、東北ブランドが前面に現れる取組を通して、都市部からの来訪者と地域住民との交流人口を拡大する。

また、宿泊施設を備えた滞在型市民農園の整備など、都市住民が体験をしながら農山漁村と継続的な交流を行える環境を設け、農山漁村とそこに暮らす人々が持つ魅力を十分に理解してもらうことで、将来的な長期滞在・定住へとつなげていく。

さらに、ライフスタイルの多様化や田園回帰の意識の高まりにあわせ、都市と農山漁村が連携して地域資源（景観、食材、伝統文化等）を活用した滞在型ニューツーリズムなどの展開を図り、農山漁村の活力維持、雇用・所得の確保、二地域生活・就労の促進や積極的に地域にかかわりを持つ協働人口の拡大などに結びつけていく。

（都市の連携による地域づくりの推進）

介護・医療施設等の利用や福祉・医療サービス等の提供、教育・文化施設等の利用や公共施設等の休館日の調整、運動公園や図書館の共同利用などにかかわる市町村間

¹⁷⁶ 地域振興などを目的として設立される公共性が高い会社。

の連携検討を行い、地域の利便性向上を図る。

また、広域的な観光案内など、複数の市町村が連携した地域づくりを推進する。

(地域間を結ぶインフラ整備と公共交通の確保)

地域間及び地域内の交通ネットワークを構築するため、〇〇道路、〇〇道路、〇〇道路等の格子状骨格道路ネットワークやバイパス・環状道路等の整備、既存施設等の長寿命化対策を推進する。

また、超高速ブロードバンドなどの整備や活用拡大、携帯電話の不感地域の解消など、情報通信ネットワークの整備を推進する。

さらに、地域住民の移動を確保するため、地域住民やNPO等の多様な主体の連携によるデマンド型乗合タクシー¹⁷⁷などの導入やスクールバスへの相乗り、スクールバスの空き時間を利用した循環バスとしての運行、隣接市町村間におけるコミュニティバスの相互乗り入れなど、バスの有効利用を促進するとともに、道の駅や診療所等の地域のコミュニティを交通拠点として形成し、利便性の向上を図る。

加えて、鉄道・航路等の地域公共交通の維持確保を図るため、関係自治体、地域住民、まちづくり団体や観光地等が連携した観光ルートの新設、企画列車の計画、乗り継ぎの利便性確保、輸送力の強化などによる集客力向上のための取組を促進する。

このほか、離島航路の確保や観光船の安定就航、地場産業の発展に貢献するフェリーやRORO船等の海上輸送を支える港湾・荷役機能の強化を図る。

5. 雪国東北の暮らし向上プロジェクト

(1) 目的

圏土の約8割が豪雪地帯である東北圏において、住民の安全・安心・快適な生活を確保し、雪と共生した雪国ならではの魅力ある地域社会の形成のため、地域間の交流・連携による雪対策を推進するとともに、雪を貴重な地域資源ととらえた利雪の促進と冬期観光の魅力発信に取り組む。

(2) 具体的取組

(安全で安心・快適な暮らしの確保)

積雪による空き家倒壊の危害を防止するための取組を推進するとともに、克雪住宅の普及促進、宅地内雪処理対策への助成制度による雪国定住の促進を行う。また、歩行空間確保のための無電柱化、市街地の融雪型歩道の整備、生活に身近な通学路等の

¹⁷⁷ ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーに準じた利便性と、乗合・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービス。

歩道整備やバリアフリー化、雪崩予防施設の整備などを推進するほか、地域コミュニティとの協働による歩道除雪の促進を行う。

また、消流雪用水の導入により、市街地の中小河川における雪の円滑な流下を図るとともに、過去の大雪被害を踏まえ、建設業団体やNPO等と連携し、除排雪の体制整備や雪処理の担い手が不足している地域への除雪ボランティアの確保・活動支援を促進する。

さらに、産・学・官・民の連携による克雪技術の開発や改良・普及等の雪対策を推進する。

加えて、冬期間でも快適な交通ネットワークを確保するため、ICTを活用した適時・適切な道路除排雪や雪みち情報の発信、除雪優先区間の設定や早めの通行止めによる迅速な除雪の実施、高速道路と一般道路等の道路管理者間及び関係機関との連携等、除雪体制の強化、防雪施設・消融雪施設の整備、冬期通行不能区間の解消のための道路改良等を推進する。

(雪を貴重な地域資源ととらえた取組)

貯蔵した雪を雪冷熱エネルギーとして、りんどう培養育苗生産施設の良好な低温環境の創出や複合文化施設の雪冷房システムに活用するなど、資源としての利用を促進するほか、住宅への雪冷房の普及・導入支援等の拡大を図る。

また、雪さらしなどの伝統手法や雪室貯蔵の米・野菜・花き・果物や雪中熟成の日本酒等、雪を付加価値の創出として活用する商品開発・販売支援の取組を促進する。

さらに、冬の魅力発信として、津軽鉄道ストーブ列車、雪国地吹雪体験プログラムや雪下ろし体験ツアー等、東北圏の冬の日常を体験できる観光プログラムを開発するとともに、みちのく五大雪祭り¹⁷⁸など（弘前雪灯籠まつり、八戸えんぶり、いわて雪まつり、男鹿なまはげ柴灯まつり、横手かまくら）、東北各地における冬の祭りやウィンタースポーツ、雪と温泉をテーマにした観光プロモーション活動等を積極的に行い、冬の楽しみを体験してもらうことで冬期観光の活性化を図る。

加えて、八甲田山や山形蔵王等の樹氷、下北半島における寒立馬の越冬放牧等、景観や自然環境の保全と調和した美しく魅力ある冬の観光地づくりを促進する。

(ウィンタースポーツの振興)

東北圏においては、フリースタイルスキーやスキージャンプのワールドカップ等が

¹⁷⁸ 八戸市、弘前市、男鹿市、横手市、雫石町、各観光連盟等により構成された推進協議会により、冬のまつりを「みちのく五大雪祭り」として情報発信。

開催されるなど、ウィンタースポーツのリーディング圏域であり、更なる国際大会や合宿等の誘致を推進し、国内外の交流人口を拡大していく。

また、八戸市が進めるスケート競技の振興策やスポーツ振興によるまちづくりを行っている鹿角市の「スキーのまち鹿角」、若者のゲレンデ人口を増やす「雪マジ! 19」¹⁷⁹等の取組を通して、各種ウィンタースポーツに触れる機会を創出し、ウィンタースポーツ人口拡大の強化を図る。

6. 東北圏の生活を支える地域医療支援プロジェクト

(1) 目的

医療機関の偏在や医師不足に加え、都市間距離が長く、中山間地域に居住地が点するなど、医療を受ける条件が厳しい地域での医療体制を整備し、持続可能な地域社会を実現するため、医師の確保に向けた支援を推進する。

さらに、ドクターヘリの活用や県域を越えた救急搬送体制、遠隔医療体制のほか、大規模災害時においても地域全体で安心できる医療体制の構築を図る。

(2) 具体的取組

(医師確保対策の推進)

地域の中心的な役割を担う医療機関と医師不足が深刻な自治体病院等の連携による医師の派遣及び地方公共団体や医療機関の連携によるへき地医療支援機構を通じた医師の派遣を推進する。

また、地方公共団体が医療機関と連携し、医師の募集及び職員としての採用並びに自治体病院等への派遣や希望医師に対する域内勤務の無料紹介等の取組を推進するとともに、医師の訪問診療や訪問看護等在宅医療体制の構築及びへき地医療拠点病院における公民館を利用した定期的な医師の派遣診療の実施等、無医地区における巡回診療体制の構築を推進し、広域的な連携による日常的な受診機会を確保する。

さらに、医師の養成に関しては、医学部入学定員の増員や入学者選抜における地域枠の設定の拡充など、新たに認可された東北医科薬科大学ほか各県の大学と連携した取組を強化するとともに医療機関などと連携した女性医師に対する出産や育児に関する支援等、働きやすい職場環境づくりや離職後の再就業に必要な復職研修の実施及び県内病院への再就職の斡旋の推進を図る。

加えて、東北圏内の研修医や指導医を対象としたスキルアップを図る取組や福島県

¹⁷⁹ 19才までにスキーを体験するとスキーを長く愛好するという調査結果を基に、全国協賛ゲレンデで19才を対象にリフト券無料とするキャンペーン。

立医科大学と福島県の連携によるホームステイ型医学教育研修等、地域医療に従事する医師の圏内定着を図る取組を促進する。

このほか、地域住民や医師、医療機関、地方公共団体の連携により、医師と患者の相互理解を深め、「コンビニ受診」を控えたり、子どもの病気に対する知識を持つなど、医師の負担を減らそうとする活動や病院を存続し地域医療を確保していくための住民意識の向上を促進する。

（ドクターヘリを活用した高度な救急医療の確保）

ドクターヘリの導入など、高度な救急医療に対する搬送体制の確保を図る。

また、ドクターヘリを運航する各県が連携し、重複要請や多数の傷病者が発生した際の効果的なドクターヘリの運航やランデブーポイント¹⁸⁰の確保など、県域を越えた連携体制の構築による救急医療体制の充実を図る。

（傷病者の受入可否情報や格子状骨格道路ネットワーク等を活用した救急搬送体制の構築）

隣接する県間や医療機関が連携し、救急医療情報システムなどを活用した傷病者の受入可否情報の共有化や搬送ルールの確立に向けた検討を図る。

また、第三次救急医療機関の60分到達圏から外れる地域が多い東北圏内の救急搬送を支援するため、〇〇道路、〇〇道路等の必要な整備を始めとする格子状骨格道路ネットワークの構築やインターチェンジ・救急車退出路・アクセス道路等の整備を推進する。

（画像診断による遠隔医療体制の構築）

遠隔地医療支援機能付きPACS（医療用画像管理システム）を導入し、双方向操作画像表示機能を活用することにより、専門医師が研修医を指導し、質の高い医療サービスを提供する医療機関相互のネットワーク整備等、ICTによる遠隔医療体制を構築するための医療・福祉機器関連産業分野における技術開発を推進する。

また、福島県立医科大学附属病院、福島県立南会津病院及び会津地域の中核病院におけるインターネットを通じた連携と妊婦健康診断に関する遠隔診断の実施に向けた検討の取組なども参考に、画像診断の活用や技術開発に関する検討を進める。

¹⁸⁰ 救急車で運ばれた患者をヘリに引き渡す「場外離着陸場」。

1 (がん医療の均てん化の推進)

がん治療の技術や情報の格差是正のため、東北6県の大学病院やがん診療連携拠点病院等が連携した「東北がんネットワーク」において、がんの治療法や情報の共有による東北地方のがん医療水準の向上に向けた検討を推進するとともに、弘前大学、秋田大学、岩手医科大学及び岩手県立大学の4大学と東北大学、山形大学、新潟大学及び福島県立医科大学の4大学がそれぞれ連携して行う教育システムやがん診療連携拠点病院との連携により、がん専門医師などがん医療を担う医療人の養成を推進する。

また、がん放射線治療の最先端技術である重粒子線がん治療施設について、東北経済連合会や山形大学を始めとした産学官で組織する協議会が設立され、施設の開設に向けて人材育成、資金調達などの課題解決に向けた検討が進められおり、その取組を推進する。

12 (災害時における医療体制の確保)

災害時においても救急医療や人工透析医療等が適切に実施できるよう、災害拠点病院等における非常用電源や通信連絡設備の確保を図るとともに、災害時の医療ネットワークを確保するため、病院、診療所、在宅サービス事業者等の連携強化による災害時要援護者の適切な搬送体制を確立し、災害時に医療行為が継続できる地域医療連携システムの構築を図る。

また、大規模災害時医療救護活動マニュアルを見直すとともに、これらの取組の実効性を高めるため、関係機関による実践的な訓練を実施する。

さらに、災害時の医療を支える人材や看護師の育成・確保を図り、DMATの充実・強化及びDPAT（災害派遣精神医療チーム）の整備を推進する。

24 7. 次世代産業の研究・産業集積拠点形成プロジェクト

25 (1) 目的

自動車関連産業や医療機器関連産業を始めとする次世代技術の研究開発拠点の集積を促進し、産学官連携による産業クラスター形成の取組を促進する。

また、高度技術やものづくり人材の育成を図るとともに、戦略的な企業立地の更なる促進と域内調達率の向上に加え、風力・地熱などの豊かな天然資源を活かした再生可能エネルギー研究や3方を海で囲まれ広大な海域を有する東北圏の強みを活かした海洋資源の開発など、世界最先端の研究開発拠点を目指す取組などを促進する。

（２）具体的取組

（次世代自動車技術等の研究開発と人材育成の促進）

次世代自動車技術のニーズを先取りするため、大学等における自動車の軽量化に資する代替素材の開発、次世代高性能蓄電システム開発及び燃料電池車等、次世代技術の研究開発を促進する。

また、中東北（岩手・宮城・山形県）３県の公設試験研究機関の連携による推進会議（IMY連携会議）において、自動車用部材の加工技術の共同研究を促進する。

さらに、「みやぎカーインテリジェント人材育成センター」等、自動車関連企業や大学等の連携による設計・開発を担う実践的なカーエレクトロニクス技術者の養成、「北上川流域ものづくりネットワーク」等による産業界と工業高校等の教育界の連携によるものづくりの人材育成、「あきたクルマ塾」等、自動車関連企業のQCD¹⁸¹の向上等を担う中核的な人材の育成、並びに「いわて組込みシステムコンソーシアム」によるものづくり産業を支えるキーテクノロジーとしての組込み技術者の育成確保を目指した産学官連携プラットフォーム¹⁸²組織によるものづくり人材や3次元設計技術者の育成等の取組を促進する。

（自動車関連企業立地の促進、域内調達率の向上）

「とうほく自動車産業集積連携会議」等による技術展示・商談会でのPR活動、自動車メーカーと地域企業との交流機会の創出、トップセールス等の取組を促進し、地域企業の優れた技術、製品等の販路開拓の促進を図るとともに、各県連携により、企業力向上、新規参入等の支援策の充実強化を図るための各種セミナーや講演会、企業見学会等の取組を展開する。

また、各県の「組込み技術研究会¹⁸³」等による組込みソフトウェア技術の集積を促進し、各種研究部門の構築と企業連携による産業集積を通じた完成車両及び関連部品等の生産に係る拠点形成及び拠点間の連携促進を図り、東北圏全体の自動車関連産業のイノベーション創出を促進する。

（医療産業集積拠点形成）

「うつくしま次世代医療産業集積プロジェクト」に代表される産学官連携による研究開発、医療機器メーカーと地域企業との交流・マッチングなど、医工連携の取組を

181 品質(Quality)、価格(Cost)、納期(Delivery)の頭文字をつなげた略語。

182 地域に存在する各種の産業支援機関を、中核的支援機関を中心にネットワーク化し研究開発から事業化までの各段階において必要とされる技術情報・資金・経営ノウハウ等のソフト面からの支援を総合的に提供する体制。

183 組込み技術者や研究者が中心となり、各県において組込み技術の普及及び高度化と技術者の人材育成に寄与するため、産学官民が連携して活動する組織。

促進し、異業種からの参入支援などの取組を促進する。

(エネルギー関連技術等の研究開発と安定供給の促進)

産業技術総合研究所「福島再生可能エネルギー研究所」において太陽光・風力・地熱・地中熱発電及びエネルギー貯蔵技術の研究を促進する。

また、自動車・医療関連産業を始めとした各種産業の集積拠点形成にあたっては、エネルギーの安定供給が不可欠であるため、東北圏の豊かな再生可能エネルギーや秋田・山形・新潟県で産出される天然ガスなどの利活用も含め、エネルギーインフラの整備の取組を促進する。

(産学官の協働による先端研究・開発拠点「フューチャー・インダストリー・クラスター」形成の促進)

「山形県バイオクラスター形成推進会議」において事業化された「クモ糸繊維事業」に代表される、産学官連携による共同研究や研究シーズの活用を促進し、バイオ分野の研究開発の活性化やバイオ技術を核とした事業化等の取組に加え、環境産業やIT産業をはじめとした多様な産業のクラスター形成のための産学官連携の取組を促進する。

また、素粒子の先端研究施設であるILC（国際リニアコライダー）について、国内外の研究者間の検討状況を踏まえつつ、東北圏の産業界、自治体及び大学等が一体となって、計画に関する情報収集や調査検討を進める。

(海洋・海底資源の研究開発の促進)

日本近海に存在するレアアースといった海底鉱物資源や、秋田・山形・新潟県沖で確認されているメタンハイドレートなどの海洋エネルギー資源の開発を促進するため、関係機関が連携して情報収集や調査研究の取組を促進する。

8. 東北圏の資源を活かした農林水産業の収益力向上プロジェクト

(1) 目的

東北圏の基幹産業であり、かつ、地場産業でもある農林水産業を活性化するため、安全・安心で高品質な東北産農林水産物等の提供や6次産業化による付加価値の高い商品の創出により収益力を向上させる。また、新たな農林水産業技術の開発や多様な担い手の育成・確保と生産基盤・流通基盤の整備により、力強い持続可能な農林水産業を構築する。

（２）具体的取組

（東北産農林産物等の収益力向上に向けた取組）

農薬・化学肥料の低減や農業生産工程管理の導入等、環境と共生する産地づくり、安全で安心なこだわり米・野菜づくりや、地元の飼料用米を活用した家畜（豚・鶏）の飼養・畜産物生産等、安全・安心で高品質な農畜産物の生産拡大を図る。あわせて、作付面積の拡大や地域に適した品種の試験栽培等による飼料用米の収量増大を図り、米の需要拡大を目指すなど、東北産農林産物等の収益力向上に向けた取組を促進する。

また、中小企業者と農林産業者の連携等による地域の農林産物を使った付加価値の高い商品の創出及び地域の食品加工業界と連携した農林産物の加工振興等の取組、流通業界や食品製造会社等とタイアップした契約栽培や販売促進、外食・中食産業等と連携した契約取引等を促進する。

また、中小企業者と農林産業者の連携等による地域の農林産物を使った付加価値の高い商品の創出及び地域の食品加工業界と連携した農林産物の加工振興等の取組、流通業界や食品製造会社等とタイアップした契約栽培や販売促進、外食・中食産業等と連携した契約取引等を促進する。

さらに、6次産業化を促進するため、地域ブランド商品の開発を促進するとともに、地場産品・農商工連携・地域資源を活用した商品に係るアンテナショップ運営の取組を促進する。

特に、山菜、きのこ類、つまものなど山村特有の資源を活用した新たなビジネスを促進する。また、被災地の農林産物を積極的に消費することによって被災地の復興を応援する取組を展開する。

加えて、高付加価値・低コストな植物工場の実証や、ゲノム解析技術とマーケティングの融合による農林産物の高付加価値化に取り組む。

食料自給率向上の観点からは、小麦粉消費量の10%以上を米粉に置き換える“にいがた発「R10プロジェクト」”において、大学等で米粉の機能性を検証・研究することによる消費者メリットの創出や、新たな米粉の需要拡大のための産地・製粉業者及び食品関連企業等と結びついたモデル事業の創出、新商品の開発支援を行うほか、パンフレットやホームページ、料理コンテスト等による情報発信等を促進する。

このほか、国内外で物産フェア等の共同開催の促進や関係団体の連携によるセミナー開催等の輸出促進に向けた取組を実施する。

（林業の成長産業化に向けた取組）

林業においては、木材需要の創出と国産材の安定的・効率的供給体制の構築等に取り組む。具体的には、CLT（直交集成板）やLVL（単板積層材）の普及、耐火部

材等の技術開発・普及、都市部での中大規模建築物の木造化等の促進、更には木材・建築関連業者等のネットワークの形成による地域材を活用した家づくりへの支援等により東北圏産材の利用を促進する。

また、コンクリート型枠用合板における間伐材等の利用や、木製ガードール等の使用など、土木分野での木材利用を推進する。さらに、森林施業の集約化、効率的な林内路網の整備や高性能林業機械の導入等を通じて木材の安定的・効率的供給体制の構築に努める。

さらに、林業の次世代リーダーを担う人材を育成するため、林業関連大学校等の教育環境を整備する。

加えて、地域の豊かな森林資源を活用した緑の循環システム「森林ノミクス」（モリノミクス）などの促進により、産業と雇用を生み出すことで、地域の活性化を図る。

このほか、森林資源を余すこと無く利用するため、建築用資材のみならず、木質バイオマスなどエネルギー利用としての取組を促進する。

（水産業の収益力向上に向けた取組）

水産物の消費者拡大に向けた消費者への情報発信や首都圏等へのPR、イベントの開催、消費者ニーズに合った商品開発、大間のマグロ、金華さば等水産物のブランド化、六次産業化の推進、水産加工による付加価値と産地価格向上の促進に取り組む。

また、漁業者自らが漁獲した水産物を活用した漁家レストランの経営、漁協と水産加工業者が協力して、これまで廃棄されていた規格外水産物を活用した新製品の開発・販売など新たなビジネスに取り組む。

さらに、HACCP認定の取得や冷凍技術の開発による市場や加工施設等の品質および衛生管理体制の向上に取り組み、海外への販路拡大を促進する。

加えて、水産資源の合理的利用を図るため、漁獲可能量・漁獲努力可能量制限の活用による資源管理、ハタハタ漁に代表されるような休漁・漁獲制限に関する取組、ホタテガイ・カキ・ワカメの養殖、ヒラメの栽培漁業やサケマスふ化放流事業等を促進し、生産性や収益性の高い経営体の育成に向けて、生産活動の協業化や経営の共同化、法人化などを促進するとともに、ホタテガイ養殖残さの削減、省燃油活動、省エネ機器の導入等による漁業費用削減を促進する。

（技術開発、多様な担い手の育成・確保と農地の有効活用）

高温耐性イネ品種の育成や温度条件によるリンドウ育成反応の解明、リンゴの着色向上等、地球温暖化による農作物の生育、収量、品質等への影響の解明と対策に係る

技術開発を促進する。また、リモートセンシング技術を活用し、航空機からの水田観測により、高度な生産指導と分別集出荷を行うなど、生産管理と品質の向上に向けた技術開発の取組に加え、林業の低コスト化等に向けた技術開発と普及を促進する。

とりわけ、原子力災害で大きなハンディキャップを背負った福島県においては、日本農林水産業のフロンティアを目指し、農林業ロボット技術の開発・実証、環境制御型施設園芸の構築など、「イノベーション・コースト構想農林水産プロジェクト」により、先端技術を取り入れた先進的な農林水産業の実践を図る。

また、「宮城県アグリビジネス¹⁸⁴経営者養成講座」や高度な生産技術や経営技術の習得を図る「いわてアグリフロンティアスクール」の開催等によるマーケティング知識の習得、ビジネスプランの立案や実践等に関わる経営者としての知識と能力を養成する。

さらに、林業において「緑の雇用」事業¹⁸⁵等による新規就業者の確保及び育成を促進する。

加えて、建設業等他産業からの農業参入企業を支援する相談窓口の開設や研修会の実施、第1次産業関係団体等の連携による農商工連携プロデューサーの育成を始め、産学官の連携による農商工連携の中核となる経営人材の育成確保に向けた取組を促進する。

このほか、荒廃農地や未利用農地を再生・利用し、大豆、麦等の需要に応じた生産拡大を促進する。

(生産基盤の保全管理、高速交通体系や空港を利用した販路拡大)

優良農地を確保するとともに、かんがい排水事業の推進により農業生産基盤の適切な保全管理等による農業用水の持続的な活用を推進する。また、農地中間機構のフル稼働、人・農地プランの活用、これらの事業の連携等による担い手への農地集積・集約化と荒廃農地対策を促進する。

さらに、「青森県総合流通プラットフォーム（Aプレミアム）」の取組では、農水産品を高速交通体系や空路を活用し、輸送時間の短縮と鮮度を保持した付加価値の高い物流サービスを行うことで、全国はもちろん香港・台湾等の東南アジア圏へも翌日配達を実現し海外を含めた販路拡大に繋がっており、こうしたICTを活用した生産・流通システムの高度化を図る取組を促進する。

184 農業を中心に農産物加工、貯蔵、流通販売、農機具・肥料製造等まで含めた産業としての農業又はそれらの産業の総称。

185 林業への就業に意欲のある若者を対象に、林業に必要な基本的技術の習得を支援し、林業における新規就業者の確保・育成・キャリアアップを目指す取組。

9. 「四季の魅力溢れる東北」を体験できる滞在交流型観光圏の創出プロジェクト

(1) 目的

東日本大震災からの被災地の復興や東北圏の活性化を図るため、落ち込んだ国内外の観光交流の増大を早期に実現することが必要である。そのため、「歴史」、「伝統文化」、「温泉」、「食」、「祭り」、「田園風景」、「自然の風景」等、東北圏の「日本のふるさと・原風景」を象徴する観光資源を地域一体となって発掘・磨き上げ、ゆっくり、のんびりと東北圏の魅力を体験し、より長く滞在が可能な観光圏を創出するとともに、東北圏への直接のアクセス機能の強化等観光客が旅行しやすい環境づくりを進め、西日本、東アジアを中心に、「ビジット・ジャパン地方連携事業」等により国と地方（自治体及び観光関係団体）が都道府県の枠を越え広域にPR、プロモーション活動を展開し多様なニーズに即した誘客を推進する。

(2) 具体的取組

(歴史・伝統文化の保存・継承)

市民、NPO等の多様な主体が連携して行う広域的な取組により、各地域における伝統文化・芸能等を担う人材の育成や豊かな自然、歴史、風土の中で形成された東北固有の文化等を映像記録により保存整理し、次代に伝承していくとともに、NPO等との連携により、木の文化を支える森づくりを推進するため、歴史的木造建造物や祭礼行事、伝統工芸品等の木の文化を守り、次代に継承していく。

また、〇〇公園、〇〇公園において、人と自然との関わりの中で育まれた自然共生の文化と知恵の学習の取組等を通じ、未来に継承していく体験・学習プログラムを市民、NPO等が一体となって検討・実践していく。

さらに、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律や景観法等の活用により、歴史上価値の高い建造物等及び日本の近代化に貢献した文化遺産やその周辺の良い市街地環境を維持・継承し、これら文化資源を活かした文化振興等の取組への支援を通じて、地域の活性化を推進する。

加えて、良好な市街地環境の整備や景観形成の取組として、主要な道路等における無電柱化を推進する。

このほか、世界文化遺産として登録された平泉（平成23年登録）及び釜石「橋野鉄鉱山」（平成27年登録）に続き、北海道・北東北の縄文遺跡群、佐渡金銀山遺跡等の世界遺産登録や、「山・鉾・屋台行事」などのユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組を通じて、歴史的な景観等を保存・継承していく。

以上の取組を継続するために、地域の文化芸術や伝統技能を担う人材育成の取組を推進する。

（「四季の魅力溢れる東北」を象徴する地域資源の発掘・磨き上げ）

「四季の魅力溢れる東北」を象徴する「田園風景」、「雪」等の地域資源を発掘し、「見る」、「感じる」、「味わう」ことができる体験型観光メニューを開発する。

また、日本風景街道の推進、歴史を活かしたまちなみ景観の形成等による原風景の保全・形成を図るとともに、観光の推進役となる地域のリーダーや地域案内、紹介に貢献するボランティアガイドの育成を推進する。

（「四季の魅力溢れる東北」を体験できる滞在交流型観光圏の形成）

観光産業の振興のため、観光地相互の連携により、農林業・漁業体験等のグリーンツーリズムやエコツーリズム、国立公園などでの自然体験、豊富な温泉資源を活用した湯治、地場産食材を活用した地元名物料理体験、雪を活かした地吹雪体験・かまくら体験等、多種多様な体験型観光メニュー等を組み合わせた観光圏の形成をより一層推進する。

また、「平泉の文化遺産」の世界遺産登録5周年を契機とした新たなツアーの創出を検討し、あわせて津波の恐ろしさを学ぶとともに地域の復興の歩みを実感してもらうような周遊・滞在型のツアーなど、被災地における復興支援と連動したツアーや震災や防災についての学習・研修を目的とする旅行を推進する。

さらに、台湾、香港、中国（上海・広州）、ASEAN（東南アジア諸国連合）、欧米、オーストラリアの旅行者をターゲットに、首都圏並びに北海道新幹線開業（平成28年3月26日【予定】）の道南地域からの旅行者を対象とした、広域観光周遊ルート「日本の奥の院・東北探訪ルート」形成促進事業を推進する。

（東北全体の活性化を促す観光ビジネスの構築）

東北圏全体の観光産業の振興のため、東北圏全体の観光資源の開発と商品化を含めた観光ビジネスの構築を図るとともに、東北圏の様々な取組を連動させ、統一的な情報発信や政府の関連事業の実施、民間イベント等の開催の働きかけ、特に東北圏への若者や高齢者、障がい者による旅行を推進する。

滞在交流型観光の取組を推進するため、観光地経営の視点に立った「日本版DMO」¹⁸⁶を立ちあげ、市場との窓口機能等を担う「観光地域づくりプラットフォーム」の形成を推進しつつ、着地型商品の企画・販売、人材育成等を行う取組を推進する。

¹⁸⁶ (Destination Management / Marketing Organization) の略で、観光地域づくりの舵取り役を担う法人。

1 以上の取組により、観光振興による雇用の創出を図っていく。

3 **(東北圏への直接のアクセス機能の強化)**

4 他圏域からの快適な長距離移動を実現するため、格子状骨格道路ネットワークの形
5 成や、地方航空路線の維持・拡大、フェリー・クルーズ船に対応した港湾機能の充実
6 に向けた取組を推進する。

7 また、高速鉄道ネットワークについては、幹線鉄道的高速化を推進し、乗り換えの
8 利便性向上を図る。

9 さらに、在来線の安全確保を図り、災害に強く信頼性の高い鉄道ネットワークを推
10 進する。

11 加えて、青函圏¹⁸⁷における新幹線やフェリーの利活用、北関東・磐越地域及びF I
12 T地域¹⁸⁸における高速道路網や福島空港、新潟空港を利用した航空路線の活用、仙台
13 空港鉄道の利用促進等の交通アクセスネットワークの活用を図るとともに、空港を利
14 用した東北圏へのアクセスを促進するため、L C C（格安航空会社）等の定期便の就
15 航、チャーター便の活用や航空路線を利用した観光、空港アクセス改善等の空港利便
16 性向上を推進する。

18 **(東北圏内の移動手段の充実)**

19 地方空港や主要駅から観光地を結ぶ高速バス等の二次交通の整備、航路との乗り継
20 ぎ向上を図る。

21 また、鉄道の乗り継ぎやレンタカー利用等における利便性向上の取組を推進する。

23 **(外国人観光客等に対応した環境整備)**

24 観光客の受入体制の充実のため、諸外国からの観光客に対応した観光案内所、英語、
25 韓国語、中国語併記による多言語観光案内板、休憩所等のバリアフリーとユニバーサ
26 ルデザインに沿った整備を推進するとともに、観光ガイドを養成するなど、おもてな
27 しの心を持ったサービスの提供を推進する。

28 また、外国人旅行者が大きな荷物を持って国内を移動する不便を解消するため、宅
29 配サービスの充実を図り、「手ぶら観光」の取り組みを推進する。

30 さらに、「道の駅」での、「ビジット・ジャパン案内所」の設置、主要な観光拠点

187 青森県、北海道道南圏。

188 F I T構想の対象地域。首都東京に近接し、新しい時代にふさわしい、人々をひきつけてやまない地域づくりに向けたポテンシャルを豊富に有する福島（F）・茨城（I）・栃木（T）の3県の県際地域（那須岳・八溝山を中心とする地域）が、これまで培ってきた交流・連携をもとに広域交流圏としてのさらなる発展を目指すもの。

におけるWi-Fiスポット（無料公衆無線LAN）の整備、免税店の拡大、外国人旅行者向け「高速バスフリーパス」導入、クルーズ船寄港に対応した港湾機能の充実や、みなとの交流拠点「みなとオアシス」の機能充実といったインバウンド観光を促進する取り組みを推進するため、「訪日外国人旅行者数 2000 万人の受入に向けた東北ブロック連絡会」¹⁸⁹等を活用して迅速化を図る。

（官民一体となった効果的なプロモーション活動）

東北観光推進機構等を活用するなど県境（圏域）を越えた連携により、西日本や東アジアをターゲットとした旅行業者、旅行雑誌等現地メディアへのプロモーション活動を推進する。

また、インターネット情報サイトなどを活用して、東北観光に関する総合的情報を多言語で提供するとともに、観光と物産の一体的取組、交通事業者との連携等による効果的なプロモーション活動を推進する。

さらに、桜を中心とした観光交流による広域的な地域支援活動として、「東北・夢の桜街道推進協議会」での官民の連携による「東北・夢の桜街道」、「東北酒蔵街道」の活動を推進する。

加えて、東北圏が一丸となって、早期の観光業の再生を図るため、各種観光キャンペーンを展開する。

このほか、成熟した旅行者層や富裕層を対象とした多方面からのインバウンド観光¹⁹⁰を推進するとともに、クルーズ船誘致に向けたプロモーション活動にも積極的に取り組んでいく。

（2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた活動）

2019 年ラグビーワールドカップ、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、ナショナルチーム等におけるオリンピックに向けた事前合宿やキャンプを誘致するための環境整備を推進する。

また、東日本大震災の復興状況や震災対応の教訓と伝承を情報発信するとともに、震災時の世界各国からの支援に対する感謝の気持ちの発信に取り組む。

さらに、県産品や東北圏ならではの文化のPRと文化プログラムの推進に向けた取

¹⁸⁹ 平成 27 年 1 月 27 日開催された「国土交通省観光立国推進本部」において「訪日外国人旅行者数 2000 万人の受入に向けた地方ブロック連絡会」の設置を決定。東北ブロック連絡会は、平成 27 年 3 月に設置した。

¹⁹⁰ 外から入ってくる旅行、一般的に訪日外国人旅行を指す。日本においては、海外旅行に比べインバウンドの数が著しく少ないことから、2003 年に政府は「外国人旅行者訪日促進戦略」を掲げ、現在は「訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）」が行われている。将来的にはインバウンドの数を 3,000 万人とすることを目標とし、2016 年までに 1,800 万人、2020 年まで 2,500 万人の目標を掲げている。

組や、観光及びスポーツの振興と関連する施設の整備を推進する。

10. 東北圏の発展を牽引する日本海・太平洋2面活用によるグローバル・ゲートウェイ機能強化プロジェクト

(1) 目的

東北圏の経済を発展させていくためには、国内外との交流・連携を促進し、東北圏全体として国際競争力の強化を図る必要がある。そのため、日本海と太平洋の双方に面している東北圏の特性を活かし、日本海・太平洋2面活用型国土の形成による、国際物流機能、国際交流機能の高度化、効率化を実現するグローバル・ゲートウェイ機能強化に向けた取組を推進する。

(2) 具体的取組

(地域の強みを活かした物流体系の構築)

日本海側と太平洋側の2面をフル活用し、それぞれの強みや個性を活かした物流の効率化と連携強化を図り、グローバル・ゲートウェイとしての機能強化を推進する。

国際海上輸送ネットワークの充実を図るため、国際コンテナ戦略港湾である京浜港へのフィーダー輸送の拡大・進展、コンテナ船による北米航路の充実及びコンテナ、RORO船、フェリーなどあらゆる輸送形態の可能性を含めた日本海対岸諸国との新たな航路開設に向け、集荷活動やポートセールスに取り組むとともに、〇〇港、〇〇港などの国際物流ターミナルの整備による物流拠点機能の強化を図る。なお、日本海対岸諸国との間では、中国東北部と日本を結ぶ日本海横断航路の利用促進とあわせて、極東ロシアと欧州を結ぶシベリアランドブリッジへ接続する日本海横断航路の開設による国際複合一貫輸送（シーアンドレール）の実現を目指す。

また、コンテナ等のユニット貨物については、45フィートコンテナの利用拡大、船舶の大型化等に対応した荷役・輸送機械の高度化、インランドデポの利活用、モーダルシフト、コンテナのラウンドユース、小口混載サービスにより、輸送効率化と港湾・航空サービスの充実を図る。あわせて、東北圏の高い品質の農林水産物・加工品の輸出拡大に向けて、東北圏の官民が一体となった取組により、生産から販売に至る商流と物流の基盤強化、産地間連携や異分野間連携による効率的な輸送体系の構築を図る。

さらに、既存のフェリー・RORO船航路の維持・拡大に向けた取組として、定時性確保や港湾利用企業等の新たなニーズに対応した港湾機能の強化を図るとともに、内陸部の産業集積地域と沿岸部の交通の円滑化を契機にした新規航路開設に向けた取組の強化を図る。

加えて、バルク貨物については、エネルギー及び穀物等の安定的かつ安価な調達

可能となる港湾機能の高度化を図る。そのため、国際バルク戦略港湾の〇〇港では、大型船の受入拠点としてのターミナル機能の強化、埠頭運営事業の効率化に向けた支援及び連携港とのネットワーク環境の整備を図る。あわせて、LNG（液化天然ガス）基地を起点とした海上輸送ネットワークを構築するため、大型LNG船の安全な航行・荷役のための施設整備や二次輸送を見据えたLNG基地の整備による港湾の機能強化を図るとともに、穀物については、拠点形成による物流効率化を図るため、新たな拠点化と国際バルク戦略港湾との連携輸送の実現に向けた検討を推進する。

このほか、東北圏のポテンシャルを活かした新たな輸送ニーズの取り込みに向け、太平洋側の代替ルートとなる日本海縦断航路の充実を図るとともに、東アジアと北米を結ぶ最短ルートである津軽海峡の特性を活かした航路の検討や北極海航路の実現可能性の検討を推進する。あわせて、企業・物流情報等の収集整理と物流に関する情報提供によるマッチング、施設の計画・整備や港湾利用等様々な面での企業の物流ニーズ（物流環境の変化等）への柔軟な対応及びモーダルシフトの可能性の検討により、港湾の利用者（荷主・物流業者）の利便性の向上を図る。

空港においては、航空貨物の取扱量を拡大させるため、旅客便貨物室（ベリースペース）の活用、貨物専用機（フレーター機）の就航、荷主等のニーズに的確に対応した航空物流機能の充実により、需要開拓を図る。

（地域経済を支える安全で利便性の高い物流基盤の構築）

道路と港湾の連結強化等による効率的な物流体系の構築を図るため、主要な都市や生産拠点と港湾・空港を結ぶ高規格幹線道路等の格子状骨格道路ネットワークの形成を目指し、〇〇道路、〇〇道路、〇〇道路等のほか、〇〇道路やバイパス・環状道路・スマートインターチェンジ等の必要な整備を推進する。

また、ICTを活用し、特殊車両通行許可申請手続きの簡素化と港湾のターミナル機能の高度化を推進するとともに、民の視点や創意工夫を積極的に取り入れた、効率的な物流や港湾運営の実現に向けた取組を推進する。

さらに、船舶の航行安全や荷役作業の安定性を確保するため、港内静穏度向上や避泊水域確保を目的とした〇〇港や〇〇港等での防波堤の整備や、航路・泊地水深の確保のための浚渫等の整備を推進する。

加えて、長周期波の影響による荷役障害の防止に向けた対策の開発・取組を推進する。

（グローバル化に対応した交流機能の強化）

観光・ビジネス等の人的交流の拡大に向け、クルーズ船の寄港を受け入れるための

港湾機能の充実、LCCの参入の促進、国際チャーター便の就航の促進、空港アクセスの改善等、港湾・空港の国際化に向けた機能強化による利便性の向上を図る。

また、仙台空港においては、民間事業者の資金・経営能力を活用し、空港の活性化を図る。

さらに、外国人ビジネス客などの取り込みに向け、例えば、政令指定都市である仙台市¹⁹¹と新潟市においては、東北圏の発展を支える広域的なグローバル拠点として、ビジネスしやすい環境整備やMICEの誘致などに取り組む。

11. 地球温暖化等に伴い高まる自然災害リスクへの適応策プロジェクト

(1) 目的

東北圏では、地球温暖化がもたらす気候変動による降水量の増加や雪解け時期の早期化が想定されるほか、火山活動の活発化など、将来において自然災害リスクが高まることが予測されている。これらに対応した災害に強い圏域の形成を図るため、風水害・土砂災害や異常渇水、火山災害等の自然災害による被害を最小限とする取組を推進する。

(2) 具体的取組

(高まる風水害等のリスクに対する適応策)

〇〇川水系、〇〇川水系、〇〇川水系における堤防や〇〇ダム、〇〇ダム等の洪水調節施設等の治水対策、〇〇水系等の砂防事業、〇〇地区や〇〇地区の地すべり対策などによる土砂災害防止対策及び〇〇海岸等の侵食・高潮対策並びに、〇〇水系等のダムにおいて上流からの土砂流入を捕捉する対策を検討し、既設ダムの維持に努める。特に、平成27年関東・東北豪雨を踏まえて、洪水を安全に流すための堤防のかさ上げや浸透対策などを推進するとともに、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策を推進する。

また、〇〇川水系等における総合的な土砂管理によって上流域から海岸域までの土砂移動の連続性を確保し、あわせて〇〇海岸において、沿岸漂砂を勘案しながら海岸保全施設の整備を進め、海岸侵食に対する取組を推進する。

さらに、山地災害等の被害を防止・軽減する事前防災・減災の観点から、土砂流出防備や防風、防潮等を目的とした保安林の整備保全、治山施設の設置や機能が低下した森林の整備など、総合的な治山対策や適切な森林の整備及び保全による災害に強い

¹⁹¹ 平成27年に観光庁が仙台市、札幌市、千葉市、広島市、北九州市を「グローバルMICE強化都市」選定。なお、平成25年に「グローバルMICE戦略・強化都市」（現「グローバルMICE都市」）として東京都、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、福岡市が選定。

1 森林づくりを通じた「緑の国土強靱化」を推進する。

2 加えて、地域づくりと一体となった取組として、河川における災害危険区域条例、
3 土砂災害対策としての警戒区域指定等による土地利用の規制・誘導、〇〇川水系等
4 における輪中堤の築造や宅地かさ上げ等、早期に効果を発現する土地利用に応じた治水
5 対策を推進する。

6 このほか、条例により、災害危険区域に指定された区域内での住宅建築の規制やが
7 け地等危険箇所からの住宅移転の支援を行うほか、〇〇川流域における都市浸水被害
8 軽減を図るため、雨水幹線の拡張や雨水ポンプ場の整備や〇〇川流域における下水道
9 施設の整備、透水性舗装や公共施設の貯留・浸透施設の整備を推進し、家庭用雨水貯
10 留浸透施設への支援を行う。

11 危機管理対策として、想定最大クラスの洪水、内水、高潮に対応した浸水想定区域
12 図の作成を進め、地域住民と連携した洪水・内水・高潮ハザードマップ、まるごとま
13 ちごとハザードマップ等の整備、普及を図る。

14 また、地域住民等が迅速・的確に避難行動を起こせるよう、インターネットや携帯
15 電話等を活用し、リアルタイムで雨量・河川の水位・洪水情報・土砂災害に関する情
16 報や、潮位、GPS（人工衛星による測位システム）波浪計等の観測データの情報提
17 供及び高度化を推進する。

18 さらに、既設盛土の活用による氾濫流の防止・抑制、鉄道施設における落石等防止
19 設備や防風設備、強風警報システム設置等の取組や、道路交通の安全性や確実性を確
20 保するための道路防災対策の推進、土砂災害警戒区域等の指定、各種ハザードマップ
21 の作成及び周知等の警戒避難体制の充実および強化を進める。

22 このほか、災害が発生することを前提としたタイムライン（防災行動計画）の策定
23 や充実を図り、地域における住民や企業等による自助・共助の取組を促進するととも
24 に、住宅地や市街地の浸水被害の軽減を図るため、〇〇川水系の福島県郡山市で策定
25 された100mm/h安心プランにより、河川と下水道が連携した局地的集中豪雨対策の取
26 組を推進する。

27 28 (総合的な土砂管理)

29 山地・山麓部、平野部、河口・海岸部の各領域で発生している土砂移動に関する問
30 題に対し、砂防・ダム・河川・海岸の個別領域の問題として対策を行うだけでは解決
31 できない水系について、土砂が移動する場全体を流砂系という概念で捉え、土砂移動
32 の継続的な観測・監視・評価を踏まえながら、砂防施設による流出土砂調節、河川・
33 ダム等の堆積土砂対策、侵食海岸における海岸保全施設の整備・養浜等を推進し、山
34 地から海岸までの流砂系一貫の総合的な土砂管理体制を推進する。

1
2 (渇水リスクの回避に向けた適応策)

3 ○○ダム、○○ダム等の多目的ダムの建設等により安定的な水資源の確保を図る。

4 また、既設ダム群等の連携による水資源の確保や多目的ダムの河川環境保全のため
5 の操作による渇水リスクの軽減を図るとともに、国民生活や社会経済活動の安全・安
6 心に必要な水が利用できる社会を構築する。

7 さらに、ダム上流等の重要な水源地域における治山施設の設置や植林・間伐等の森
8 林整備を推進し、水源涵養機能の維持・発揮を図る。

9 加えて、異常渇水時における連絡体制を整備するなど、渇水対策を強化する。

10 このほか、水が循環する過程を見据えた上で、安定的な水需給バランスを確保する
11 とともに、地震等の大規模災害等、危機的な渇水、水インフラの老朽化といった水供
12 給に影響の大きいリスクに対しても、良質な水を安定して供給するための取組を推進
13 する。

14
15 (火山災害に向けた対策)

16 火山の荒廃に起因する土砂災害や火山噴火による土砂災害を防止する砂防施設の
17 整備を推進するとともに、観測体制の強化、降灰量に関する情報等の発信強化、研究
18 開発の推進を図る。

19 また、地殻変動や火山泥流等の監視体制を強化するとともに、火山防災マップの作
20 成・普及を進める。

21 さらに、「火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定を推進するほか、「火山防災協
22 議会」における検討を踏まえ、噴火警報等に対応した避難体制を整備・強化する。

23
24 12. 東北圏のポテンシャルを活かした低炭素・循環型社会づくりプロジェクト

25 (1) 目的

26 自然豊かな東北圏において、自然と共生する社会の実現を図るとともに、世界のモ
27 デルとなるような低炭素・循環型社会を構築し、環境保全の先進圏域を目指す。その
28 ため、再生可能エネルギー等の積極的な導入やバイオマスの利活用及び技術開発、適
29 切な森林の整備・保全を通じた低炭素・循環型社会構築のための森林づくり、低炭素
30 型スマートシティ・スマートビジネスの形成など低炭素社会づくりを推進する。さ
31 らに、リサイクル産業の振興を通じて、我が国における非鉄金属等のリサイクル拠点
32 の形成に取り組み、循環型社会づくりを推進する。

（２）具体的取組

（低炭素社会構築のための再生可能エネルギー等の導入）

東日本大震災を踏まえ、災害に強い低炭素社会・循環型社会を形成するため、水力、風力、太陽光、バイオマス、地熱および雪冷熱など地域特性に応じた再生可能エネルギーの活用を住宅などの民生用での活用のみならず、学校施設、庁舎、公共施設など地域防災拠点を含む公共部門においても積極的に導入を進めるとともに、既存の送電網への接続や出力の安定化に配慮しつつ、エネルギー源の自立分散化に対応した送電ネットワーク等の整備を推進する。

また、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、地方公共団体等の連携を強化し、地域特性に応じた再生可能エネルギー等の導入を最大限推進していく。

さらに、産学官の連携により、再生可能エネルギー等の応用技術に関わる産業の誘致や人材育成を推進するとともに、民間企業等と連携し、蓄電池併設型風力発電や新型小型風力発電の導入を推進するほか、潮汐や波力などの海洋エネルギー発電の技術開発、海洋バイオマス及び海洋深層水等の研究開発、加えて、林地残材等の活用による木質系バイオマス発電や熱利用、生活燃料等の安定的活用に資する技術及び機器の開発と普及及び利用を推進する。

加えて、北海道・北東北地域における再生可能エネルギー等導入先進地域の形成を目指した取組を進め、地域経済の活性化と仕組みづくりの検討を推進するほか、弘前大学・北日本新エネルギー研究所における複数大学による再生可能エネルギー等の技術開発やエネルギー産業の創出に向けた共同研究を推進する。

あわせて、次世代自動車充電インフラ整備促進事業の取組等を通じ、EV（電気自動車）、PHV（プラグインハイブリッド車）の導入や充電施設整備の促進を図り、生活環境等の改善に資する取組の推進に努めていく。

このほか、港湾空間における再生可能エネルギー導入に向けたフィールド提供等の支援を積極的に行う。

（低炭素・循環型社会構築のための森林・海域づくり）

東北圏の有する豊富な森林資源を循環利用するため、間伐等による森林の適正な整備や着実な再生林に取り組むとともに、保安林などの適切な管理、保全を推進する。

また、公共建築物の木造化・内装木質化や、公共土木事業などにおける間伐材の積極的な利用、地産地消型の再生可能なエネルギー源としての木質バイオマスの利用促進、新たな技術開発を進め、地域循環型で森林資源を無駄なく利用する取組を推進する。

さらに、企業、NPO、森林所有者、地元関係者等のネットワーク化などによる連

1 携強化や、活動フィールドや技術等の提供による圏民参加の森林づくりの取組を推進
2 するほか、カーボン・オフセット制度の普及を推進する。

3 加えて、炭素の固定量が多く見込まれている浅海域での干潟や藻場等の造成により、
4 海藻類等の海洋生物の光合成による二酸化炭素吸収・炭素固定化（ブルーカーボン）
5 を推進する。

7 (低炭素型スマートシティ・スマートビレッジの形成)

8 地方公共団体、民間事業者、NPO等多様な主体が連携して、低炭素まちづくり計
9 画の策定等を行い、官庁施設、民間建築物や住宅等の長寿命化・低炭素化を図る。

10 また、病院・福祉施設や共同住宅等の生活を支える都市機能の集約整備、鉄道やバ
11 ス等の公共交通機関の活用促進、エコドライブの普及促進、超小型モビリティの導入、
12 自転車を利用しやすい環境整備、交差点改良等の渋滞対策及び共同輸配送の促進等
13 により、低炭素化の取組を推進する。

14 さらに、農山漁村における自立分散型エネルギーシステムの実現のため、六次産業
15 化法¹⁹²に基づく支援措置等を活用し、地域特性に応じた再生可能エネルギーを最大限
16 に利活用するスマートビレッジの形成に向けた取組を推進するとともに、ICTを活
17 用し地域単位で需給一体となったエネルギー管理を行うスマートコミュニティ等の
18 取組を推進する。

20 (循環型社会づくりの推進)

21 循環型社会づくりを推進するため、民間企業、市民等が連携した使用済小型電気・
22 電子機器の広域的回収システムを構築し、リサイクル技術を活かした非鉄金属の回収
23 を推進するほか、大学等による非鉄製錬産業及び資源リサイクル産業の研究開発及び
24 人材育成を推進するとともに、家電・廃プラ・焼却灰・水産加工廃棄物等の各リサイ
25 クル拠点の形成を推進する。

26 また、リサイクル関連業者等が連携し、循環資源に関する情報共有や品質保証機能
27 の付加、リサイクル処理機能の向上を図るとともに、静脈物流¹⁹³ネットワークの構築
28 へ向けて、〇〇港、〇〇港、〇〇港等におけるリサイクルポートの取組を推進する。

29 さらに、市民、NPO等による食品残さのたい肥化や飼料化、地方公共団体による
30 下水汚泥の燃料化やたい肥化、消化ガス¹⁹⁴を用いた発電、リン回収等、下水汚泥の有

192 正式名称「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成23年3月1日施行）

193 消費者から排出される廃棄物を回収して、再資源化するための物流システム。

194 微生物による汚泥の発酵過程で発生するガスで、メタンと二酸化炭素を主成分とする混合ガス。

効活用の取組を推進するとともに、「都道府県バイオマス活用推進計画」、「市町村バイオマス活用推進計画」の策定および公表された同計画の実現による圏民各層へのバイオマスの利活用推進に向けた普及啓発等、バイオマスの新たな利活用による農林漁業・農山漁村地域の活性化、新たな戦略的産業の育成等を推進し、エネルギーの地産地消を目指す。

加えて、市町村が作成する循環型社会推進地域計画に基づき、マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設等の整備や、二酸化炭素排出の抑制に資する廃棄物処理施設の改良等により、廃棄物処理施設における循環型社会づくりを推進する。

自動車の製造から使用過程における二酸化炭素排出量は多大であることから、使用済み自動車の適正処理、二酸化炭素排出量の削減、リサイクル部品の活用促進等の環境保全対策に積極的に取り組み、自動車分野の循環型社会づくりを推進する。

13. 東北圏の自然環境の保全・継承プロジェクト

(1) 目的

東北圏の豊かな自然環境や景観、原風景といえる美しい森林や田園、川や湖などの水環境、海辺や海域の保全・継承の取組を行うとともに、人口減少下における国土管理を適切に推進する。また、東北圏の自然環境や風景等を保全・継承する人材の育成や地域づくりを圏域全体で推進する。

(2) 具体的取組

(自然環境の保全による生物多様性の保全)

市民、NPO等の多様な主体が連携・協働し、国立・国定・国営公園等や鳥獣保護区等における保全整備や外来生物の駆除、適正利用を推進する。

具体的には、白神山地世界遺産地域連絡会議等を通じた関係省庁、地方自治体、NPO団体等の連携による白神山地世界遺産地域及びその周辺地域の保全管理、尾瀬や十和田八幡平を始めとする国立公園の生態系及び景観の保護、植生荒廃地における植生復元対策等や環境教育、エコツーリズム等を推進するほか、市民、民間企業等の連携による十和田湖の水質保全、水産資源の管理等や猪苗代湖への人為的汚濁負荷の流入の削減、市民、NPO等の連携・協働によるラムサール条約湿地の保全と生物多様性の保全や自然再生推進法に基づいた伊豆沼・内沼等の自然再生の推進等により、貴重な自然環境を保全し、次代に継承していく。

また、江戸時代から植林が行われてきた庄内海岸（遊佐町、酒田市、鶴岡市）を始め、風の松原（能代市）、屏風山（つがる市）等の歴史や景観上も価値の高い海岸防

1 災林を保全・再生し、次代に継承する。国有林内の「保護林」とそれらを中心にネッ
2 トワークを形成する「緑の回廊」の適切な保全・管理を通じて、生態系ネットワーク
3 の構築を図り、生物多様性を確保していく。

5 (流域圏における水環境の保全)

6 水源涵養機能確保として水田を維持し、流域全体で貯留浸透・涵養能力の保全向上
7 を図る。水源地であるダム湖等での水質保全を推進するとともに河川においても水環
8 境の保全、水質の改善や親水空間の形成を図る。

9 また、川や湖を軸とした多様な主体による自然環境の保全・再生、森林の整備・保
10 全・清掃活動、水・川の文化伝承、環境・防災教育の活動を促進するとともに、圏民
11 意識の醸成を図る。

13 (海域の環境保全)

14 国際的な協調・協力体制の下で漂流・漂着ごみ対策や流出油などの海洋汚染対策、
15 海洋環境保全の取組を推進する他、沿岸部等において東日本大震災で流出した漂流・
16 海底ごみの処理、海草藻場の保全等、海域環境の再生を図る。

17 また、多様な主体の参加による海浜清掃活動等を推進するとともに、環境改善に向
18 けた海浜・干潟の保全海藻類の移植等を推進する。あわせて、海に対する圏民意識の
19 醸成を図る。

21 (国土の適正な管理)

22 豊かな国土を次世代に継承するには、農地・農業用水等の適切な管理、荒廃農地の
23 再生に向けた取組を推進するとともに、水源涵養等に重要な役割を果たす森林の整備
24 及び保全を進めるほか、低潮線保全区域及びその周辺の巡視・調査、地籍調査の計画
25 的な実施や都市における低・未利用地や空き家等の有効活用を進める。

26 また、有人離島への持続的な定住の維持に向けた取組を推進する。

27 さらに、人口減少社会における国土管理を適切に行うためには、地域住民を始め、
28 多様な主体と協働で行う取組を促進させるとともに、圏民意識の向上を図る。

30 14. 「東北にっぽん」を創造する多様な主体が連携・協働する地域づくり支援プロジェ 31 クト

32 (1) 目的

33 多様な主体が連携・協働し充実した教育機会の確保を図り、東日本大震災による被
34 災集落等の復興や中山間地域等の条件の厳しい地域における集落への支援など地域

活性化に貢献できる人材を育成する。さらに、地域の産業等を支える人材の確保を図る。

また、東北圏において地域づくりに関する支援は喫緊の課題となっていることから、多様な主体による地域づくり支援組織である「地域づくりコンソーシアム」を創出し、東北圏においてネットワーク化を図り、住民主体の地域づくりを支援する取組を推進する。

(2) 具体的取組

(多様な主体による教育機会の確保及び産業等の担い手支援)

大学・学術研究機関、企業、行政等の多様な主体が連携・協働し、地域の課題を踏まえて、持続可能な地域づくりや被災地域の復興に貢献できる人材育成を推進する。

また、建設業や運輸関連産業等の地域産業の人材確保に向けては、若年層、女性、高齢者の活用方策を検討するとともに、担い手の高齢化の状況にも鑑み、技術の維持・継承方策の検討を推進する。

また、地域ビジネス創出を支援する中間支援組織のマネジメント力の向上機会を創出する。さらに、中間支援組織の人材育成をサポートするため、インターンシップ制度や出向制度等の活用を推進する。

さらに、持続的な地域づくりを行うためには、地域内に住む人材の活用の他に、外部人材の活用も重要であることから、地域おこし協力隊や集落支援員の活用を推進するとともに、IターンやUターン等によって地域に移住・定住する者と地域づくりを担う組織との間における人材のマッチングに精力的に取り組む。

(地域づくりコンソーシアムの構築)

大学・学術研究機関、NPO、経済団体及び行政等で構成された多様な主体による地域づくり支援組織「地域づくりコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」の構築に向けた課題整理と体制整備及び運営のあり方に関する検討を推進する。

(コンソーシアムを用いた支援システムの構築)

コンソーシアムを構成する多様な主体が連携し、コミュニティ支援のための政策・戦略研究、人材育成支援及び事例検証等に基づき、住民主体の地域づくりを支援するシステム構築に向けた検討を推進する。

また、大学・学術研究機関においては、所属研究スタッフの高度な専門知識を活用し、地域づくりにおける諸課題への対応について、適切な指導、助言を行うほか、社会的関心を高めるためのメディア・広報戦略を展開するなど、地域づくり全般の対応

に関する相談を受け、総合的なアドバイスや支援を行う。

さらに、NPO等においては、所属する人材や業務活動上のネットワークを活用し、取組課題に応じた人材支援や専門技術・ノウハウ等の支援を行うことにより、地域づくりを援助していく。

行政は、地域づくりに関してコンソーシアムが適切に支援機能を発揮できるよう、仲介機能の役割を積極的に果たしていくよう努めるほか、コンソーシアムの体制づくりにおける財政的な支援体制の整備に向けた検討等も推進していく。

企業、経済団体等も、その活動の中でコンソーシアムの取組の充実に協力するなど、社会貢献の役割を検討していく。

(コミュニティ機能の強化)

東日本大震災や高齢化の進展等により弱体化したコミュニティを活性化するため、コミュニティ形成に資するイベントの実施や交流拠点の確保に向けた支援を行い、地域住民同士の交流を促進する。

また、地域において、住民、行政、医療・介護・福祉の関係者等が協力し子育て支援、高齢者介護、障害者支援などを行う体制整備を推進する。加えて、支援を要する方々の自立した生活を確保することの重要性について、地域の誰もが理解を深めて支え合う、「心のバリアフリー」に関する施策を推進する。

15. 首都圏・北海道・北陸圏等との連携強化プロジェクト（仮称）

(1) 目的

北陸新幹線や北海道新幹線開業、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、東アジアやロシア等の経済成長等の時勢も的確に捉え、他圏域等との交流・連携による競争力強化、地域活性化、防災力強化を図る。

例えば、FIT地域等での取組や大規模災害時のバックアップ機能の確保等首都圏との連携、日本海沿岸地域での防災や観光に向けた取組を通じた北陸圏との連携、青函圏や北海道・北東北3県での取組を通じた北海道との連携などにより、他圏域などとの交流・連携強化を図る。

(2) 具体的取組

1) [首都圏との連携強化]

1. 「FIT広域対流圏の強化プロジェクト」

FIT地域(福島・茨城・栃木の3県の県際地域)は、首都圏と東北圏をつなぐエリアであり、東京圏への近接性や豊かな地域資源、自然環境を活かし、FITブランド

の確立による魅力ある地域づくり、広域観光交流、移住・二地域居住に取り込むとともに、災害の教訓を踏まえた安全・安心で災害に強い地域づくりを推進し、広域対流圏として更なる発展を目指す。

(地域ブランドの確立による魅力ある地域づくり)

① 芸術、芸能、文化、歴史的な町並み、自然環境など魅力的な地域資源を活用した地域づくりを推進。

② 豊富な地域資源を活用した都市・農山漁村の対流を推進。

③ 地域特性、魅力的な地域資源を一体的に捉えた情報発信を推進。

また、豊富な地域資源を活用した都市と農山漁村の対流を推進するとともに、地域の特性、魅力的な地域資源を一体的にとらえた情報発信を推進する。

(広域観光交流の推進)

① 豊かな地域資源を活かした自然体験や農業体験、農家民宿など地域住民との交流など「体験」を軸とした観光を推進。

② アクアマリンふくしま五浦海岸などの海洋系リゾートと那須高原や甲子高原、日光国立公園などの山岳系リゾート、茨城県北ジオパーク、阿武隈高地などを巡る広域観光周遊ルートの構築。

③ 2020年のオリンピック開催を見据え、福島空港などからのインバウンド観光を推進。

(移住・二地域居住の推進)

① 東京圏に近接し、鉄道や高速道路により短時間でアクセスできる利便性を活かし、都内でのPRや相談体制の充実、田舎暮らしツアー、お試し居住等に取り組み、都市とFIT地域を気軽に行き来する二地域居住や移住に結びつく人の流れを創出。

(安全安心で災害に強い地域づくり)

① 大規模災害時や地域振興に重要な役割を果たす道路ネットワーク網の整備を促進するとともに、関東圏と東北圏沿岸部の基幹的な交通基盤を復旧する。

② 観光業や農林水産業などに影響を及ぼしている風評被害を払拭。

2. 「日光・会津歴史街道創出プロジェクト」

日光・会津地域には、他の地域には無い歴史をテーマとした観光資源が数多く存在

し、純日本的な地域資源が広く集積するエリアであることから、主要観光地の連携交流を強化し、スローライフ、田舎暮らしなどをコンセプトに「日本のふるさと」として地域イメージを定着させ、インバウンドを含む観光振興による交流人口の増加を図ると共に、都市と農山村の交流促進による持続可能な地域コミュニティの形成により、本地域特有の地域資源を将来世代へと引き継ぐものである。

(国際的な観光コンテンツを活用した広域観光周遊ルートの創出)

① 世界遺産「日光の社寺」をはじめ、日光・尾瀬地域に広がる国立公園にある戦場ヶ原・中禅寺湖といった豊かな自然環境、更には旧外国大使館別荘や旧御用邸といった歴史的建造物が集積するなど、本エリア固有の地域資源を広域観光周遊の一との形成に活用すると共に、国内はもとより海外からの観光誘客に向けて環境整備等、各種観光施策を推進する。

② 「歴史・文化」「自然」「レジャー」「食」等、各地域における多彩で魅力的な観光資源が集積する本エリアにおいて、特に外国人が好む純日本的な地域資源を最大限活用し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて増加する外国人観光客に対するPRを強化する。

(地域資源を守るコミュニティの維持)

① 純日本的な地域資源を守るため、受け継がれてきた伝統・文化や恵まれた自然環境を活かし、都会では体験できない食や温泉等の魅力ある観光素材を提供し、本地域との連携交流を促進すると共に、地場産業の育成や小さな拠点の整備等を通じて中山間地域を含む本地域の自律を支援する。

② 二地域居住等をはじめとする体験型・滞在型観光をツールとした日光・会津地域ならではの生活スタイル提案PRすることで、地域コミュニティの活性化を図る。

(関連インフラの整備等)

① 国際観光地日光を中心とした歴史・文化など豊富な観光資源が集積する主要観光地を結び、県域を越えた交流圏域を創出するため、県境をまたぐ広域幹線道路等の整備を推進する。

② 効率的かつ魅力ある観光周遊ルートの構築や地域コミュニティの維持・活性化を図るため、高速道路や新幹線等の広域交通ネットワークと主要観光地、更には周辺地域間を結ぶ地域連携ネットワークの充実強化を図る。

3. 「大規模災害時におけるバックアップ機能プロジェクトなど」

(大規模災害時における首都圏のバックアップ機能の確保)

- ① 災害時における首都圏の都市機能やエネルギーインフラのほか、太平洋側主要港湾・空港のバックアップ機能として、日本海側の新潟港、新潟空港等を利活用するなど広域的にバックアップする仕組みを構築する。

(2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップ等を通じた交流促進)

- ① 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップ等の開催を見据え、事前合宿やキャンプ等の誘致活動を行う他、スポーツによる地域間交流に関連する取組を推進するほか、スポーツを通じてインバウンドの取組を推進する。
- ② 首都圏と一体となった、東北復興状況、震災時の対応及び教訓、震災遺構等の情報発信を推進するほか、東北圏ならではの特産品や文化の発信といった取組を推進する。

2) [北海道との連携強化]

(津軽海峡交流圏の形成)

北海道新幹線開業を契機として、青森県全域と北海道の道南地域を一つの圏域とする「津軽海峡交流圏」の形成を進め、圏域内の交流の活発化を図るとともに、圏域外からの交流人口の拡大と訪問者の滞在時間の質的・量的拡大をめざす「λ（ラムダ）プロジェクト」を推進する。

(広域観光ルートの形成)

- ① 東北と北海道の周遊を目的とした広域観光商品「日本東北縦貫遊」の活用等、ビジットジャパンと連携した広域的なインバウンド観光振興の取組を推進するほか、大沼国定公園や白神山地などの自然景観の優れた地域が連携した広域観光ルートの形成を推進する。

さらに、サイクルツーリズム等を通じて東北・北海道の観光魅力を海外に向ける情報発信の取組を推進する。

(文化・歴史・交流)

- ① 三内丸山遺跡など北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた取組を通じ、圏域一帯となって歴史的な景観等を保存・継承することで、地域の魅力を発

信する。

(防災・地域医療)

- ① 東日本大震災における経験を活かし、広域災害に備えた地域間連携の強化に向けて、津軽海峡を介した日本海・太平洋の2面活用による被災地支援や物資供給の確保といった取組を推進する。

3) [北陸圏との連携強化]

1. 「広域防災・観光に向けた隣接圏との連携プロジェクト」

(広域観光ルートの充実)

- ① 2015年春に長野・金沢間が開業し、2022年度末には金沢・敦賀間が開業する北陸新幹線を有効活用し、国内外からの観光客の誘客促進に向けて、北陸圏と連携した魅力ある日本海沿岸広域観光ルートの充実と、魅力ある観光資源情報の発信の取組を推進する。

(広域交通・情報基盤の整備(社会資本整備))

- ① 北陸圏と連携した、環日本海諸国への物流や旅客における航路網の充実や国際物流機能の強化、空港機能の強化によるユーラシアへのゲートウェイ機能の強化といった取組を推進する。

(文化・自然・交流)

- ① 日本海に接する沿岸地域や日本海沿岸の道路を軸とした地域の特色を活かした交流等の文化・自然・観光等の地域資源を活用した交流促進の取組を推進する。
例えば、「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産登録(角館祭り、土崎神明社祭、花輪祭、高岡御車山祭、魚津のタテモン行事、城端神明宮祭、青柏祭等)に向けた取組を通じて、交流を促進する。

(防災・地域医療)

- ① 広域連携による降積雪対策の強化に向けて、東北圏および北陸圏の有する高度な除排雪技術等を連携活用し、港湾・空港、駅等の交通結節点やこれらにアクセスする道路網等における降積雪対策の取組を、日本海沿岸地域が一体となって推進する。

第6章 計画の推進に向けて

第1節 計画の効果的推進

1. 計画の推進

東北圏広域地方計画の推進にあたっては、東北圏を取り巻く内外の経済社会情勢の変化等に柔軟に対応するとともに、計画の実効性を確保していく必要がある。このため、東北圏広域地方計画協議会の構成機関を始め、住民、NPO、企業、学術研究機関等の関係機関等が十分に連携・協働を図りつつ、計画が描く地域の将来像の実現に向けた各種施策の展開・具体化を推進していく。

2. 重点的・効率的な施策の実施

厳しい財政事情を踏まえつつ、今後10年間で着実に東北圏の将来像を実現していくため、関係機関等においては、投資効果の早期発現とコストの縮減、選択と集中を図り、重点的・効率的に各種施策を実施していく。

3. 計画のフォローアップ

本計画の実効性を高めるため、本計画の内容や東北圏の実情を踏まえ、毎年度、各プロジェクトの推進状況を検証するとともに、推進に向けた課題への対応などについて検討し、その結果も踏まえ、プロジェクトを始め計画の一層の推進を図る。

また、全国計画の政策評価等に併せて、本計画の実施状況を評価し、その結果に応じて計画の見直しなど必要な措置を行う。

なお、これらの実施にあたっては、地域の関係主体の連携・協働を図るため、協議会の構成機関を始め関係機関等により十分議論しながら推進する。

第2節 他計画との連携

本計画を効果的に実施するため、国土利用に関する諸計画や社会資本整備重点計画及び地方公共団体の策定する総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、国土強靱化地域計画等と緊密な連携を図る。